

2024年度 自己点検・評価報告書

目次

第1章	理念・目的	1
第2章	内部質保証	10
第3章	教育研究組織	21
第4章	教育課程・学修成果	34
第5章	学生の受け入れ	52
第6章	教員・教員組織.....	61
第7章	学生支援.....	72
第8章	教育研究等環境.....	86
第9章	社会連携・社会貢献	98
第10章	大学運営・財務.....	121
第1節	大学運営.....	121
第2節	財務.....	130

第1章 理念・目的

本章のポイント

ア. 前年度からの改善・課題・問題点（簡潔に）

①工学院大学の目指す人材像を追記

イ. 今年度の取り組み状況（簡潔に）

①次期中期計画「コンパス 2029」の策定

ウ. 取り組み長所・成果（簡潔に）

特になし。

（1）現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

工学院大学では、教育研究の目的を踏まえた日々の学修と学生生活を通して、どのような環境にあっても、生涯にわたって不断に成長できる実力を備えた人材の育成を目指している。そのために、積極的で自立した調査（Research）に基づいて、自己で目標を設定して計画を立て（Plan）、確実に実行する（Do）だけでなく、その成果を客観的に評価検証（Check）し、改善に努め新たなステージに踏み出してゆく（Action）プロセスを日常的に意識することが大切と考え、こうした合理的な思考方法（R・PDCA サイクル）を、科学技術の運用能力とあわせて身につけることで、さまざまな分野においてリーダーシップを発揮できる人材を育成すべく、以下に掲げた能力の修得を目標に掲げている（根拠資料 1-1 【ウェブ】）。

知識・理解

基礎知識の修得

01. 数学、自然科学および情報技術の基礎知識を身につけている

02. 人、社会および文化に関する基礎的な知識や教養を身につけている

専門分野の知識の修得

学部学科毎に示される専門分野の知識や専門技術を修得している

思考・判断／技能・表現

汎用的問題解決力の修得

01. 問題定義

自ら情報収集・分析し、現代社会の問題から解決すべき課題を抽出して適切に問題設定できる

02. 論理的考察

課題解決に必要な論理的思考力や分析力があり、課題に対する解決方法が立案できる

03. 日本語表現（文章表現力、口頭伝達力・プレゼンテーション力）

日本語を用いて、自らの考えを論理的にまとめ、適切に表現できる

04. 英語コミュニケーション

英語を用いて、異文化・多文化の中で基礎的なコミュニケーションができる

05. R・PDCA

i. 目標設定力、計画力

自らの希望や将来展望に基づいて、学修と学生生活の目標を段階的に設定できる

目標設定に当たっては、十分な調査を行うと共に、客観的な意見を尊重できる

学修とその内容および習熟度を自ら把握し、目標達成のために計画を立案できる

学修する内容を予め調べ、理解すべき要点と解決すべき問題点を明確に取り組むことができる

ii. 学修・活動の実施、実行力

自らを律し、継続的な学修によって、知識や能力を高めることができる

各学部・学科が具体的に定める修得すべき能力を理解し、積極的に学修する

学修の成果や取り組んだ活動について、他者に分かりやすくかつ正確に説明できる

学生生活をととして、豊かな人間性を備え、相手を理解・尊重しつつ相互作用できる

iii. 自己点検・評価力

自らの目標を振り返り、計画に沿って進んでいるかを客観的に点検・評価できる

教員とのコミュニケーションに基づき、学修内容に関する理解度を総合的に点検・評価できる

iv. 改善力・向上力

取り組んだ学修や活動について冷静に振り返り、計画に沿っていない部分や新しい問題点を発見できる

当初の目標や計画の適切性を考察し、より高い目標や新たな計画にフィードバックできる

関心・意欲・態度

道徳的態度と社会性の修得

01. 主体的学修

自己を律し、継続的に学修して知識や能力を高めることができる

02. チーム協働

豊かな人間性を備え、相手を理解・尊重しつつ、チームの成果に貢献することができる

03. 社会理解・キャリア意識

人間社会と科学技術との関わりを多面的に捉えられ、学ぶこと・働くことの意義や役割を理解できる

社会や自己の理解と通じて、社会的・職業的自立に向け、勤労観・職業観を自ら形成できる

04. 技術者倫理

技術が社会に及ぼす影響や効果、及び技術者が社会に対して負っている責任を理解し、高い

倫理観を持って自らの社会的責任を果たすことができる

知識・理解／思考・判断／技能・表現

創成能力の修得

上記の知識や能力を具体的な問題に応用し、制約条件下で課題を解決する提案ができる

具体的には、情報リテラシー、創造的思考力、課題解決力をもって、独自性のあるテーマを設定し、独自性のある解決方法を提案し、論証できる

これらを考慮して、大学における人材育成その他の教育研究上の目的がそれぞれの学部・学科、研究科・専攻ごとに設定されている。例えば、大学院工学研究科における教育研究上の目的は、次のように定められている（根拠資料 1-2 【ウェブ】）。

工学研究科は、独創的かつレベルの高い研究を展開して社会や人類に貢献するとともに、各専攻分野の原理・原則に関する深い知識と応用力を有し、学際的な視野にたって判断できる技術者や研究者を育成することを教育研究上の目的とする。それを踏まえ、修士課程では専門教育に立脚した専門技術者や研究者を育成する。また、博士後期課程では先端研究領域を切り開くことのできる高度専門技術者や上級研究者を育成する。

さらに、専攻ごとに固有の目的が設定されており、例えば、工学研究科機械工学専攻において設定されている内容は次の通りとなっている（根拠資料 1-2 【ウェブ】）。

本専攻は、エネルギー工学、材料・加工工学、設計工学、計測制御・ロボティクス、システム工学の機械工学の基礎分野の知識を十分習得した上で、さらに高度な先進化・統合化された知識・技術を習得し、自立して国際的に活躍できる広い視野を持った技術者・研究者を育成することを教育研究上の目的とする。

各学部・学科、工学研究科各専攻においても同様に教育研究上の目的が設定されている。

○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学はその前身を工手学校にしている。そして工手学校は、我が国初めての私立の工業学校として創立され、「工手」（中堅技術者）を育成することを目的に、日本の工業を支える働き手を養成する学校としてスタートした。以来、科学技術の発展とともに、工学を中心とする高度な技術を教育・研究する大学として発展し、技術者や研究者などを中心に約 10 万人を超える卒業生を世に送り出している。

工手学校創設以来引き継がれている本学の建学の精神は、「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」である。そして、2012 年には創立 125 周年を迎えるのを機に、

学園全体の理念・目的を、「無限の可能性が開花する学園」と再定義した。

また、工学院大学学則第1条には、本学の目的を「大学として、広く知識を授け人格の完成をはかるとともに、工学及び関連分野に関する高等な理論とその応用を教授ならびに研究し、人類の福祉に貢献し得る人材を育成する」と規定し、さらに工学院大学大学院学則第1条にも、「大学院は学部の教育の基礎の上に、学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を極めて、文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている（根拠資料1-3【ウェブ】、1-4【ウェブ】）。すなわち、建学以来一貫して、技術を生かして社会に貢献する人材を育成することを目的とするものといえる。

大学の理念・目的と連動した形で各学部・研究科における教育研究上の目的が明示されており、例えば先進工学部においては、次の通り教育研究上の目的が示されている（根拠資料1-5【ウェブ】）。

先進工学部の教育研究上の目的

本学部は、充実した教養教育により人間と社会と科学技術を多様な視点から捉える眼を養い、さらに自然科学の基本原則を踏まえ、それらと工学との融合による近未来の科学技術イノベーション実現に意欲をもち、社会に貢献するための人間性を兼ね備えた技術者を養成し、高度の研究を進めることとあわせて「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

○生命化学科

本学科は、複雑な生命の営みを様々な物質や化学反応との関わりから理解していくことを目指し、化学・生命科学分野の基礎研究およびその応用に携わる。また、その活動を通じて、生命に向き合う倫理観と困難な研究課題に取り組むための基礎的な能力を兼ね備えた生命化学研究者や技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

○応用化学科

本学科は、『「くらし」を支え「みらい」を拓く化学のちから。』を基礎理念としている。「くらし」を支え「みらい」を拓くための課題に対して、化学の力を使って積極的に取り組むことによって、食品・バイオから次世代エネルギー素材まで、さまざまな産業分野で広く活躍できる健全で幅広い視野、基礎学力、および実践力を備えた化学技術者・研究者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

○環境化学科

本学科は、現代社会が直面する問題の解決に資する知の創造とその応用手法の確立を目的とする環境化学の分野において研究に携わり、さらに研究をもとに時代の要請に応じて世界のあらゆる場所で直面する環境に関連する諸現実の問題を解決するための実践的な研究開発能力を持ち、環境化学に関連する幅広い複合的な研究領域で活躍できる技術者、研究者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

○応用物理学科

本学科は、現代社会や自然環境が直面する問題の解決に資する知の創造を主に物理学の分野

に求め、物理学およびその学際領域への実践的研究に携わることで、この分野の発展に努めその応用手法の確立に貢献する。ひいては、応用物理学における研究活動の成果によって、世界の直面する問題に対処し解決できる技術者、研究・開発者、教育者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

○機械理工学科

本学科は、現代社会が直面する問題の解決に資する知の創造と、その応用手法の確立を目的とする機械理工学の分野において研究に携わり、さらに研究をもとに時代の要請に応じて世界のあらゆるところで直面する現実の問題について機械工学を駆使して解決し、ひいてはその活動の指揮を執るための能力を有する技術者を養成し、もって「持続型社会を支える科学技術の発展」に寄与することを教育研究上の目的とする。

その他の各学部・学科、工学研究科各専攻においても同様に教育研究上の目的が設定されている。なお、本学の理念・目的の関係性をまとめると、図 1.1 の通りとなる。

以上のことから、大学の理念・目的を適切に設定できており、それを踏まえた学部・研究科の目的も、工学院大学の目指す人材像としての適切な内容としてまとめられている。

工学院大学の理念・目的の関係図



図 1.1 工学院大学の理念・目的関係図

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

各学部・各学科、研究科・各専攻における人材育成その他の教育研究上の目的に関し、適切に設定できていることは点検・評価項目①において確認しているが、その適切な明示については、学内教職員等関係者に限らず、あらゆるステークホルダーに対しても公表（閲覧）できるよう、冊子等の紙媒体やウェブサイト等オンライン上でも展開されている。

○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

学園全体の理念については、長期目標「Vision150」に明示している（根拠資料 1-6【ウェブ】）。また、毎年度発行している「FD ハンドブック」にも理念を掲載している（根拠資料 1-7【ウェブ】）。

また、人材育成その他の教育研究上の目的については、大学学則及び大学院学則の第 1 条に定めており、学生便覧・学修便覧に毎年度掲載している（根拠資料 1-8【ウェブ】）。

さらに、各学部・研究科とも、教育研究上の目的について、大学学則第 1 条第 2 項に「各学部・学科における人材養成等教育研究上の目的については、別に定める」と、また大学院学則第 1 条第 2 項に「工学研究科の各専攻における人材養成等教育研究上の目的については、別に定める」としており、これを受けて、「工学院大学先進工学部の教育研究上の目的に関する規則」、「工学院大学工学部の教育研究上の目的に関する規則」、「工学院大学建築学部の教育研究上の目的に関する規則」、「工学院大学情報学部の教育研究上の目的に関する規則」、「工学院大学大学院工学研究科の教育研究上の目的に関する規則」にそれぞれ適切に明示されている。

特に、大学・学部・研究科の理念・目的は、「学則」、「学生便覧・学修便覧」にも掲載するなど、学生及び教職員にも周知される。社会に対しての周知としては、学生便覧・学修便覧及び学部・研究科ごとの教育研究上の目的に関する規則を本学ホームページに掲載し、公表している。

また、2017 年度に、教育研究上の目的を組み込んだ 3 つのポリシー（学生受け入れの方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針）は、各学部・学科及び研究科・専攻ごとに策定し公表している（根拠資料 1-9【ウェブ】、1-10【ウェブ】、1-11【ウェブ】）。なお、3 つのポリシーについては、教育評価改善委員会において、毎年度継続して点検・見直しを実施されている（根拠資料 1-12）。

各学部・研究科での取組例として、建築学部では、2023 年度も引き続き 3 つのポリシー等を「学修ガイダンス」にまとめて掲載している（根拠資料 1-13）。引き続き、学生をはじめ、教職員及び社会に対しても、周知を図っていきたい。

以上のように、教育研究上の目的を適切に明示し、また大学の理念・目的を刊行物及びホームページ等で教職員及び学生に周知したうえで、社会に対しても公表できている。また、学部・研究科の人材育成その他の教育研究上の目的等についても、学生便覧・学修便覧に記載してホームページに掲載している。さらに、教育研究上の目的を組み込んだ 3 つのポリシーもホームページに掲載し、社会へ公表している。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点

- 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
 - ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

- 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定
 - ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学は 2017 年に創立 130 周年を迎え、これを機に、創立 150 周年に向けた長期目標である「VISION150」（2012 年 4 月策定）の改定を行った。

2024 年度は、今後の 6 年間の中期計画にあたる「コンパス 2029」（2024 年 10 月）を策定し公表した（根拠資料 1-14 【ウェブ】）。ここでは、数理・データサイエンス・AI 教育の充実、築 30 年以上が経過し、インフラ等が老朽化した新宿キャンパスの大規模修繕計画について明示した。さらに、事務効率 DX 化や学修効果の可視化など、高等教育に求められている課題についての取り組みについて明示した。2020 年度に受審した認証評価により指摘をされた内容に関して、改善に向けての取り組みを進めつつ、新たな中期計画にその課題を盛りこんだ。

各学部・機構、研究科の教学部門管理については「学長方針に基づく学部等事業計画が毎年度策定されており、大学内において PDCA サイクルに基づく評価が持続的に行われている（根拠資料 1-15）。

以上のように、大学全体では、大学の理念・目的達成のため、将来に向けた長期目標「VISION150」、中期計画「コンパス 2029」で方針と施策を示し、計画遂行と振り返りを継続的に行っている。大学・教学組織では、学部長・研究科長のもと、中長期計画で定められた教育研究上の目的実現に向けた各取り組みと振り返り評価を継続的に行っている。これらのことから、将来を見据えた中長期計画その他の諸施策の設定はできていると言える。

(2) 長所・特色

なし。

(3) 問題点

なし。

(4) 全体のまとめ

「現状説明」で記述したように、工学院大学の目指す人材像に基づき、各学部・学科、工学研究科・各専攻の教育研究上の目的が明瞭に示されている。また、大学の学則等においても理念・目的及び学部・研究科の目的は、適切に設定した上で公表している。

また、大学の理念・目的を達成するため、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策が適切に設定されている。なお、2020 年度受審した認証評価における指摘事項も含めてその改善が図られていることにも言及しておく。

(5) 学長からの改善指示

- ・ VISION150 で達成状況等の点検が必要である。
- ・ 「コンパス 2029」の3年目に向けた見直しを行ってほしい。

第2章 内部質保証

本章のポイント

ア. 前年度からの改善・課題・問題点

- ①点検・評価結果においては、データ等のエビデンスを活用した検証が乏しい。
- ②点検・評価書の有効性の確認が必要。また、体制図の見直しも検討中。

イ. 今年度の取り組み状況

- ①各部局に対する改善課題を表明（点検・評価書）することで、その課題を認識し、改善を図る取り組みが進められている。
- ②外部評価委員会による講評を共有したこと
- ③内部質保証委員会における活動のスケジュールの見直し

ウ. 取り組み長所・成果

- ①特になし

（1）現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点

○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

内部質保証に関する大学の基本的な考え方として、2017年4月に「内部質保証に関する規程」を制定し、「目的・方針」、「自己点検・評価の組織」等を明確にした（根拠資料 2-1）。内部質保証に関する大学の基本的な考え方は、この制定した規程の第1条に明示されている。そこには、「大学が自ら掲げる目的の達成及び理念の実現のため、継続的な自己点検・評価を行い、その結果をもとに改革・改善に努めることを通じて、大学の教育研究の水準を保証し向上させ、大学に対する社会の信頼を一層確実なものとする」と定めている（根拠資料 2-1）。

このように、2017年度において、内部質保証システムの方針、規程、体制までの構築は完了したところであるが、その後の有効性や機能性については依然として課題となっていた。そこで、2018年度には、9つの項目からなる「工学院大学 内部質保証の方針」を整備することで、大学内で基本的な考え方が共有できる状況となった（根拠資料 2-2【ウェブ】）。その9つの項目は次の通りである。

1. 内部質保証の目的
 2. 内部質保証の体制
 3. 内部質保証制度の運用と自己点検・評価
 4. 各組織における自己点検・評価の実施
 5. 自己点検・評価結果の反映
 6. 教職員個人における内部質保証
 7. 内部質保証の客観的検証
 8. 自己点検・評価結果の公表
 9. 改善結果の報告と公表
-

この方針に関し、はじめに「1. 内部質保証の目的」が設定されている。そこには、建学の精神に基づく理念・目的を実現するため、自らの責任において、教育研究活動等が適切な水準にあることを保証し、恒常的・継続的に質の向上を図るとしており、すなわち、毎年度の自己点検・評価報告書の作成を通じて、その恒常的・継続的質の向上を図ることが明示されている。

次に、「2. 内部質保証の体制」に関し、内部質保証に関する規程に基づき、学長の下に内部質保証委員会が設置され、教育研究活動等の適切性、有効性を検証するため、大学全体の自己点検・評価活動を内部質保証委員会が統括・推進するとしている。

「3. 内部質保証制度の運用と自己点検・評価」に関し、教育研究活動等の改革・改善達成状況を、内部質保証委員会の開催を通じて毎年度確認しているが、こうした活動を推進し継続的に審議することで、PDCA サイクルを有効に機能させ、質保証制度を維持・向上が進められることが示されている。なお、2019 年度からは本学初の外部評価委員会も開催されており、客観的妥当性が担保されるよう、質保証の推進が企図されている。

「4. 各組織における自己点検・評価の実施」に関し、各部局が毎年度、検証可能な根拠により自己点検・評価シート（学部等事業計画）を作成し、それに基づき自己点検・評価報告書の執筆が行われていることから、点検・評価の実施が確認されている。

以上のような各取り組みを実践しており、内部質保証の方針に従い、その対応や実施体制が確立されている。

次に、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担について、上述した内部質保証に関する規程の第 2 条で、自己点検・評価の組織として、「学長の下に自己点検・評価を継続的かつ総合的に実施するため、『内部質保証委員会』を置く」と規定し、さらに、「日常的な実務については、研究科・専攻、学部・学科・センター、学内の各種委員会等、および事務組織の部署（部・課等）が担当する」と定めている（根拠資料 2-1）。

このように、学長の下に「内部質保証委員会」が設置され、大学執行部である副学長、研究科長、学部長、教育推進機構長、学事部長、学事部次長、教育開発センター所長、就職キャリア支援部長又は次長、入学広報部長又は次長、グローバル事業部長又は次長、総合企画部長又は次長、学長が必要と認めた教職員若干名、以上のメンバーが委員に任命され、内部質保証の推進という役割を担っている。また、各学部・学科・研究科・機構といった教学組

組織レベルの内部質保証は、当該構成員がその責任に基づき、当該組織の中で内部質保証の推進という役割を担うことになっている。

最後に、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針について、まず規程面においては、2017年4月に「教育評価改善委員会規程」を制定し、教育評価改善委員会にて3つのポリシーに即して本学における教育の実効性を、各学部・研究科レベルでの責任体制の中で評価・改善する仕組みを構築した（根拠資料2-3）。

以上の3要件を確認したところ、現状では内部質保証のための全学的な方針及び手続きを十分に明示できている。2017年度から体制整備を順次進めてきたが、内部質保証システムのPDCAサイクルを機能させるための拠り所となる内部質保証の方針も明示しつつ、実施することができている。そのため、引き続き、自己点検・評価の結果に基づき、PDCAサイクルによる教育研究活動への改革・改善につなげていくが、実証データに基づくエビデンスの充実が引き続き課題として挙げられ、第4期認証評価を見据えた対応が必要になってくる。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点

○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

○全学内部質保証推進組織のメンバー構成

○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

本学は、第2期及び第3期認証評価で求められる全学的な内部質保証システムの方針、規程、体制等、その整備が不十分であった。しかし、2017年4月に「内部質保証に関する規程」を制定し、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備をするとともに、その推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成を明確にした（根拠資料2-1）。

具体的には、規程の第2条によると、内部質保証の推進に責任を負う全学的な総括組織として内部質保証委員会がその任を担うことになっている。その委員会における任務として、第4条では「(1) 内部質保証を実現する体制の整備、運用、検証および改善方針の立案、(2) 大学全体の自己点検・評価活動に関する方針の策定、(3) 大学全体の自己点検・評価活動における各種委員会ならびに研究科、各学部および各部局への指示」を掲げている。この総括組織と全学的な内部質保証システムの評価体制（総括組織と評価体制の関係性）を具体的に示したものが、図2.1になる。

なお、2020年8月には、第4条第1項第4号及び第5号の追記を行っている。追記内容は、「(4) 外部評価委員会からの検証結果を受けての学長への報告、(5) 前号の報告に基づく学長からの改善事項について、部局等において改善が行われたかの検証」という箇所であり、PDCAのループ化を規定上においても意識づけた変更となっている（根拠資料2-4）。

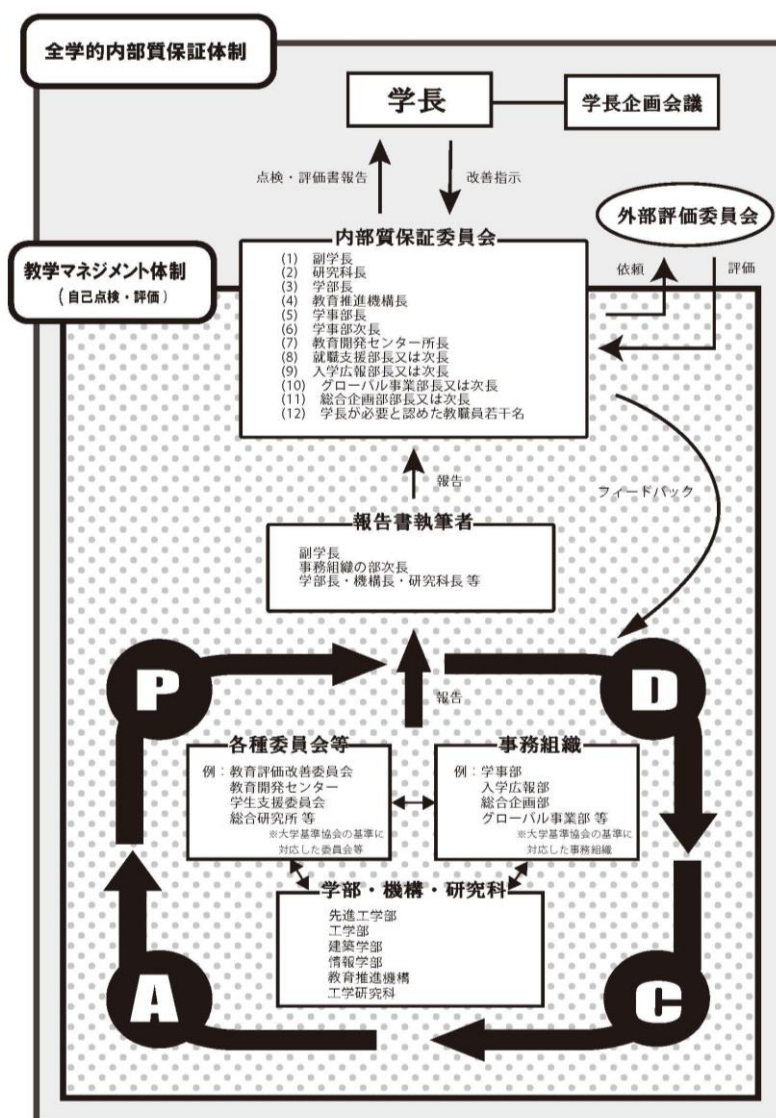


図 2.1 工学院大学内部質保証システム評価体制図

図 2.1 は全学的な内部質保証推進体制を図示したものである。図 2.1 で示している通り、本学の内部質保証システムは、いわゆるボトムアップ方式を採用した体制になっている点が特徴といえる。2001 年に設置された国際基礎工学科(現先進工学部機械理工学科)では、数多くのカリキュラムを新設し、日本で初(第 1 号)の JABEE (Japan Accreditation Board for Engineering Education) 認定を受けた。また、近年では建築学部が業界の DX 化を牽引するために、新宿キャンパスにデジタルツインラボを創設する等、教学組織を起点とした多くの改革がなされてきた。

こうした歴史が本学の教育プログラムを検討するうえでも教訓となっており、本学の自己点検・評価の体制は、予てから一貫してボトムアップの体制となっている。

そのため、内部質保証委員会を中心とした全学的な PDCA サイクルをまわしていくためには、各教学組織レベルにおける PDCA サイクルのマネジメントが重要となる。

図 2.1 の下段において、まず「各種委員会等」、「事務組織」、「学部・機構・研究科」と示されているが、各組織が「自己点検・評価シート（学部等事業計画）」を作成し、内部質保証委員会に報告があげられていく。例えば、教員の場合、所属する学部学科内で実施される教授会・教室会議・運営会議等での協議、あるいは所属する委員会等で協議されたことが、学部等事業計画にまとめられていく。

「自己点検・評価シート（学部等事業計画）」をもとに事務系部次長職が中心となり、内容を精査・把握したうえで、大学全体の「自己点検・評価シート」がまとめられる。作成された「自己点検・評価シート」に基づき、副学長との協議のもと、「自己点検・評価報告書」が執筆されることとなる。最終的には、年度末の内部質保証委員会で協議のうえ、年次の「自己点検・評価報告書」が完成する体制となっている。

なお、2020 年度に受審をした第 3 期認証評価の際、大学基準協会より「内部質保証に関連する各会議体との連携や役割分担が明確になっておらず、（中略）内部質保証推進組織である「内部質保証委員会」によるマネジメントが不十分である」との指摘があった。そこで、図 2.1 に「フィードバック」として示している通り、自己点検・評価報告書と学長の改善指示に基づき、内部質保証委員会から各部局に対して改善課題を記した点検・評価書を発出し、各部局内にて改善活動を行う仕組みとした（根拠資料 2-5）。改善活動の状況は 12 月に各部局が点検・評価書に記入後、内部質保証委員会に報告され、内部質保証委員会によって検討所見が記入される。この一連のサイクルによって内部質保証委員会の役割と各部局との連携を明確化した。

また、内部質保証委員会の活動を外部の視点から評価する外部評価委員会が設置されている。2024 年度は 9 月 21 日に外部評価委員会を開催し、2023 年度の自己点検・評価報告書に基づき、客観的な評価やその妥当性が検討された。11 月 4 日には外部評価委員会から総括という形で内部質保証委員会委員長宛に評価結果が表明され、それを受けて内部質保証委員会委員長から学長へ報告が行われた（根拠資料 2-6）。

図 2.1 において内部質保証体制の手続きに関しては正しく表記されているが、教学マネジメント体制との関係性等については見直しが必要であるため、来年度以降内部質保証委員会で検討を進めていきたい。

○全学内部質保証推進組織のメンバー構成

前述（点検・評価項目①）の通り、内部質保証委員会のメンバー構成は、「内部質保証に関する規程」第 3 条で、(1) 副学長、(2) 研究科長、(3) 学部長、(4) 教育推進機構長、(5) 学事部長、(6) 学事部次長、(7) 教育開発センター所長、(8) 就職キャリア支援部長又は次長、(9) 入学広報部長又は次長、(10) グローバル事業部長又は次長、(11) 総合企画部長又は次長、(12) 学長が必要と認めた教職員若干名とし、教学分野を中心的に所管する者を構成メンバーとしている（根拠資料 2-1）。

以上のことから、規程上も、評価体制図（図 2.1 参照）においても現状では内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織体制の整備及びそのメンバー構成を明示できている。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。
評価の視点

- 学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方
- 方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
- 学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- 学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
- 点検・評価における客観性、妥当性の確保

○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方

本学における人材育成の基本となる考えは、大学学則と大学院学則に規定されている。

大学学則第1条第1項には、「広く知識を授け人格の完成を図るとともに、工学及び関連分野に関する高等な理論とその応用を教授ならびに研究し、人類の福祉に貢献し得る人材を育成する」と目的が定義され、さらに同条第2項に「各学部・学科における人材養成等教育研究上の目的については、別に定める」と記載されている（根拠資料2-7【ウェブ】）。

大学院学則第1条第1項には、「学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与する」と目的が定義され、また同条第2項に「工学研究科の各専攻における人材養成等教育研究上の目的については、別に定める」と記載されている（根拠資料2-8【ウェブ】）。

双方に規定される「別に定める」とは、学内での委員会組織等での活動を指し、本学の「学位授与方針、教育課程の編成・実施方針のための全学としての基本的な考え方」については、教育評価改善委員会が主管となり、その方針の策定に関与し、現在に至っている。

学生の受け入れ方針策定のための基本的な考え方の設定についても、2023年度からは、教育評価改善委員会が協議されている。内部質保証委員会はその関連性と整合性を確認する組織として機能することとなっている。

なお、「工学院大学の目指す人材像」として、基本的な考え方を設定し、ホームページを通じて学内外に広く周知している（根拠資料2-9【ウェブ】）。

○方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

全学的な内部質保証体制は、図2.1に示す通り実施できている。2024年度において内部質保証委員会は、次の通り4回開催されている。

1. 5月20日：第1回内部質保証委員会
2. 6月24日：第2回内部質保証委員会
3. 12月2日：第3回内部質保証委員会

4. 3月10日：第4回内部質保証委員会

第1回内部質保証委員会では、年間スケジュール、学部等事業計画等の確認が行われ、第2回では大学基準協会に提出する第3期認証評価における「改善報告書」の審議がなされた(根拠資料 2-10、2-11)。第3回では教育評価改善委員会で検討がなされた3つのポリシー、その他委員会で見直しがなされた各種方針について関連性、整合性等の確認をおこなった(根拠資料 2-12)。第4回では各部局から提出された自己点検評価シート(学部等事業計画)をもとに作成された自己点検・評価報告書の審議が行われ、2025年度に向けての改善課題について議論が行われる予定である(根拠資料 2-13)。

○全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

学部・機構・研究科におけるPDCAサイクルの全般は前述(点検・評価項目②)の通り、学部等事業計画において実施されていく。学部等事業計画は、期初に年度計画を立て、期末に向けて施策の実施と自己点検を行っている。

教育課程の編成に関するPDCAサイクルについては、例えば、各学部・学科・研究科ごとに、教育課程の体系、教育内容、授業科目区分、授業形態を学生便覧及びシラバスに示し、さらには履修フロー図なども明示することで、順次性や体系性を意識したカリキュラム編成を行っている。これらは2017年度に立ち上げた教育評価改善委員会で検討され、各学位課程にとってふさわしい教育が設定されているかのチェック(評価)が実施されている。2024年度においても、この教育評価改善委員会は12月までに6回ほど開催されており、教育評価改善委員会の役割はより重要なものになっている(根拠資料 2-14)。

なお、前述(点検・評価項目②)の通り、教育評価改善委員会において検討された内容は、各学部・機構・研究科等の各教学組織内でPDCAサイクルに基づく改善見直しが進められており、自己点検・評価シート(学部等事業計画)へも反映される。2024年度においても、図2.1の「フィードバック」として示す通り、2023年度の自己点検・評価報告書に基づき、内部質保証委員会から各部局へ改善指示(点検・評価書)が発出され、各部局内で改善指示に対する取り組みが一丸となって行われている(根拠資料 2-5)。

○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施とその結果に基づく改善・向上の計画的な実施

全学的な内部質保証体制は、図2.1に示す通りであるが、図示された活動は年度単位で実施されている。一方で、例えば各学部・研究科・機構あるいは各種委員会においては、教室会議・学部教授会、その他各種の会議等が年間を通して頻繁に開催され、それぞれの教学組織において定期的な点検・評価等が都度行われている。最終的には、それぞれの部局で集約された結果が年次の自己点検・評価シート(学部等事業計画)や年次の自己点検・評価報告書となることから、これら点検・評価に関する定期的な実施は現状できている。

こうした各部局の年次でまとめられた自己点検・評価シートは最終的にそれぞれの部局へもフィードバックされることから、当該年度において、前年度の問題点及び課題点に関する改善・向上のための検討が自動的に行われる体制となっている。2024年度においてもこのフローは実施されている。

○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

本学では、行政機関、認証評価機関等から指摘を受けた場合、遺漏なく適切に対応している。2020年度の第3期認証評価における大学基準協会からの改善指示については、2023年度の時点で改善策が講じられており、2024年7月に改善報告書を提出した。

今後も指摘事項を受けた際は、適切に対応していく。

○点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学における評価体制は図2.1に示す通りであり、この体制図にあるようなアクションが毎年度行われている。2024年度においてもその体制やアクションに変更はない。これまでどおり、スピーディーにかつ効率的に評価結果がまとまる体制となっている。

また、外部評価委員会の設置についても以前から規程も整備されている（根拠資料2-15）。外部評価委員は、(1) 高等教育機関等に所属する有識者、(2) 高等学校等の教育機関の教員、(3) 産業界からの有識者、(4) 本学に在籍する学生、(5) 本学に在籍する学生の保証人等によって構成されている。2018年度以降の自己点検・評価報告書からは、これらステークホルダーによる客観的な評価を得ることができており、2023年度の自己点検・評価報告書についても同様に評価を得た。

この評価結果は外部評価委員会から総括という形で内部質保証委員会委員長へ示され、その内容を委員長が学長へ報告する（根拠資料2-6）。学長はそれを受けて点検・評価書の内容とその他指摘事項を含めた改善指示を内部質保証委員会委員長宛に発出し、内部質保証委員会内でその発出文書が委員メンバーに共有される（根拠資料2-16）。なお、この改善指示の内容は当該年度の自己点検・評価報告書にも記載される。

以上のことから、現状では方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しており、また学内における評価体制及び外部評価委員会による客観的かつ妥当な評価結果を受けた教学運営ができています。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点

- 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
- 公表する情報の正確性、信頼性
- 公表する情報の適切な更新

○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

教育研究に関する諸活動をはじめ、学校教育法施行規則で公表が求められている事項、例えば財務諸表等はホームページで公表されており、法令に則った情報公表はできている（根拠資料2-17【ウェブ】）。また、教育の質保証に関しても、大学案内の中に専用のメニューを

設け学内外に明示している。

なお、2024 年度の自己点検・評価報告書については、2025 年 4 月初旬に本学ホームページへ掲出予定である。

○公表する情報の正確性、信頼性

公表する情報の正確性や信頼性が担保されるまでは、大学内で慎重に協議及び審議を重ね、適時に情報公表を実施しており、この点については問題ない。

また、学園の事業報告書においては、私立学校法施行規則第 4 条の 4 第 4 項に則った作成を意識し、また、情報公表にあたっては、寄附行為に基づくプロセスを経ており、その正確性や信頼性が担保されるよう十分な配慮をしている（根拠資料 2-18 【ウェブ】）。

○公表する情報の適切な更新

教育研究に関する諸活動、財務、内部質保証、その他の諸活動については、適宜適切に公表し、広く周知している。また、大学基準協会による認証評価結果についても、本学ホームページに掲載している。2020 年度の第 3 期認証評価における改善報告書の結果も大学基準協会から通知があり次第、ホームページに掲載予定である。

以上のことから、教育研究に関する諸活動、財務、その他の諸活動の状況等をタイムリーに学内外に周知し、説明責任を果たしている。今後も速やかにかつ慎重に審議を重ね、自己点検・評価結果も含めて、広く学内外に公表していく。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
- 点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

○全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

2017 年 4 月に内部質保証に関する規程を制定し、いくつかの改正を経て現在に至っており、基本的な内部質保証システムを整えることは現状できている。2018 年度になり、内部質保証システムの細部にわたり検討が行われ、既述のような図 2.1 に示す役割・体制等を明確化し、可視化ができる状況にまで到達した。

2021 年度にはシートの改良等、手続き上の問題に関して適宜点検・見直しを図った。2024 年度においては、スケジュールの問題や点検・評価書の有効性、3 ポリシーその他方針の見直しのフローの修正等の課題について、内部質保証委員会で発議が行われ、まずはスケジュールの見直しが図られた。他 2 点に関しては、引き続き内部質保証委員会で議論を継続していく（根拠資料 2-10、2-11、2-12、2-13）。

以上の通り、PDCA サイクルの適切性や有効性は、随時、定期的な点検を通じて実施できているものといえる。

○点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

上述の通り、それぞれの教学組織レベルにおいては、各部局が用意した根拠資料に基づき、その組織において適切に自己点検・評価活動が実施されている。根拠資料は、会議・委員会等の議事録が中心となっているが、アンケート結果やその他統計資料等の数値データも活用することにより自己点検・評価の客観性を保っている。こうした根拠資料は、自己点検・評価報告書を執筆する際には「根拠資料一覧」としてまとめられている（根拠資料 2-19）。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

点検・評価結果に基づく改善・向上も、仕組みとしては整備できている。第4期認証評価では、学生の意見を取り入れた評価や学修成果等の実証データに基づく点検・評価、改善活動が求められており、本学のPDCA サイクルにうまく取り入れていく必要がある。

以上のことから、現状では全学的なPDCA サイクルは明示できており、さらにその細部にわたって評価体制の確立ができているといえる。しかしながら、点検・評価書の有効性の検証や内部質保証体制図の見直し、学生の意見を取り入れた評価や実証データに基づく点検・評価、改善活動への対応は今後の課題となる。

（2）長所・特色

なし。

（3）問題点

前述（本基準⑤）のように、点検・評価結果に基づく改善・向上について、仕組みとしては整備できている。しかし、学修成果等に基づく実証データに基づく点検・評価、あるいは改善活動を行っていくことが、今後の課題といえる。

また、点検・評価書の有効性の検証や内部質保証体制図の見直しも課題として委員会で上げられている。引き続き内部質保証委員会において議論を進めていく必要がある。

（4）全体のまとめ

2024年度については、前年度同様に2023年度自己点検・評価報告書に基づき、内部質保証委員会から点検・評価書を通じて、各部局にフィードバックを行った。2020年度の大学基準協会からの指摘事項である内部質保証委員会と各種委員会との組織間の連携についても点検・評価書を活用することで対応できている。

2019 年度からは外部評価委員会による客観的かつ妥当な評価を受ける体制も整備されたが、この制度は 2024 年度も継続して実施しできており、学内外のあらゆるステークホルダーへも説明責任が果たしているといえる。全学的な内部質保証システム体制は構築できており、また有効に機能していることから、今後は、学生からの意見の集約や実証データに基づく改善活動を行っていくことが急務となる。

(5) 学長からの改善指示

- ・ 内部質保証体制図の見直し(教学マネジメント体制との関係性の整理)を図ってほしい。
- ・ データを活用した自己点検・評価体制の確立に注力してほしい。
- ・ 自己点検・評価に関わる負担軽減への対応が必要である。

第3章 教育研究組織

本章のポイント

ア. 前年度からの改善・課題・問題点

- ・教育支援機構 科学教育センターの位置づけ
- ・分野横断的な研究を促進する仕組みづくり

イ. 今年度の取り組み状況

- ・教育支援機構 科学教育センターの位置づけ再考
- ・教育支援機構 防災・減災教育センターの設置準備
- ・研究室の分野横断的な取り組み、及びアウトリーチを促進するための仕組みの検討

ウ. 取り組み長所・成果

- ・教育支援機構 防災・減災教育センターの設置
- ・就職キャリア支援部の設立及び就職キャリア支援委員会の開設

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点

- 大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
- 大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
- 教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性
- 教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

○大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

本学は、1887（明治20）年に「工手」（中堅技術者）の育成を目的として創設された我が国初めての私立の工業学校「工手学校」を前身に、1949年に工学部のみの単科大学となり開学した。その後、学部学科及び研究科の設置・改組を経て、現在では、学校教育法第85条に基づく4つの学部、すなわち先進工学部、工学部、建築学部、情報学部及び同法第97条、第100条に基づき大学院工学研究科（修士課程・博士後期課程）を設置している。創立当初は、1学部2学科であったが、現在は、図3.1に示すように、4学部15学科、大学院1研究科6専攻を設置する大学となっている。新宿・八王子と2つのキャンパスを有し、教育・研究活動を展開している。

これらの学部・学科及び研究科・専攻は、いずれも建学の精神である「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」に必要とされる分野である。

これまでの学部及び研究科の変遷を辿ってみる。

多様化、複雑化、グローバル化する社会の要請にも配慮し、社会の変化に対応するため学部及び研究科の構成を検討し、2005年度までは工学部第1部・第2部のみであった学部について、2006年度に情報学部及びグローバルエンジニアリング学部、2011年度に建築学部を

新設した。2011 年度には大学院工学研究科にシステムデザイン専攻も新たに設置し、社会人入学も視野に入れ、工学関連分野と経営感覚をバランス良く兼ね備えた技術者を育成することにも取り組んでいる。他方、夜間において授業を行う第 2 部に対する社会人のニーズは以前に比べて少なくなり、2014 年度から工学部第 2 部を募集停止している。2015 年度には生命化学、応用物理学など、工学及び関連分野の融合による科学技術イノベーションの実現を目的として先進工学部を新設し、グローバルエンジニアリング学部教育課程は、先進工学部に取り込むことで発展的解消を図った。2016 年度には、高度なコンピュータとネットワークに支えられた情報社会に対応できる技術者の養成を目的として、情報学部「情報通信工学科」と「システム数理学科」を増設した。2019 年度には、先進工学部機械理工学科に、高度な工学知識を兼ね備えたエンジニア・パイロットを目指す「航空理工学専攻」を設置した。また、2023 年度には、学修内容を受験生にもより解りやすく伝えるべく、情報学部「システム数理学科」を「情報科学科」へ名称変更し、さらに、大学院工学研究科の発展的再編のため、システムデザイン専攻は 2024 年度より募集停止し、10 名の入学定員を情報学専攻修士課程へ移管することとなった。同時に、令和 5 年度大学・高専機能強化支援事業（高度情報専門人材の確保に向けた機能強化に係る支援）に採択されたことに伴い、追加 10 名（計 20 名）の定員増を行った。

さらに、2023 年度からは今後のグローバル化を見据え、学部の英語表記についても「School of 〜」で統一することとし、学部名称についてもあらゆるステークホルダーから理解されやすい英語表記に変更した。

また、全学部に通ずる教育を担い、学部ごとに特色ある科目メニューを提供するために、教育推進機構を設置し、その下に、基礎・教養科、国際キャリア科、保健体育科及び教職課程科を置いている。各科の教育内容は、数学、物理、化学、情報といった自然科学系基礎科目、英語科目、第二外国語科目、キャリア支援科目、社会性・倫理性を培う総合文化科目、心身の健康に供する保健体育科目、教職課程科目及び学芸員課程科目などである。

以上のように、学部・学科及び研究科・専攻は、いずれも建学の精神である「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」に必要とされる分野であり、技術を生かして社会に貢献する人材を育成するという本学の目的との適合性を保っている。

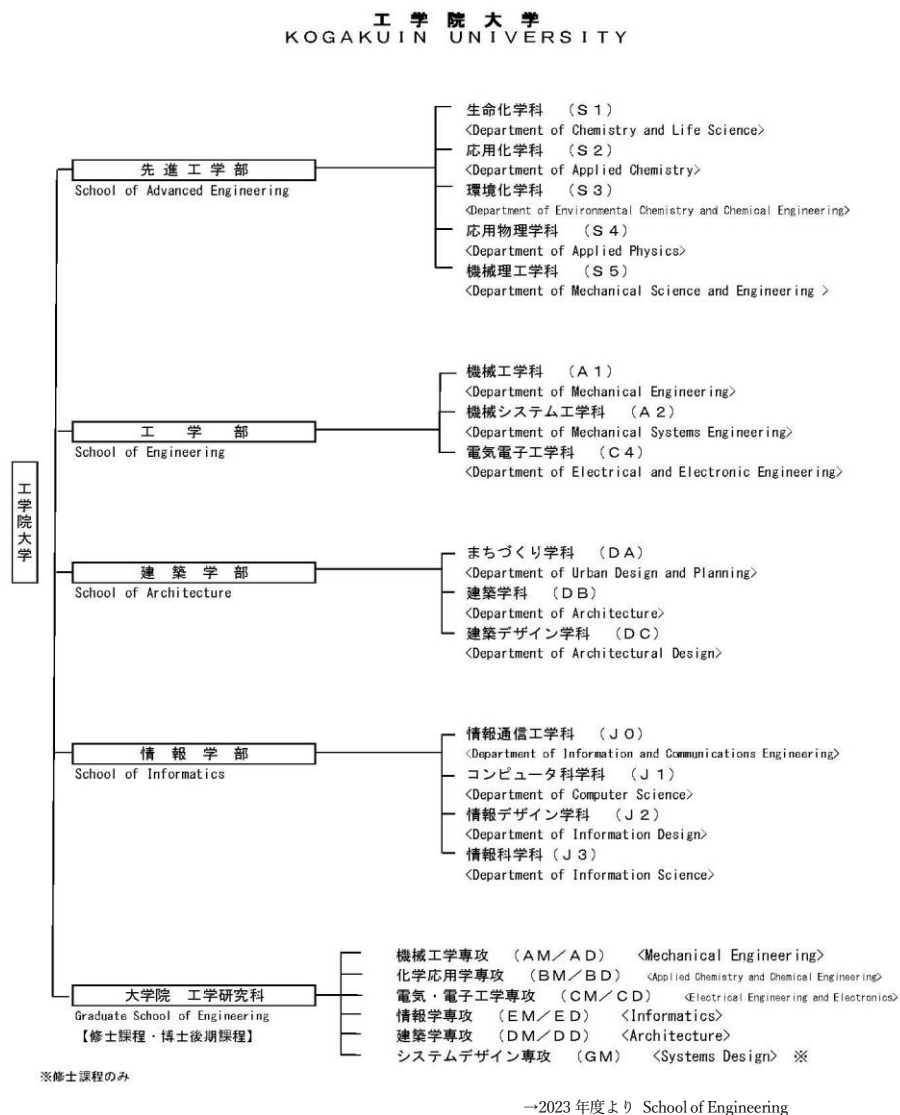


図 3.1 工学院大学の教育組織

○大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

学校教育法第96条に基づく附置研究所として総合研究所（根拠資料3-1【ウェブ】）を設置している。総合研究所は、理工学に関する研究部門と総合文化研究部門が併設されるといった構成となっている。この構成において、科学技術の基礎及び応用並びにこれらが直面する人間文化的側面に関する特色ある研究を行うとともに、その研究に基づいて本学の教育の向上に資し、本学研究者を主体とした産学官連携の共同研究等を推進している。そして、その研究成果を社会に還元することを目標に、

- (1) 工学院大学総合研究所プロジェクト研究並びに東京医科大学との医工連携共同研究等、工学院大学の特色ある研究の推進
- (2) 本学の研究者を核とした、企業並びに外部研究者との共同研究等の実施
- (3) 研究活動報告書の発行、研究報告会の開催等、研究広報の推進
- (4) 大学単独出願特許を核とした技術移転活動及び企業と連携した社会実装の推進などの施策に取り組んでいる。

また、産学官連携活動や外部資金獲得支援など研究支援の充実により、各研究室の充実及び各学部への教育への還元にも寄与している。研究面では、研究推進課を中心に、科学研究費補助金獲得のための支援制度の導入や、研究の外部発信として「新技術説明会」・「イノベーション・ジャパン～大学見本市&ビジネスマッチング～」出展など、展示会出展等にも注力しており、2024年度は「新技術説明会」に特許出願4シーズ、「イノベーション・ジャパン」に特許出願4シーズ、「CEATEC」に特許出願1シーズ、「メッセナゴヤ」に特許出願2シーズを出展するなど、積極的な展示会出展により、本学の研究シーズを広く発信することで、展示会を通じてマッチングした企業と共同研究をすすめるなど、外部資金獲得・社会実装に向けた取り組みを積極的に実施している。

その他の教育研究上の基本となる組織としては、図3.2に示すように教育支援機構の下に、教育活動の施設・設備の充実・運営を担う学術情報センター工手の泉、学習支援センター、教育開発センター、科学教育センター、ものづくり支援センターを設置している。

2022年10月、ICT基盤と情報メディアを統括して一元管理し、教育、研究のため効果的な利用を推進できるよう、それまで分立していた情報科学研究教育センターと図書館を統合し現在の「学術情報センター工手の泉」（根拠資料3-2【ウェブ】）を設置した。

また、「学業・研究活動と就職活動の両立」や「就職活動の効率化」などを実現するために低学年からのキャリア形成支援（キャリア教育を含む）と就職支援部との連携強化が必須であり、2024年4月、かつて機構内に配置されていたキャリアデザインセンターと就職支援部とを統合再編し、新たに「就職キャリア支援部」となった。

さらに、本学では防災・減災に関する実践的教育を通して地域社会にも貢献する活動を行ってきており、この活動についても教育支援機構内のセンターとして今後継続していけるよう、2025年4月から「防災・減災教育センター」を設置予定である。

教育支援機構には5つのセンターが設置されているが、かつてはこのセンター間の連携が不十分であったことが否めなかったため、2023年度以降、全センターが一同に集まり活動状況の報告を行った上で、各学科・専攻のカリキュラムの教育効果を最大限に高められるよう、相互の連携体制について協議・検討するミーティングを定例的に実施することとなった。

そのような中、科学教育センターでは、科学教室イベント等、科学教育の振興を通して学

生の成長機会を提供してきたが、この「教育的活動」は一定の役目を果たしたと見ており、今後さらなる研究活動の活性化や発展を見据えて新たな枠組みを構築するための検討が為されている。

さらに、本学の 160 以上もの研究室が有効な相乗効果を呼びおこす機会を創出し、他大学や産業界、及び地域連携にも繋がるアウトリーチを主体とした仕組みを構築することも検討しており、教育支援機構自体の発展的ビジョンを現在模索している。

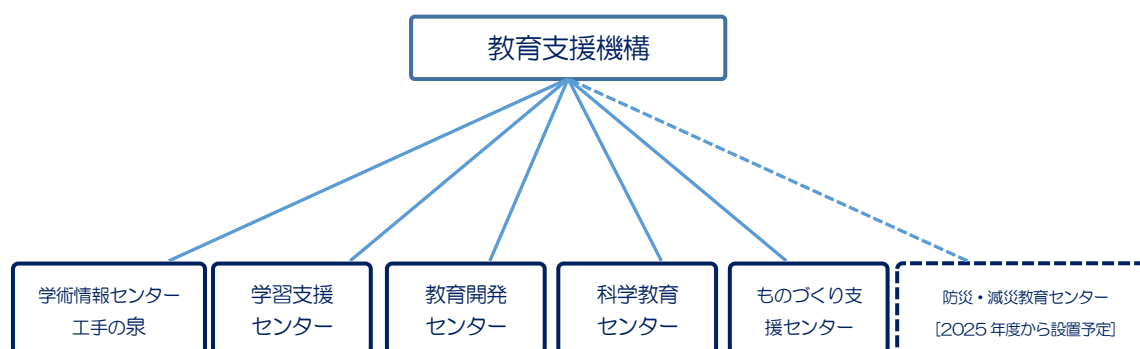


図 3.2 教育支援機構組織図

概要・特色は、次の通りである。

【学術情報センター 工手の泉】

教育研究の DX 化を推進し、教育研究のための共同利用情報処理設備や基幹ネットワークの運用、学術情報提供環境の整備を推進している。

学習用 PC の活用を前提とした先進的な VDI（仮想デスクトップ環境）を構築し、場所に拘束されない快適な学修環境を提供するとともに、中核施設「Izumi(イズミ)」では、ライブラリサービスに加え ICT 機器を活用した学修空間を整備して、多角的に学生の学びを支援している（根拠資料 3-2【ウェブ】）。

【学習支援センター】

本学に入学した学生が「よりスムーズに」学べるために、2005 年 4 月に設立されており、大学での専門的な学習の前提となる基礎科目（数学・物理・化学・英語）を中心に、入学前に十分習得できなかった科目と大学の講義内容とを有機的に結びつけて授業する基礎講座と、ひとりひとり（グループでも対応可）の疑問に丁寧に応える個別指導が行われ、学生の学ぶ力と意欲を育てる手助けをしている（根拠資料 3-3【ウェブ】）。

また、2023 年以降、学内で FD/SD 研修会を開催し、学習支援センターを利用する学生の状況について教職員と情報共有しつつ、学内から良質のフィードバックを求めるなど、活発な改善活動を継続している。

なお、コロナ禍に見舞われた 2020 年度以降はオンラインによる学習支援体制も充実させ、多くの学生が活用できることとなった。

【教育開発センター】

本学の学士課程教育の改革と質の向上を実現するため、2009 年に全学的な教育方針と教育施策の企画・開発及び教育改善に係わる情報収集・研究を継続的に行う組織として設置された。2019 年度からは大学院教育についても目的に加え、研究と教育のバランスのとれた、社会に開かれた教育機関として、本学の存在価値を高める教育活動のあり方を考え、実現してゆくためのセンターである（根拠資料 3-4 【ウェブ】）。

本センターでは、FD（ファカルティ・ディベロップメント）を「新たな教育プログラムの構築とさらなる授業改善を目的に、それを実行するために教員が職員と協働し、学生の参画を得ながら組織的に取り組む諸活動」と定義し活動を全学的に推進している。また、2001 年度から学生による授業アンケート及び2011 年度から卒業生満足度調査を実施している。この授業アンケートの結果に基づき、受講学生の満足度も高く、教育的にも質の高い授業を展開している教員を「工学院大学ベストティーチャー」として選出・表彰し、その授業手法を参考とすべく、FD 研修として全教員を対象に模範授業を実施している（根拠資料 3-5 【ウェブ】）。

また、学生参加の FD 活動として「学生代表意見交換会」を 2019 年度から実施しており、2024 年度も 9 月に開催した。2024 年度は「遠隔形式が効果的だった授業は何か？」「どんなキャンパスなら通いたいのか？」という 2 つのテーマで、参加学生 10 名、教育開発センターの教育職員、教務課員と意見交換することとなり、参加学生からの率直な感想・指摘を受けとめて、学修環境の整備や効果的な教育方法の導入へと具体的に結びつけることができた（根拠資料 3-6 【ウェブ】）。

さらに、コロナ禍を経た授業時間割編成の大幅な改革を受けて「勉強する時間を確保できているか？」「大学内のファシリティは充実しているか？」といった日常の生活まで含めた学生生活アンケートも 2022 年度から実施しており、この結果を分析し、学生の学修のみならず、生活面の満足度向上につなげるよう、様々な検討を進めている（根拠資料 3-7 【ウェブ】）。

また、ChatGPT が世間の注目を集め、大学の教育にも大きな影響を及ぼすであろうことを迅速に受け止め、生成人工知能に関する大学の方針を取りまとめ、2023 年 5 月、公表した（根拠資料 3-8 【ウェブ】）。

【科学教育センター】

本センターは、科学教育面における「学び」と「実践」機会の創出に努めており、本学が独自に構築した『新しい教育システム』としての科学教育振興事業を進めている。科学イベントでの大学生・大学院生及び連携校の生徒の支援参画も加え、学内外を問わない科学教育活動を展開している。この活動が評価され、関東工学教育協会から「業績賞」を、日本工学教育協会からは最も優秀な業績と認定され「工学教育賞(文部科学大臣賞)」が授与された（根拠資料 3-9 【ウェブ】）。

コロナ禍が収束したこともあり、2018 年度以来となる夏の科学教室イベントを「シン・科学教室」と名称も改めた上で、2023 年 8 月に 2 日間に渡り開催した。長年に渡り伝統的に八王子キャンパスで大規模な開催を継続してきたが、近年の酷暑も鑑み空調も効いた新宿

キャンパスにて、合理的に規模を絞って開催した。2日間合計で1,600名強の方にご来場いただき、来場者及び運営スタッフのアンケート集計によると、来場者の満足度向上や運営に携わった学生スタッフの自学理解につなげることができた(根拠資料 3-10【ウェブ】)。

【ものづくり支援センター】

八王子キャンパス 19 号館「ふらっと」(FLAT: Fabrication Laboratory of Advanced Technology) は、全学組織として 2015 年に設立された。当センターは、汎用工作機械、溶接、アルミ鋳造設備などからなる「ふらっと」、最先端の CNC 工作機械が設置された「テクノクリエーションセンター (TECC)」、新宿キャンパス地下 2 階での工作に利用される「ものづくりラボ」の 3 つの施設からなっている。

センターには 4 名の技術指導員が常駐し、加工に関する指導・助言や安全教育、工作機械の管理業務などを行っている。機械系学科の加工実習・演習授業の他、研究活動や学生プロジェクト活動などにおいて、多くの学生や教員に利用されている(根拠資料 3-11【ウェブ】)。

以上のように、研究所と各センターの設置状況及び目的を述べてきたが、これらはいずれも、本学の建学の精神である「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」、学園の理念である「無限の可能性が開花する学園」に基づき必要とされる組織であり、技術を生かして社会に貢献する人材を育成するという本学の目的との適合性を保っている。

○教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性

本学では従来から、教員をめざすための教職課程を整備しており、これまでに多くの卒業生が教員として活躍している。工科系の大学として取得可能な免許の種類が多いというのも本学の教職課程の特長のひとつであり、科目等履修生の制度を利用し、卒業後でも不足の単位を修得することで免許状を取得することもできる。この課程を正常且つ効果的に運営すべく、教員組織として教育推進機構の中に教職課程科を設置しており、科長以下 4 人の専任教員を配置し、各学科・専攻の教科担当教員の他、多くの非常勤教員とも連携しながら教職課程に関わる授業科目を運営している。

また、教職課程科長及び幹事は全学部・工学研究科の学科長・幹事・専攻長・副専攻長が集まる教育評価改善委員会にも委員として参加し、各学科・各専攻のカリキュラムの中で教職に関わる科目が有効・正常に機能するよう連携及び確認する仕組みが構成されている。例えば、学科においてカリキュラム変更が生じる際、教職・教科に関わる科目の必要要件を満たしているかどうか点検するなど、全学的な実施組織として適切に機能している。

さらに、学生が教員免許状を取得するために必要な事項について、教員免許制度に関することを調査、立案、審議する教職課程運営委員会も 2017 年度から組織されており、各年度の教員免許状の取得者数や、教育実習・介護等体験の参加状況や課程認定科目の適切な運営の確認などを全学部・工学研究科と情報共有し、より充実した教職課程の整備に向けて全学的に改善を継続してきた。2022 年 4 月の教育職員免許法施行規則の改正により、全学的な体制の整備及び自己点検・評価が義務化されたことを受け、教職課程の運営を担う事務職員を

構成員に加え、教職課程の自己点検・評価を実施し「教職課程 学芸員課程 年報」をホームページにも公表している（根拠資料 3-12【ウェブ】）。

○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

コロナ禍も経て教育の形も変わりゆく中、本学のあるべき姿を構築するため、行政や社会の動向及び大学設置基準の改訂も見据えつつ、「ICT 機器を活用した効果的な教育スタイルの実現」「学生が能動的、主体的に学ぶための特色ある時間割編成」など、様々な検討を重ね、具体化している。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、2015 年に国連サミットで採択された「SDGs」の達成に貢献すべく、最先端の科学技術を活用し、化学、物質・エネルギー、工学、建築学、情報学分野等を組み合わせ、21 世紀社会の発展に貢献するための新たな価値を創造する数多くの研究を行っている。

次に、大学を取り巻く国際的環境等への配慮について、2013 年度より本学独自のハイブリッド留学というプログラムを開始している。この「ハイブリッド留学プログラム」の特長は、『まず語学の修得から』というこれまでの留学スタイルから脱却し、留学のハードルを下げ、『まず海を渡る』ことを最優先させ、海外の『現場』で、『数多く』の『様々』な経験を積んでいくことにより、Engineer、Scientist として必要な海外での経験値を上げながら、英語やグローバルな思考が自然に身につくように開発したプログラムである。コロナ禍を経て、2024 年度より実施先や実施時期の変更はあったが、物価高や円安の影響がある中でも、参加者数がコロナ前の水準に戻ってきている。（根拠資料 3-13【ウェブ】）

2024 年度より変更している実施先・実施時期は以下の通り

表 3.1 ハイブリッド留学実施先・実施時期一覧

	2023 年度まで	2024 年度
先進工学部 2 年生 情報学部 2 年生	時期：6 月から 8 月 実施先：シアトル（米国） 実施協定校： North Seattle College 滞在方法：ホームステイ	時期：6 月から 8 月 実施先：ラスベガス（米国） 実施協定校： University of Nevada, Las Vegas 滞在方法：長期滞在型ホテル
工学部 1 年生	時期：6 月から 8 月 実施先：シアトル（米国） 実施協定校： Green River College 滞在方法：ホームステイ	時期：1 月から 3 月 実施先：カンタベリー（英国） 実施協定校： Concorde International 滞在方法：ホームステイ
建築学部 3 年生 （変更なし）	時期：9 月から 12 月 実施先：カンタベリー（英国） 実施協定校： Concorde International	時期：9 月から 12 月 実施先：カンタベリー（英国） 実施協定校： Concorde International

	滞在方法：ホームステイ	滞在方法：ホームステイ
--	-------------	-------------

ハイブリッド留学の大学院版となる「ディプロマット留学」についても、2024 年度より University of Nevada, Las Vegas (UNLV)にて Research Intern Program に参加することができ、アメリカの大学での研究室活動を体験できる貴重なプログラムを追加することとなり、2024 年度秋学期に 1 名参加した。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、多くのことができなくなった反面、オンライン留学による実施など、新規取組は開始できた。2022 年度より協定校のオンライン授業を受講する単位認定科目も設置され実施している。2024 年度も引き続き、University of Maryland, Baltimore County (UMBC) でのオンライン授業が実施され、26 名の学生が参加した。なお、期間中 UMBC では毎週 1 回 1 時間のオンラインによる Conversation Café が実施され、オンライン授業の他に英会話を経験できる貴重な体験となっている。

また、2015 年度からクォーター制を導入しており、これにより海外の教育カレンダーとの親和性を高め、学習到達度評価の国際水準ともいえる GPA 制度を 2019 年度入学生から導入するなど、国際的環境等へ配慮しているといえる。また、大学院での英語での授業の実施を行うなど海外からの学生の受け入れ態勢も整えた。

その他、語学研修や交換留学協定により学生を海外に派遣し、海外協定校からの学生の受け入れ等、これらの留学生をサポートする学生の増加などにより大学の国際化を推進している。

一方で、学内施設の英語表記や留学生への英語対応や日本語教育など、国際的環境等への配慮は今後の課題である。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

本学は2010年度までは教育研究白書編集委員会を設置し、およそ3年に1回、教育研究白書「工学院大学の現状と課題」を発行してきた。2012年度からは、自己点検・評価報告書を作成する過程で、学部長・部長会議や学長を中心とした学長企画会議などで点検・評価を行ってきたが、点検・評価結果に基づく改善は十分とは言えないのが課題となっていた。

そこで、2017年4月「内部質保証に関する規程」を制定し、この規程に基づき、自己点検・評価を行っている。自己点検・評価は、毎年度、自己点検・評価基準を参照して、「自己点検・評価シート」を用いて、前年度の自己点検・評価の評価結果への対応も含め、伸長・改善の進捗状況を第三者が理解できるように根拠資料を用いて「自己点検・評価報告書」を作成し、内部質保証委員会に提出している。併せて、外部評価委員会の意見も聴き、学長へ報告するとともに、本学ホームページに年度版「自己点検・評価報告書」を掲載し、公表している。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

各学部の取り組み事例の一部を紹介する。

2015年度に設置した先進工学部では、将来を見据えた施策として、2019年度に機械理工学科に機械理工学専攻及び航空理工学専攻を発足させた。これらは専門性の高い教育研究環境を提供するとともに、複合的分野への対応も意図している。さらに、入学時に学科を定めない「学部総合」での入試の趣旨を再検討し、入学時に学科を定めず学部4年間と大学院2年間を一体的に捉えたカリキュラムで学ぶ「大学院接続型コース」での入試を2020年度から導入した。このコースは、入学後に修士課程修了後の進路を意識した履修モデルを選択し、2年次に学科に配属された後も、主たる専門分野に加え、副専門分野を学修し、また、早い段階から研究に触れさせ、最終目標として修士論文に重点を置く、研究者・開発者育成プログラムである（根拠資料3-14【ウェブ】）。

工学部は、入学試験、就職試験などに基づき、学科編成の適切性について、各学科会議・工学部会議を核として、定期的に検討している。学科の枠を越えた研究教育に関する情報共有のためのネットワーク構築を計画するなど、点検・評価結果に基づく改善・向上に向けて取り組んでいる。

建築学部では、学部長を長とする建築学部・建築学専攻運営会議において、明確な基準や指標はないが、社会情勢や周辺環境の変化なども見通しながら、教育研究組織の適切性を検証し、必要な議論をしている。建築学部は発足後10年を経過していることから、3学科及び12の教育分野（「まちづくり学科」：都市デザイン、ランドスケープデザイン、環境共生、安全・安心、「建築学科」：建築計画、建築構造、建築生産、建築設備、「建築デザイン学科」：建築デザイン、インテリアデザイン、福祉住環境デザイン、保存再生デザイン）という構成

について、社会情勢の変化や建築を取り巻く周辺環境の変化に対応した改編の必要性について検討を重ねてきた。近年、超高齢社会の問題だけでなく、年齢、性別、身体的特性、言葉、社会的状況など、多様な側面で異なるアイデンティティを持った人々が共生する社会としての視点が強く位置づけられるようになっており、このような社会の課題に取り組む必要性が大きくなったことから、2021 年度から建築デザイン学科の「福祉住環境デザイン分野」を様々な人々と共に生きる、共に生活することを目指した建築、空間、プロダクトなどをデザインする領域として「共生デザイン分野」と名称を新たにした。

情報学部は、情報関連技術の高度化、複雑化に柔軟に対応でき、安全安心な社会を実現し、人々が快適な生活を送ることに貢献できる技術者を養成するため、2016 年度に情報学部を改組した。従来のコンピュータ科学科、情報デザイン学科に加え、情報通信工学科、システム数理学科（2023 年度より情報科学科に名称変更）を新設した。

以上のように、本学の教育研究組織は、建学の精神「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」に基づき、社会の変化に応じて組織を強化し、教育・研究の向上を図っている。現在、日常的な自己点検実務は、研究科・専攻、学部・学科・センター、学内の各種委員会等及び事務組織の部署が担当している。

「適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価」の項でも述べたとおり、毎年度、自己点検・評価基準を参照して、「自己点検・評価シート」を用いて、「自己点検・評価報告書」を作成し、内部質保証委員会に提出している。内部質保証委員会又は外部評価委員会から改善等の指摘を受けたときは、研究科、学部・センター、学内の各種委員会等及び事務組織の部署において改善策を立案し、学部長・部長会議等での審議を経た後、改善・向上策を講じている。

（2）長所・特色

「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」という建学の精神を大切にしながら、時代の変化に対応するため、2006 年度に情報学部、2011 年度に建築学部、2015 年度に先進工学部を新設し、従来からの工学の枠にとどまらない大学として発展を継続させている。

2006 年度に設置した情報学部は、ソフトウェアやコンテンツの重要性の高まりを受けて設置した学部である。高度なコンピュータとネットワークに支えられた情報社会の到来において、情報関連技術の高度化と知識量の拡大に柔軟に対応でき、安全安心な社会を実現し、人々が快適な生活を送ることに貢献できる技術者を養成する目的の下、2016 年度には「情報通信工学科」と「システム数理学科（2023 年度より情報科学科に名称変更）」の2 学科を増設しており、社会のニーズを反映している。

2011 年度に設置した建築学部においても、従来の「建築工学」にとどまらず、デザイン、まちづくりなど、技術を核にしながらも工学系の要素にとどまらない多様な分野にフィールドを広げることで、研究、社会貢献、学生募集ともに幅が広がることとなった。また、12 の教育分野についても見直しを図り、社会情勢の変化や建築を取り巻く周辺環境の変化に対応した改編を行っている。

2015 年度に設置した先進工学部では、未知なるブレークスルーによる科学技術イノベーションが求められている現代社会に対応するため、物理学、化学、生物学等の基幹的な自然科学の基礎を確実に身につけ、それらを融合してより高度な科学技術の創造に取り組み、社会の発展に貢献できる人材の育成を行っている。また、2019 年度には、本学部のさらなる深化と、社会的ニーズへの対応に向けて、機械理工学科に企業から研究テーマをもらい、教員と企業研究者が連携して学生が実社会の問題に取り組むことで実践的な人材育成を目指す「機械理工学専攻」及び高度な工学知識を兼ね備えたエンジニア・パイロットを目指す「航空理工学専攻」を設置した。

2022 年度には、情報科学研究教育センターと図書館を統合して教育支援機構の中に設置した新しい組織「学術情報センター工手の泉」は、コロナ禍で学修環境が大きく変化した学修・教育環境の変化に応え、教職員及び学生等の教育・研究上必要な ICT 基盤、情報メディアを統合・相互活用することで「快適な学修空間の提供」と「学修リソースへの容易なアクセス」を促進し、新しい学び方を支援することを目的として設置した。

また、総合研究所の下、ソーラービーグル研究センターでは、多くの学部生及び大学院生がソーラーカー開発やソーラーカーレースへの参戦運営に主体的に関わっており、研究センターとしての機能だけでなく、学生の成長の場としての役割も果たしている。また、同じく総合研究所の下、研究教育機器統合センターでは、本学の特長である高度な分析機器・装置・設備が施設され、研究者だけでなく学部生や大学院生が最先端の機器を利用できるようになっており、本学の教育・研究活動に大きく貢献している。このように、技術を活かして社会に貢献する人材を育成するという本学の目的のもと、最先端の研究活動が教育活動にも反映されている点が本学の長所であり、コロナ禍以降の遠隔授業においても最先端の ICT 機器・技術を有効に採り入れつつ、新しい学修スタイルを構築し続けている。

技術を活かして社会に貢献する人材を育成するという本学の目的に従い、日々変化する社会ニーズに対応すべく、教育・研究環境の改善をスピード感をもって行っている点、さらに、最先端の研究活動が教育活動に反映されている点が本学の特色である。

（３）問題点

本学の教員の研究意欲の保持及び活性や、学生を巻き込んだベンチャービジネス立ち上げといった機運をさらに盛り上げていく必要があり、体制整備が望まれる。そのため、教育支援機構自体の発展的ビジョンを模索しており、今後、具体的な検討を進めていく。

（４）全体のまとめ

「現状説明」で記述したように、建学の精神と本学の目的に基づいて学部及び研究科を構成しつつ、変化する社会的要請に配慮して再編している。技術を生かして社会に貢献する人材を育成するという、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、各センター及びその他の組織を適切に設置し、また大学を取り巻く国際的環境等にも配慮した取り組みを行っている。

これまで、社会のニーズに合わせ、スピード感を持った新增設・再編が功を奏し、各学部・

学科の教育研究組織としてのミッションは有効に実現できていると言える。コロナ禍を通して新たな学修スタイルが構築されていく中、さらなる発展を遂げて行けるよう、絶えず検証を繰り返していくことで、前述の本学の目的の実現に努めている方針である。

（５）学長からの改善指示

- ・ アウトリーチ等の教育支援機構・総合研究所等の役割についての見直しが必要である。

第4章 教育課程・学修成果

本章のポイント

ア. 前年度からの改善・課題・問題点

- ・ディプロマポリシー、カリキュラムポリシーを起点としたカリキュラム見直し
- ・学修成果の可視化
- ・学部学生の大学院科目先行履修制度における諸課題

イ. 今年度の取り組み状況

- ・各ポリシーと現カリキュラムから見える課題の抽出と改善方針の検討
- ・学修成果の可視化に向けた実施方法の構築
- ・学生生活アンケート実施・分析
- ・学部学生の大学院科目先行履修制度の改善
- ・大学院修士課程、博士後期課程の早期修了実現に向けた検討

ウ. 取り組み長所・成果

- ・各ポリシーとカリキュラムの整合性を取る試みに着手
- ・総合文化科目の抽選履修制度廃止
- ・学生生活アンケートの結果、学生の授業満足度等を把握
- ・大学院博士後期課程の早期修了制度整備

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点

○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学修成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

本学では、工学研究科全専攻・全学部全学科の「学位授与の方針」をホームページに公表している。

これは、2016年3月31日に中央教育審議会が示す「3つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」を受け、3つの方針がそれぞれ教育の内部質保証におけるPDCAを機能させるとともに、三者の関係をわかりやすく示し、学生が身につける資質・能力を明確にした方針に改めるという全面的な見直しを行ったものであり、本学において修正した点は、以下の通りである。

- ①「工学院大学の目指す人材像」を作成し公表したこと、
- ②「学位授与の方針」に示す工学研究科の「高度な知識」の部分をさらに各専攻に落とし込んだこと。
- ③学部においては「専門分野の知識・専門知識の修得」の部分をさらに各学科に落とし込み、それぞれの学生が身につけるべき能力をより具体的に示した。

例えば、工学研究科情報学専攻においては、「専攻する研究領域における高度な専門知識を身につけたもの」とし、「社会システム工学、電気電子工学、人間工学、言語学、教育学、

心理学およびその関連分野における専門技術を身につけ、課題解決、研究推進の手段の1つとして自ら活用できる」人材になることを学位授与の方針とした。また、先進工学部応用化学学科では、具体的に「さまざまな産業分野で広く活躍できる幅広い視野、基礎学力、および実践力を身に着けることができる」とし、工学部機械工学科では「機械工学の主要分野四力学（流体力学、熱力学、材料力学、機械力学）・材料・設計および加工の知識を身につけている」など示し、学部の特徴を生かしながら、全学的な基本方針に基づいて策定し公表している。

「学位授与の方針」は、全専攻長・全学科長が参加する教育評価改善委員会にて「入学者受け入れ方針」や「教育課程編成・実施の方針」と併せて、継続的に自己点検できるよう規程整備された上で毎年見直しされており、必要に応じて改良されている。加えて、学生が主体的に学び、学修を成功に導くためのアセスメントプランの設計や、教育課程（カリキュラム）で設定された学修目標の到達（達成）評価に加え、さまざまな学修活動を通じて身につけられる汎用的能力などの測定・把握をし、その結果に基づき教育改善を行うことを目的とする「学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー）」も制定されており、ホームページにて公表されている（根拠資料 4-1【ウェブ】）。

なお 2022 年度には、入学者受け入れ方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針（3 ポリシー）及びそれに準じる学修成果の評価の方針、卒業論文等の評価基準の改訂手順を明確化した（根拠資料 4-2）。この改定手順に沿って作成された各ポリシー、とりわけ学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針と、現状のカリキュラムを照らし合わせ、ポリシーに沿ったカリキュラムとなっているか、その点検を年度初めに行った。従来は、カリキュラム変更をする際、変更する各科目とポリシーとの整合性を確認していたが、2023 年度からはカリキュラム全体がポリシーに沿っているかという視点で課題を抽出し、改善方針を各学科が示す方式に改めた。カリキュラム全体のマネジメントに一層の意識を向けることにより、学生がより体系的に学べるカリキュラムとなることが期待される。

以上、本学の学位に相応しい学修成果であるかの検証は、教育評価改善委員会を含める本学の内部質保証システムの中で点検及び改善が継続されており、ホームページにも公開していることから、適切に学位授与方針を定め、公表していると判断できる。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点

- 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表
 - ・教育課程の体系、教育内容
 - ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
- 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学では、工学研究科全専攻・全学部全学科の「教育課程編成・実施の方針」をホームページに公表している。

これは、2016年3月31日に中央教育審議会が示す「3つの方針の策定及び運用に関するガイドライン」によれば、「教育課程編成・実施の方針」は「学位授与の方針」を踏まえた教育課程編成、当該教育課程における学生の学修方法・学修過程の在り方を具体的に示すよう要請していることを受けて、本学では各学科の配当科目と「学位授与の方針」とを紐付けしているが、学部においては「身につく力」の項目数を4項目に精査し、教育課程を構成する授業科目区分を示している。

例えば、先進工学部生命化学科においては、「学位授与の方針」にある『基礎知識の習得』として「第Ⅰ群」を示し、また『汎用的解決能力の修得』では、地球や人間社会の多面的視野を養い技術者倫理やコミュニケーション能力の向上を目指すカリキュラムを提示し、『専門分野の知識習得』については、「第Ⅱ群」の基礎科目から始まり、「第Ⅲ群」の専門科目の有機化学、無機化学、物理化学、分析化学及び生物化学まで応用力、実践力を高めるカリキュラムを展開している。

また、工学研究科においても2019年度に「学位授与の方針」の「身につく力」の項目数を4項目に改めるとともに、修士論文及び博士論文の評価基準も定めた。

例えば、工学研究科情報学専攻（工学）修士課程では、「学位授与の方針」に定める『特定の専門領域における創成能力』として、修士論文の作成や学内外の活動を通じて創成能力を養うカリキュラムを展開し、特論演習科目のチェックシートを作成することで成績評価の客観性を強化した。

教育課程の体系・教育内容・授業科目区分・授業形態については、学生便覧・学修便覧・シラバス（根拠資料4-3【ウェブ】）に示してあり、上述のように学部・大学院とも学生便覧・学修便覧に科目ごとに学位授与方針を紐付け、関連性を示している。

「教育課程編成・実施の方針」は点検・評価項目①でも述べたように、全専攻長・全学科長が参加する教育評価改善委員会にて継続的に自己点検できるよう規程整備されたうえで毎年見直しされており、必要に応じて改良されている。

例えば、工学研究科情報学専攻（修士課程）には「工学」と「情報学」の2つの学位が配置されているが、工学の学位は、社会システム工学、電気電子工学、人間工学等の関連分野の研究発展に寄与できる人材育成をめざしたカリキュラムを、また、情報学の学位は、情報科学、人間情報学、応用情報学等の関連分野の研究発展に寄与する人材育成を、というように明確な分野・方向性を示し、ホームページから検索できるように公表している（根拠資料4-4【ウェブ】）。

以上、各学部教育課程の編成・実施方針の内容は全学的な学位授与の方針に沿って明確にされており、また誰もが容易に参照できるホームページという方法で公表していることから、適切に教育課程の編成・実施方針を定め、公表していると判断できる。さらに精度の高いカリキュラム・アセスメントの検討が今後の課題であるが、前述したカリキュラム全体のマネジメントを行う際に履修者数、成績評価のデータはもとより、授業アンケートや後述する学生生活アンケートのデータも活用しながら改善を図っていく。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点

○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり
- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・個々の授業科目の位置づけ、内容及び方法等の明示
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

- ・低学年からのキャリア形成（教育）の実施

「学位授与の方針」「教育課程の編成・実施方針」に基づき適切な教育課程を編成するため、全専攻・全学部全学科のカリキュラムや進級・卒業条件、及び初年次教育などを点検し改善するための教育評価改善委員会が設置されており、内部質保証システムの中で各学位課程にふさわしい教育内容が編成されるよう、機能を果たしている（根拠資料 4-5）。

教育評価改善委員会において全専攻・全学科のカリキュラムや進級・卒業条件などの点検と改善が為された上で、時間割編成ワーキンググループにて次年度の時間割が編成される。時間割編成ワーキンググループでは、各学部学科と教育推進機構との調整を行うシステムを作り、教養教育と専門教育が適切に配置できる体制となっている（根拠資料 4-6）。

本学では、科目の位置づけ、教育内容・方法、到達目標、成績の評価方法・評価基準は科目ごとのシラバスに、また学部においては各科目とプログラムの学修・教育到達目標との対応関係を履修フロー図に示しており、順次性への配慮を行ってきた（根拠資料 4-7【ウェブ】）。

例えば、工学研究科建築学専攻では、講義系科目により専門分野の理論体系を学び、演習・実験系科目を通じて学生の主体的な設計制作や学会発表など計画系・技術系分野の特性を教育するなど、教育課程編成時の順次性及び体系性への配慮をしている。

また、学生の社会的及び職業的自立を図るため、キャリアについて早期から意識付けさせており、1年時には、「総合文化アカデミックスキル」や「ロジカルライティング」等のキャリア教育科目を配置した上で、学部1・2年時には低学年でのインターンシップを実習する科目として「インターンシップA」「インターンシップB」を配置しており、3年次のインターンシップ実習科目である「学外研修」へ繋げている。

工学研究科建築学専攻においては、2009年度から一級建築士試験の受験資格における実務経験確認制度に対応したインターンシップ制度も導入された。

また2019年度から、経済同友会が主催するインターンシップに学部2年生を派遣した。コロナ禍に見舞われ2020年度はインターンシップを中止せざるを得なかったものの、2021年度以降は実施に至ることができている。

以上のことから、各取り組みが全学的に機能しており、教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

点検・評価項目④：学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点

○各学部・研究科において授業内外の学生の学修を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり
- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（１年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・学生の主体的参加を促す教育手法及び多様な授業形態（ICT 機器を活かした手法等）に伴う合理的な時間割編成
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学修成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学修の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学修のための指導
- ・授業外学修に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学修課題の提示
- ・外部アセスメントの活用（TOEIC と GPS）
- ・抽選制度の廃止
- ・授業形態に配慮した１授業あたりの学生数（【学士】）
- ・学部学生の大学院科目先行履修制度における諸課題
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）

・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

各学部・研究科のカリキュラムは全学科長、専攻長の参加により合議される教育評価改善委員会において審議・編成されているが、その上位に内部質保証委員会が構成されており、教育の実施状況などを踏まえ、カリキュラム編成方針を検討しており、全体として PDCA サイクルが有効に機能する仕組みを構築しており、各学科・専攻の「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」と照らし合わせながら審議を行っている。

・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（１年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

カリキュラム上の各科目には標準履修学年が示されており、学生の４年間の履修計画を示唆している。その中で、予習・復習を含めた学生の学修時間を確保するため、CAP 制により１年間に履修できる単位数は年間 49 単位を上限と定めており、通算 GPA が 3.5 以上、かつ前年度修得単位数が 40 単位以上の学生については年間 59 単位までの履修を認める特例措置も設けている（根拠資料 4-8 【ウェブ】）。

また、単位数を実質化するため、卒業要件には含まれない資格科目（教職科目や学芸員科目）も通常履修期（前期・後期）に開講される授業は、2021 年度入学生から全ての科目を CAP

の範囲内とする方針を2019年度の教育評価改善委員会で決定した(根拠資料4-9)。しかし、2020年1月22日の第152回大学分科会において取りまとめられた「教学マネジメント指針」では「CAP制の運用について大学に委ねられる部分は非常に大きい」とした上で、「卒業要件とは別に法令等に基づき免許・資格の取得に必要な単位の取得を目指す学生」について「CAP制の適用を除外することも考えられる」との言及があった。それを踏まえて議論を深めた結果、学生の免許・資格の取得を後押しすることを重要視するため、教職科目や学芸員科目はCAP範囲外にする扱いとなった。

・学生の主体的参加を促す教育手法、多様な授業形態（ICT機器を活かした手法等）に伴う合理的な時間割編成

コロナ禍を経て、従来の対面形式だけでなく遠隔形式が加わったことにより授業の形態は多様化し、さらなる発展の過程を歩んでいる。各種ソフトウェアの機能やICT機器を有効に用いることで、学生がより主体的に参加して、双方向的な授業を構成することが可能となった。加えて、これまでと比べて時間と場所の制約と負担を大幅に軽減された中で、電子教材を用いて繰り返し学修が可能になったことにより、学生が能動的且つ効率的に学修することができている。

その過程でも明らかになったのは対面授業の重要性である。本学が長く培ってきた教育の特色として、「確かな技術と専門知識の修得」があげられる。本学のカリキュラムは実際に機器に触れ、設計図を描き、自ら手を動かして技術を身に付けることが不可欠であり、そのことを踏まえ、実験・実習・演習の授業は対面にて実施されている。課題解決型学修(PBL)、ディスカッション、グループワーク、プレゼンテーションや、一部科目ではフィールドワークも実践するなど、いわゆるアクティブラーニングを導入している。新たな授業形態の模索や改善に加えて、従来の対面授業に現代の技術を組み合わせていくことにより、付加価値を高める試みを追求していく。

その上で、ICT機器を有効に活用することで、従来の対面授業と比して授業内の学生の様子や反応を確認しやすくなることや、授業コンテンツを事後に確認できることなど、利点も徐々に掴めるようになった。遠隔授業は、学生にとって利点も多いことや、対面授業の特性や長所とも組み合わせることで工夫次第では非常に効果的且つ利便性の高い学びのスタイルを達成できることに気付かされることとなった。そのことを踏まえ2022年度のカリキュラム及び時間割編成に向けて、「カリキュラム・時間割編成タスクフォース」を立ち上げ、発展的な教育スタイルを模索し、今後の授業のスタイル、時間割編成を立案した。

2022 年度以降、授業の形態は以下の通りとした（根拠資料 4-10【ウェブ】）。

※[]内は 2024 年度の開講割合。

- ・対面授業：[82%]
大学の教室における対面の授業
- ・ハイブリッド型授業：[2%]
ひとつの授業を対面とオンラインで同時に行う授業
- ・遠隔（同時双方向型）授業：[4%]
時間割上決められた曜日時限に ICT 機器を用いて実施する授業
- ・遠隔（オンデマンド型）授業：[12%]
学生自身が任意の時間に受講できる授業

このような多様な授業形態の提供と、各種ソフトウェア機能や ICT 機器の活用の熟練度が増すことが相まって、学生が自主的に授業に参加し、ディスカッションするなど、双方向性が高まった。授業マニュアルの整備・見直しが上記熟練度の向上に寄与していると考えられる。

また、上述の授業の時間割編成においては、受講時間と場所が特定される対面授業と、時間や場所の制約がない遠隔オンデマンド型授業とを区分けして時間割配置をした。これにより、学生が授業を受講する際の空間的・時間的な負担を軽減することにつながった。従来の授業のように一方的に受講することに縛られるだけの学生生活ではなく、学生自らが能動的に多くの出会いや経験、意見交換、学修をするための機会と空間と時間を提供することが可能となった。このような試みの成果は、2022 年度以降継続的に実施している学生対象のアンケート結果からも把握でき、学生が新しい授業のスタイルを好意的に受け入れていることが明らかとなった（根拠資料 4-11）。

・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学修成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）

各学科・専攻に配当されているあらゆる科目の授業内容は、シラバスにて学生へ公開されている（根拠資料 4-3【ウェブ】）。シラバスに記載されている項目は、学位授与の方針、具体的な到達目標、受講にあたっての前提条件、授業の方法とねらい、成績評価の方法、各回授業の事前・事後学修、授業内容であったが、それらに加えて 2022 年度からの多様な授業形態を踏まえ、授業の形式（遠隔・対面など）及び、受講学生へのフィードバック方法を明記することとなった。さらに、実際の授業内容とシラバス記載内容との整合性確保の点検が行われていなかった課題を解決するため、別途行われる授業アンケートにて、シラバスの記載内容との整合性を点検する設問項目を追加した。また、適切な教育課程を編成する一貫として、2019 年度のシラバスから実務経験のある教員による内容の公表を始めた。

個々の授業科目の内容及び方法や、授業科目の位置づけを明確に受講学生へ伝えるため、シラバスの作成方法についても FD 研修会を実施している。その結果、シラバスが学生の主体的学びのツールの一つとして活用されるための必要性に関して、各教員の理解が深まった。

・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知

授業の進め方などを変更する場合には、年度の途中であっても授業担当教員によって該当科目のシラバスを改訂し、速やかに受講学生へ周知している。

・学修の進捗と学生の理解度の確認

本学では全ての授業において学修支援システム「CoursePower」を導入しており、このシステムに備えられた豊富な機能を用いて随時、学生の学修成果や理解度を確認することが可能となっている。対面、遠隔の授業形態によらず、「CoursePower」は本学の授業を実施する上での欠かせないシステムとなっている。

・授業の履修に関する指導、その他効果的な学修のための指導

学期はじめには各学科ともガイダンスを開催し、学生に向けてきめ細かな履修指導を行っている。学生個々の GPA や単位修得状況を鑑みつつ個別の面談も行っており、効果的な学修指導を行き渡らせている。

その他にも、授業を支援するため、学習支援センター（根拠資料 4-12【ウェブ】）がある。学習支援センターの指導は、2 本柱で充実を図っている。大学での専門的な学修の前提となる基礎科目（数学・物理・化学・英語）を中心に、入学前に十分習得できなかった科目と大学の講義内容とを有機的に結びつけて授業する基礎講座と、ひとりひとりの疑問に応える個別指導である。基礎講座受講の狙いは、早期から学生自身に学力の遅れを気づかせ、主体的に学修する習慣を身につけさせることにある。入学時の習熟度調査の結果を用いて基礎講座の受講を促している。個別指導は「教育課程の編成・実施方針」に示す多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できることを狙いとしている。

このような指導の成果は報告書にまとめており、学生の学修の定着度等を学部・学科と情報共有しながら自己点検を行っている。また FD・SD 研修の位置づけで 2023 年度以降、成果報告会も実施しており、学内で広く活動の成果を示している。2024 年度は 11 月に実施した（根拠資料 4-13）。

さらに、学生自身のキャリアについて早期から意識付けさせるため、「キャリア形成・就職サポートガイド」（根拠資料 4-14）により、学生が学修・教育到達目標に対する自分の達成状況を学期ごとに確認し、継続的に点検できるよう工夫している。

加えて、授業内外の学修を活性化した効果的な教育として、2013 年度から「ハイブリッド留学プログラム[®]」を実施している（根拠資料 4-15【ウェブ】）。その特長は、まず海を渡ることを最優先させ、海外で暮らしながら国際感覚や語学力を養成させていくことを最大の目的に、各学部のカリキュラムに合わせた教育プログラムを用意している点にある（建築学部は 4 カ月、他の学部は約 10 週間のプログラムの教育プログラム）。自己点検の仕組みについては、2017 年度に「工学院大学ハイブリッド留学規程」、「工学院大学ハイブリッド留学運営委員会規程」を整備し、2018 年度から運営委員会によるプログラムの検証が行われている。また、外部評価委員会も機能し円滑な運営が可能となった。なお、学修成果の検証の指標として参加学生に TOEIC を受験してもらい、その効果の分析等も一部で実施している。2020 年度と 2021 年度はコロナ禍によりプログラム中止を余儀なくされたが、2022 年度は再び実施することができ、2023 年度は、コロナ禍前の先進工学部・情報学部 2 年生および工学部 1 年

生は6月から8月の期間で実施、建築学部3年生は9月から12月の期間で実施した。参加希望者は、新型コロナウイルスが第5類となり、水際対策も大きく緩和されたことも影響し、工学部と建築学部では募集人員を上回る参加希望者の応募があった。工学部は募集人数15名に対し35名の希望者、建築学部は30名に対し53名の希望者であった。いずれも、現地受入先との協議の上、工学部は20名、建築学部は40名で実施した。

なお、2024年度より変更している実施先・実施時期は前章の表3.1に示した通りである。

また、留学生を受入れる体制として、2017年度から工学研究科においては、英文によるシラバス整備が完了し、英語による効果的な授業配置を進めているが、訪日学生はもとより、全学生の語学力強化につなげるための施策でもある。

・授業外学修に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学修課題の提示

全授業に導入されている学修支援システム「CoursePower」の機能を用いて、授業外学修に資する課題を課し、評価をフィードバックするなど有効に活用している。

また、シラバスには全ての科目について、授業回ごとの「事前学修」「事後学修」の内容と所要時間数を示しており、それに則した量的・質的に適当な学修課題が受講学生に課される仕組みが整備されている。

・外部アセスメントの活用（TOEIC と GPS）

2016年度からTOEICの団体受験を実施（学部1年生は必須）し、外国語の授業の効果分析や改善に役立てている。また2018年度から大学入学前にどれだけの力があるのか確認するための検査GPS（Global Proficiency Skills program）を導入しており、今後社会で必要になるであろう「問題解決する為の力を批判的・創造的・協働的思考力」を測定することに役立てている。

その上で、2023年度からはTOEIC受験を学部1・2年生で必須とした。本学のカリキュラムは全学部全学科で英語科目を必修としている。1年生は4単位分、2年生は2単位分が設定されており、それぞれの学年の教育効果についてTOEICを用いて測定することにした。これにより、授業内容の改善はもちろんのこと、カリキュラムを見直す際のデータとして活用されることが期待される。

・抽選制度の廃止

本学のカリキュラムには広い知識、多様な関心、柔軟な感性を養うために総合文化科目が全学部全学科に配置されているが、教室のキャパシティの問題もあり抽選を行うことで受講者数を制限せざるを得なかった。そのため、学生は自分が希望する科目を履修できない場合も多くある。一方、教務課での分析結果によると、学生の科目受講希望度と成績評価とは相関が見られるため、学修成果を高めるためにこの状態を解決することを目論んでいた。

そのような中で2022年度より、上述したカリキュラム・時間割改革の一環として、総合文化科目はオンデマンド授業として実施することになった。それに伴い実質的に教室のキャパシティを気にする必要はなくなった。ただ、オンデマンド授業とはいえ受講者数の著しい偏りを防ぐ必要はあるので、過去の受講者数の推移を勘案し、教員が適切な教育を行える受講者数に収めることと、学生が希望する科目を受講することとの両方を実現できるよう課題

解決した結果、2024 年度から総合文化科目については抽選制度を廃止した。これに伴って、今後の社会において求められることの再確認や、学生の興味関心に響く授業内容の模索など、総合文化科目の位置づけ自体を見直す検討に及び、この検討を契機に新たな演習科目「技術者を志す私たちの総合文化プロジェクト」を 2024 年度から新設した。初年度の受講者数は 10 名で、受講した学生達は環境問題等様々なテーマを題材に学生同士が討論することを通して、多面的な観点から考える柔軟な思考力を身につけることにつながった。

・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数【学士】

実習科目や演習科目についてはきめ細かい指導を行う上での適切な人数があるため、クラス分けを行っている。例えば、外国語科目においての 1 授業あたりの受講生数はおよそ 20～30 名程度である。

・学部学生の大学院科目先行履修制度における諸課題

学部 4 年生の学生を対象に、履修上限 10 単位まで、在学中に大学院科目履修を認める制度を 2006 年度から導入している。導入当初、3 年次前期終了時点の修得単位数と成績上位 5%以内の学生であることを条件に所属学科が履修の可否判定を行っていたが、学生に成績順位を公表していない関係で、申請時に学生自身が制度適用可能か否かわからないという問題があったため、2020 年度より「学部学生の大学院科目先行履修制度に関する内規」を制定した。以降、成績上位 5%の制約を廃止し、申請学生毎に所属学科が判定する運用を行ってきた。2022 年度以降は大学院設置基準改正に伴い、履修上限単位数を 15 単位まで可能に改正した。2024 年度は 126 名より申請があり、112 名が所属学科より許可されたが、当制度にまつわる従来からの課題として、以下のようなことがある。

- ・全学一律の判定基準が定められていないこと
 - ・学生にとって不許可になった際の理由が開示されないこと
 - ・学科毎に判定基準が異なるため進学先の専攻内で不公平が生じること
 - ・受講申請は 3 年次末に終わってしまっているため、制度を活用できない学生がいること
- これらのことを鑑み、判定基準と申請時期を学生に予め明示すること、それに伴い、判定業務を簡素化する提言を教育評価改善委員会で議論している。

・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

工学研究科各専攻においては、以下の通り、研究指導計画を明示した上でそれに沿った指導を行っている。

工学研究科修士課程では、入学した年の 5 月末に、指導教員と相談しながら、各年次の研究目標をたて、「修士論文・目標設定」を作成し、指導教員に提出することになっている。修士課程 1 年の前期・後期、2 年の前期末には、「修士論文・自己達成度チェック」に自分の目標設定に対する達成度チェックを行い、指導教員に提出する。修士課程修了時には、修士論文の提出と同時に「修士論文・研究達成度評価」を指導教員に提出する（根拠資料 4-17【ウェブ】）。

工学研究科博士後期課程では、入学した年の 5 月末に、指導教員と相談しながら、各年

次の研究目標をたて、「博士論文・目標設定」を作成し、指導教員に提出することになっている。博士後期課程 1 年の前期・後期、2 年の前期・後期、及び 3 年前期の各学期末には、「博士論文・自己達成度チェック」に自分の目標設定に対する達成度チェックを行い、指導教員に提出する。博士後期課程修了時には、博士論文の提出と同時に「博士論文・研究達成度評価」を指導教員に提出する（根拠資料 4-18【ウェブ】）。また、2 年次には公開による中間発表を義務とし、最終年度までには学術雑誌への審査付論文をそろえ、最終年度には学内外の専門家による論文公開発表会を実施するなどの教育を行っている。また、大学院専攻長会議、教育評価改善委員会での審議を経て 2020 年度から、博士後期課程コースワークがカリキュラム編成され、各専攻内に特殊演習科目が開講されるに至っている（根拠資料 4-19【ウェブ】）。

以上のことから、学生の学修活性化を促進し、効果的な教育プログラム作成のための様々な措置を講じ、自己点検・評価が行えていると判断できる。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点

○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・単位認定に伴う成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

○学位授与を適切に行うための措置

- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示による適切な学位授与
- ・学位論文審査基準の明示・公表と、修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・大学院修士課程・博士後期課程の早期修了制度の手続きの整備

・単位認定に伴う成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

各学科・専攻の卒業に必要な総単位数と区分ごとの単位数、及び進級に必要な総単位数と区分ごとの単位数は学則により定められており、同様に学則並びに成績評価規程に基づき、科目ごとに適切な単位認定がなされている。

また、成績評価の適切性について、シラバスに示す「具体的な到達目標」、「成績評価方法」を用いて単位認定を行っている。「具体的な到達目標」は、「何ができるようになるのか」、「どのような知識を得ることになるのか」を「学位授与の方針」、「教育課程の編成・実施の方針」との整合性に留意し、到達可能な具体的内容を示すようにしている。

さらに、成績評価方法について、学部は GPA 制度を 2015 年度から導入し、2019 年度からは履修指導の指標として学科ごとに学生の GPA 分布状況を公表している（根拠資料 4-20）。大学院においても 2019 年度から GPA 制度を導入した。

なお、試験については、学事日程における授業回数と試験日程確保や、複数クラスに分かれる同一科目における成績評価の一律性を担保することを踏まえ、2020 年度からは、複数クラスに分かれる同一科目試験を合同且つ一斉に実施する「合同定期試験期間」と、それに該当しない科目の試験を実施する「学期末筆記試験期間」を制度化した（根拠資料 4-21【ウェブ】）。この制度運用開始から 5 年を経ているが、学生にも大きな混乱は生じておらず安定的に稼働しており、上述の学事日程上の事情等を踏まえると、現状最適な制度であると言える。

・学位授与に係る責任体制及び手続の明示による適切な学位授与

学部・研究科いずれにおいても、2019 年度から「学位授与の方針」に示されている内容が明確にチェックできるよう、卒業論文・卒業研究・学位論文の評価基準を作成・公表している（根拠資料 4-22【ウェブ】）。

学位授与の適切性についても、学位授与条件は工学院大学学則に明示しており、ホームページにて公表していることから、学位授与を適切に行うための措置は講じられていると判断している。

学位授与に関わる責任体制や手続きの明示について、例えば、建築学部においては、「卒業研究実施要領」（根拠資料 4-23）という形態で学生にポータルサイトに示し適切に明示されている。

学部における卒業論文可否判定は、各学科の教室会議（判定会議）を経て、教授総会において学長が意見を聴いて承認する体制を整えている。

工学研究科の学位授与条件は、工学院大学大学院学則及び工学院大学学位規則に明示され

ており、学修便覧やホームページに公開している（根拠資料 4-24【ウェブ】）。

・学位論文審査基準の明示・公表と、修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

学位論文審査については、修士課程では、修士論文の中間審査会を 1 回、最終審査会を 1 回実施している。

博士後期課程では「工学院大学学位（課程博士）請求論文提出に関する申請手続き」に申請条件、内審査、本審査について定め、それぞれの手続きも明示している（根拠資料 4-25【ウェブ】）。また、学位論文審査は主査 1 名と副査 2 名以上の体制で評価し、学位授与の客観性、厳格性の担保に努めている。なお 2020 年度には、学部と同様に大学院においても、満たすべき水準、審査方法、審査項目等を実質化し「学位授与の方針」が紐付くよう「学位論文評価基準」（根拠資料 4-26【ウェブ】）を作成し、ホームページに公表しており、本学における大学院教育を社会へアピールすることができる。

・大学院修士課程、博士後期課程の早期修了制度の手続きの整備

工学院大学大学院学則にて修了要件における在学期間を短縮することが可能であると定められているにも関わらず、博士後期課程においてはカリキュラムの構成上不可能であり、その承認過程や単位数等の条件緩和有無についての明記もされておらず、運用が不明瞭であった。

2024 年度の大学院専攻長会議、大学院委員会にて議論を重ね「大学院生の早期修了に関する規程」が制定された。「特殊演習」を含む 6 単位以上の修了要件は変わらないが、新たに早期修了が見込まれる学生については、指導教員からの申請を受けて早期修了を実現できることになった。この申請に際しては「早期修了に向けた履修申請書」を新たに設け、2025 年度から適用することとなった。

以上のことから、単位認定及び学位授与の措置は客観性、厳格性を担保し、適切に講じていると判断できる。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学修成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点

- 各学位課程の分野の特性に応じた学修成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）
- 学位授与方針に明示した学生の学修成果を把握及び評価するための方法の開発
- 学修成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

学修成果を測定するため、各専攻・各学科の教育課程の全ての科目について、「学位授与の方針（ディプロマポリシー）」の「1）基礎知識の修得」、「2）専門分野の知識・専門技術の修得」、「3）汎用的問題解決力の修得」、「4）道徳的態度と社会性の修得」の4項目の割合を明示しており、個々の学生が自身の科目修得状況に応じて、総合的に自身の学修成果を把握・認識できるよう、学修ポートフォリオの導入を本年度の教育開発センター会議と教育評価改善委員会にて本格的に議論してきた。

既に実施している一例として、初年次に配置する「ロジカルライティングⅠ・Ⅱ」では、本学の建学の精神や教育理念を踏まえ、理工系の専門知識と実社会をつなげる「思考力」及びそれを発信する「表現力」に重点をおき、「学位授与の方針」の汎用的問題解決力の修得と道徳的態度と社会性の修得の2項目が養われたかを測定する。

また、外部試験による測定として、2018年度からGPS（今後社会で必要となる「問題を解決する為の力を批判的・創造的・協働的思考力」で検査するもので、問題は思考力検査（批判的・創造的・協働的思考力の3領域）とパーソナリティ（態度）を測定するプログラムにも力を入れ始めている。

外部試験の利用として、全学部の1・2年生を対象にTOEICを受験させ、語学の習熟度に合わせた指導を行うなど、様々な教育成果の指標が活用できている（根拠資料4-27）。

なお、教育活動の改善を目的に卒業時アンケート（根拠資料4-28【ウェブ】）を実施し、「学位授与の方針」に定める専門科目が適切であるかの検証を行うことで、「学位授与の方針」や「教育課程編成・実施の方針」の検証・点検システムが機能すると考えられる。

学修成果については、学修便覧・学生便覧に提示している「学位論文の評価基準」「卒業論文の評価基準」に沿って評価し、専攻においては各専攻内会議及び大学院委員会（修了判定会議）で、学部においては各学科及び教授総会（卒業判定会議）にて審議・承認されるシステムになっている。

これらこれまで実行してきた内容も踏まえ、学修ポートフォリオの本格導入を教育開発センター会議と教育評価改善委員会で議論し、ディプロマポリシーに基づく学修成果を可視化する形式や方法を提案した。ディプロマポリシーの達成度を可視化するためのレーダーチャート化については課題を解決するまでには至らなかったが、「学生の学修がより加速すること及び学修の成果を実感できること」を念頭に学生個々の学修目標、学修成果を記録できるスタイルのポートフォリオを作成することで決定した。

次年度より試行的に開始されるこの試みは個々の学生だけではなく、教員、職員も一体と

なって取り組む必要がある。上記のセンター会議や委員会で成果を確認し、精度を高め、学生の成長実感を高めていくことが期待される。

工学研究科の修士課程は、指導教員、副指導教員と十分議論し「修士論文・目標設定」を、さらに半期ごとに「修士論文・自己達成度チェック」の提出を義務づけているが、全専攻に「特論演習 A～D」8 単位の演習科目を配置し学位取得の条件となるが、「学位授与の方針」に合わせたチェックシートを作成し、2019 年度から学修成果を把握する指標として利用している。

博士後期課程は「博士論文・目標設定」と「博士論文・自己達成度チェック」を提出することで、自己点検して学修成果を測定するための指標としている。

大学院におけるこうした取り組みに基づき、「学位授与の方針」に定める「特定の専門領域における創成能力を身につける」に紐付いた成果測定につなげていきたい。

以上のことから、学位授与方針に明示した学生の学修成果を適切に把握及び評価する措置を講じていると判断できるが、今後は卒業時の最終的な学修成果の提示、すなわちディプロマサプリメントの導入が長期的な検討課題である。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
 - ・教育手法の点検、及び学修成果の測定結果の適切な活用
 - ・学生生活アンケートの実施
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

・教育手法の点検、及び学修成果の測定結果の適切な活用

教育手法の点検としては、2001 年度から実施している授業評価アンケートが挙げられる。そのアンケート結果は各教員に示され、各学部学科の教室会議及び教育開発センター会議で協議されている（根拠資料 4-29）。

その上で学修成果の測定結果の活用として、授業アンケートの結果に基づき、受講学生の満足評価も高く、教育的に質の高い特長的な授業を展開している教員を「工学院大学ベストティーチャー」として選出・表彰し、その授業手法を参考とすべく、FD 研修として全教員を対象に模範授業を実施している。

・学生生活アンケートの実施

2022 年度の授業時間割編成の大幅な改革を受けてその初年度から学生生活アンケートも実施しており、この結果を分析し、学生の学修のみならず、生活面の満足度向上につなげるよう、様々な検討を進めている。

また、内部質保証委員会においては、「内部質保証の方針」と「学修成果の評価の方針」を公表し、内部質保証システムをより有効に機能させ、ステークホルダーへの説明責任を果たせるよう整備している。

以上のことから、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを講じていると判断できる。

（２）長所・特色

コロナ禍で急速に変化した大学での学修環境は、学びの新たな姿を模索する重要な契機になり、元々備えられていた最先端の学修環境で、新たな社会をリードする人材が自発的に育まれるよう、2022年度にカリキュラム及び時間割編成を大幅に改編することとなった。それを可能にするのは、「学修内容に合わせた授業方式」「学生生活の時間的空間的利便性の追求」であり、本学の新たな独自の学びのスタイルとなる。

大学で身につけた専門的な知識や技術を社会で活かすためには、多様で柔軟な思考と確かな技術的素養をあわせ持つ必要があり、教員が一方的に教え込むことで一時的に獲得したつもりになった知識だけでは通用しない。学生が自発的・効率的に知識と技術を吸収し、様々な考え方を持つ多くの教員や先輩や友人と意見を交わし、視野を広げるためのキャンパスとなるよう、先述の通り、授業のスタイルや時間割編成を改編するに至っており、「学生が主体的に大学で過ごす時間をより長く、授業がないときも行きたくなる大学となり、最先端の学修環境で社会の「もの・こと」づくりを担う優れた人材へと自発的、能動的に育まれる」ことが今後の本学の学びのスタイル、特色と言える。

（３）問題点

学修成果を学生個々が自ら把握し、自身の成長に繋げていけるよう、学修ポートフォリオを導入予定である。そのことが、単に卒業に必要な単位数を満たすのではなく、大学で学ぶことが将来のキャリアに繋がるイメージを学生個々に持たせることができると考えられる。

（４）全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、本学では「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」を踏まえた教育活動を展開しており、学位課程において概ね、適切な教育が実施されているといえる。

今後は、特色として挙げた「学修内容に合わせた授業方式」「学生生活の時間的空間的利便性の追求」をより一層有効なものとすべく学生生活アンケートの分析等を経て改善を継続し、学びや創造活動に積極的で好奇心旺盛、真摯な姿勢で何事にも取り組む学生があふれるキャンパスとなるよう、本学の目指す教育理念の実現に努めていきたい。

最先端の研究を教育活動に反映させながら、日本が目指す超スマート社会（Society5.0）づくりを先導し、持続的可能な目標（国連のSDGs）の達成等に貢献しうる様々な研究成果を

発信しつつ、一層有効なものとなるよう自己点検・評価による成果の検証を続けていく。

（５）学長の改善指示

- ・ 本学における学修成果の可視化や学生参画等の在り方についての検討状況を全学的に周知していく必要がある。
- ・ 学修ポートフォリオの試行にあたって、教員に対する周知が必要である。また、理解浸透のためのFD実施を検討してほしい。
- ・ アンケート結果について学内外に結果を積極的に公開してほしい。また、アンケート結果を受けての改善活動等の検討も行してほしい。
- ・ リカレント教育プログラムや社会人に向けた教育プログラム等、大学の社会的な役割の変化に対応する教育プログラムの開発を検討してほしい。
- ・ 新学習指導要領で入学してくる学生が増えていくので、基礎・教養教育の方向性について検討する必要がある。
- ・ 学習支援センター利用促進の施策を行う必要がある。

第5章 学生の受け入れ

本章のポイント

ア. 前年度からの改善・課題・問題点

- ①博士後期課程の定員充足に向けた施策の検討。
- ②外部評価委員会から、学生受け入れに関する継続的な改善を求める意見があった。

イ. 今年度の取り組み状況

- ①博士後期課程の定員充足に向け、母体となる修士課程の入学増加を目的とした施策を実施。(大学院進学ガイダンスの開催・本学 LMS でのオンデマンド動画配信等)
- ②附属高校の推薦枠として女子枠を設けているが、性別に固執せず、より多様な学生の受け入れが必要と判断。
- ③新高等学校学習指導要領に対応した適切な入試の実施。

ウ. 取り組み長所・成果

なし。

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点

- 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
- 下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定
 - ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
 - ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」を建学の精神とし、「無限の可能性が開花する学園」を理念としている。建学以来、科学技術の発展とともに、工学を中心とする高度な技術を教育、研究する大学として、技術者や研究者などを中心に約 10 万人の卒業生を送り出している。また、四半世紀先に向けて掲げた理念は、多様化・複雑化・グローバル化する社会においても常に変化に対応し、人材育成を基軸としながら、教育・研究・社会貢献を通じて社会や産業に貢献する学園を目指すものである。この建学の精神・理念に基づき、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針を踏まえ、学生の受け入れ方針を定め、その内容をホームページ(根拠資料 5-1【ウェブ】)、入試ガイド(根拠資料 5-2)、募集要項(根拠資料 5-3)、大学院案内(根拠資料 5-4)、大学院募集要項(根拠資料 5-5【ウェブ】)に掲げている。

本学は、入学受入れ方針として、志望する分野の科学技術をチームで共に学び、国際社会の中でそれを生かす意欲と関心とを有する人物を入学生として求め、多面的基礎学力(数学や英語基礎的運用能力)を有する人物を入学受入れとして受け入れている。各学部は、この大学全体の方針に基づき、学部及び学科ごとに方針を設定し、公表している(根拠資料 5-1【ウェブ】、5-2、5-3)。

2020 年度に、入学受入れ方針を改定し、各学部が求める学生像や、入学前に身につけ

ておくべき基礎学力・能力、具体的な履修教科・科目を明示するようにした。また、卒業・修了後に想定される進路を例示し、入学者に求める学生像を広く伝えている（根拠資料 5-1【ウェブ】、5-2、5-3、5-4、5-5【ウェブ】）。例えば、先進工学部の入学者受け入れ方針は以下のとおりである。

先進工学部では、最先端の科学技術を開拓し、持続可能な社会の構築に貢献する技術者・研究者の育成を目指しています。高等学校等で学習する内容（特に数学・理科・英語）に関して十分な知識・技能を有し、多様な人々と積極的にコミュニケーションを取りながら協働して課題に取り組むことができる思考力・判断力・表現力を有し、最先端の科学技術に強い興味・関心を持ち、大学院進学も念頭に置いた学修・研究を通して持続可能な社会の構築に貢献したいと考える意欲あふれる学生を求めます。

先進工学部が求める学生像

- ・専門分野の最先端の知識と最先端の専門技術に強い興味・関心を持ち、学修・研究を通して持続可能な社会の構築を目指す意欲がある学生。
- ・自身が有する知識・技能を基に課題を発見・設定し、多様な人々と積極的にコミュニケーションを取りながら論理的に考え解決を目指す人材に成長する意欲がある学生。
- ・真摯な姿勢で学修・研究に取り組み、多様な意見を認めつつ、技術者・研究者として自己研鑽に励む意欲がある学生。

先進工学部への入学を志望する人は、高等学校等の課程で履修する内容（特に数学・英語・理科）を理解し、高等学校等卒業程度の知識・能力等を身につけておくことが望まれます。

求める知識・技能の水準に関しては、入試科目・出題範囲を示す形で入試要項に記載し、受験生に周知している（根拠資料 5-2、5-3、5-4、5-5【ウェブ】、5-6【ウェブ】、5-7【ウェブ】）。

工学研究科は、2023 年度に修士課程、博士後期課程の方針及び専攻ごとの方針を改定し、公表している（根拠資料 5-1【ウェブ】、5-4、5-5【ウェブ】）。

また大学学則第 22 条（根拠資料 5-8【ウェブ】）及び大学院学則第 29 条、第 30 条（根拠資料 5-9【ウェブ】）に定められた入学資格を有する者に対し、選抜の上、合格者を決定している。選抜は、学力検査、書類審査、面接等の方法により行っている。

なお、各学部の入学者受け入れの方針を見直す際は、入学試験委員会で点検・確認を行った上で、教育評価改善委員会及び教授総会で審議の上、学長が決定することになっている。研究科の入学者受け入れの方針については、大学院専攻長会議及び大学院委員会で審議の上、学長が決定することになっている。

以上のことから、学生の受け入れ方針を適切に設定し、公表していると判断する。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点

- 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
- 授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- 入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
- 公正な入学者選抜の実施
 - ・入学者選抜を行う場合における公正な実施
- 入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施
 - ・入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保
- 学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

本学では学生の受け入れ方針に基づき、多様な学生募集方法を設けている。

「一般選抜」として、S日程入試、A日程入試、B日程入試、M日程入試及び大学入学共通テスト利用（前期日程入試、後期日程入試）、2019年度入試から導入した英語外部試験利用入試、「総合型選抜」として、自己推薦型選抜、探究成果活用型選抜、海外帰国生徒特別選抜、国際バカロレア特別選抜、外国人留学生選抜、附属高校高大接続選抜、編入学、「学校推薦型選抜」として指定校制推薦入試に区分することができる（根拠資料 5-2、5-3、5-6【ウェブ】）。また、先進工学部では、2020年度入試から、入学時に学科を定めず、学部4年間と大学院2年間を一体的に捉えたカリキュラムで学ぶ「大学院接続型コース」での入試をS日程入試、A日程入試、英語学部試験利用入試、大学入学共通テスト利用（前期日程入試、後期日程入試）及び指定校制推薦入試、海外帰国生徒特別選抜、国際バカロレア特別選抜で導入した（根拠資料 5-2、5-3、5-6【ウェブ】）。建築学部、情報学部では、入学時に学科を定めない「学部総合」での入試を引き続き、2025年度入試も実施している。この「学部総合」は、どの学科に所属するかを入学後に各学部所定の時期に選択するため、学部内の学びを通じて学科の選択をすることができるものである。また、2019年4月開設の先進工学部機械理工学科航空理工学専攻では、S日程入試、A日程入試、B日程入試、M日程入試、大学入学共通テスト利用前期日程及び自己推薦型選抜において募集を行っており、全ての入試において面接を課す等、独自の入試を実施している。

「一般選抜」では、知識・技能が求める水準に到達しているかを重視し、各学部・学科が掲げる分野の基礎学力を修得していることを評価すべく、学部・学科ごとに試験教科・科目を設定し、筆記試験の得点を選抜の基準にしている。また、従来から記述式の問題を導入しているため、思考力・判断力・表現力も評価する入学者選抜となっている（根拠資料 5-2、5-3、5-6【ウェブ】）。

「総合型選抜」、「学校推薦型選抜」では、知識・技能を備えた上で、思考力・判断力・表現力並びに主体性、多様性、協働性を有しているかを重視し、ルーブリックをもとに面接試験を実施している。また、2021年度入試から探究成果活用型選抜を導入し、一次選考で基礎学力の確認に加え、探究成果の書類審査を行い、二次選考でプレゼンテーション、面接等により総合的に判定している。探究成果活用型選抜は2022年度の学習指導要領から必須化さ

れている探究活動を評価する入学者選抜として、高校時の探究活動と学習成果を活用する入試として独自の選抜方式である（根拠資料 5-2、5-3、5-6【ウェブ】）。2023 年には、この探究成果活用型選抜が文部科学省の「令和 4 年度大学入学者選抜における好事例集」に選定され評価された（根拠資料 5-10【ウェブ】）。本学では高校と連携し、高校生が日ごろ取り組んでいる探究活動の発表・交流の場を構築している。この経験や成果を生かして大学進学後も専門分野を学びながら技術者・研究者を目指す意欲のある入学者の確保にもつながった。また、探究成果活用型入試で入学した学生の学業成績の追跡調査の結果、2021 年度入学生の平均 GPA3.06 となっており、全学平均が 2.88 に対して高い数値となっている。本学はこのように学力に偏重しない多面的視点からの選抜を実施している。

大学院入試は、「一般入試」、「社会人特別選抜」、「外国人留学生入試」、修士課程においてのみ「学内推薦入試」、「大学院接続型コース推薦入試」、「公募制推薦入試」、「協定大学特別推薦入試」を設けている。入試種別により選抜方法は異なるが、書類審査、学力試験、面接試験等により判定している（根拠資料 5-4、5-5【ウェブ】、5-7【ウェブ】）。一般入試、社会人特別選抜、外国人留学生入試は、9 月と 2 月の年 2 回入試を実施し、また、社会人特別選抜及び一般入試（博士後期課程のみ）では、入学時期を 4 月の他に 10 月に設け、門戸を開いている（根拠資料 5-4、5-5【ウェブ】、5-7【ウェブ】）。

また、2018 年 3 月に新しい高等学校学習指導要領（以下、「新学習指導要領」という。）が告示され、高等学校等において、2022 年度から新学習指導要領が年次進行で実施されることとなった。本学では、2025 年度入試での対応を検討するため、2021 年 12 月に入試小委員会を設置し、検討を開始した。入試小委員会での検討をもとに、2022 年 10 月に入学試験委員会で 2025 年度入試対応について「情報」の取り扱い及び「数学」の出題範囲、旧教育課程履修者に対する経過措置を決定し（根拠資料 5-11）、2023 年 8 月には「令和 7 年度（2025 年度）大学入学者選抜に係る「一般選抜」における 出題科目・出題範囲と「大学入学共通テスト利用」について（予告）」、2023 年 12 月には第二報をホームページに公表した（根拠資料 5-12【ウェブ】）。

○授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

募集要項等に記載、ホームページ等でも随時情報提供を行っている（根拠資料 5-3、5-13【ウェブ】）。また、自然災害等が発生した場合には、速やかに、災害救助法適用地域にお住まいの受験生ならびにご家族の皆様を対象とした経済的支援措置の案内を行っている（根拠資料 5-14【ウェブ】）。入学予定者に対しては学生支援課と連携し、奨学金オンライン相談を個別に実施している（根拠資料 5-15【ウェブ】）。

○入学試験委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

入学者選抜の実施計画については、大学の包括的な最終責任者である学長の下、担当副学長及び入学広報部が中心となり、実施の前年度から体制を整備している。学部入試では、入学試験委員会（根拠資料 5-16）、入試判定会議（根拠資料 5-17）を核とし、各学部・学科での会議と連携し、大学院入試においては、大学院専攻長会議（根拠資料 5-18）を核とし、各専攻での会議と連携し、実質的な議論を行っている。

また、学生の受け入れ方針に則った優れた入学者確保のため、2017 年 10 月 1 日に設置し

た入学広報戦略委員会において、入学方針策定、入学広報戦略、その他、入学者選抜に関わる重要事項についての立案、点検・評価及び改善を行っていた。入学広報戦略委員会は、担当副学長が委員長となり、委員は、各学部、教育推進機構、大学院研究科が選出する教授各1名等により組織している。この入学広報戦略委員会は、2022年度に3つのポリシーの改訂手順の変更に伴い、委員会としての役目を終えた。2023年度からは、入学者受け入れ方針は入学試験委員会で点検・確認を行った上で、教育評価改善委員会にて、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針とともに点検・見直しが図られることとなった。(根拠資料 5-19、5-20)。入学者受け入れ方針以外については、入学試験委員会にて請け負うこととなった。

入学者選抜を公正に実施・運営するため、学長を本部長、担当副学長を副本部長とする入試実施本部を立ち上げ、実施体制を構築している(根拠資料 5-21)。また、大学院入試においても、学長を本部長、担当副学長を副本部長とし、体制を構築している(根拠資料 5-22)。

合格判定については、各学部・学科、研究科各専攻において、それぞれの入学試験における試験結果等を基に合格判定案を作成している。例えば、工学部では、学科会議での検討結果を受けて、各学科長・幹事が学部長と調整した上で、学部の入試判定会議において入学者選抜を実施している。建築学部では、学部での判定は、学部教室会議で行うこととしているが、判定のスピードを確保するために、学部入試判定会議(学部長・学科長・幹事、入試委員で構成)に判定を委任する仕組みをとっている。情報学部では、学部長・学科長・幹事会議で合格者の判定を行い、その結果を元に教室会議で議論し最終的な判定を行っている。

学部入試では、受験生に対する配慮から可否の速報性を重視し、学部長、学科長、幹事、出題委員などからなる入試判定会議で審議し仮決定を公表した後、学長が教授総会(根拠資料 5-23)に意見を聴いて最終決定している。大学院入試においては、大学院専攻長会議(根拠資料 5-18)での審議を経て、学長が大学院委員会(根拠資料 5-9【ウェブ】)に意見を聴いて決定している。

一般選抜の入学試験問題の作成及び採点に関しては、取り扱い内規を定め出題科目ごとに
出題採点委員会(根拠資料 5-24)を設置し、入学試験委員会委員長である担当副学長が全体の統括責任者を務めている。なお、入試判定会議では、出題委員の同席のもと当該年度の受験生の傾向や出題の難易度などを検討し、受験科目の平均点や標準偏差等の資料をもとに、科目間での不公平(難易度に大きな隔たり)がなかったかの検証を行うとともに、高校での履修範囲を超えるような問題はなかったか、不適切な出題はなかったか、などの検証として、試験実施前に第三者機関による試験問題の検証を実施するようにしている。

○公正な入学者選抜の実施

公正な入学者選抜の実施にあたり、一般選抜、学力試験を課す総合型選抜においては、監督実施要領(根拠資料 5-25)に基づき、監督者に監督業務の流れ、留意点、想定される事例と対応措置等について、事前に周知・徹底している。また、面接試験を実施する入試においては、ルーブリック評価や面接にあたっての心得等を事前に周知・徹底している(根拠資料 5-26、5-27)。

公正な入学者選抜の実施を担保するため、2017年度より受験生から成績開示請求があった場合には、学部一般選抜の不合格者を対象に、入学試験の成績(各科目の得点・合格点)の開示を開始した。

2020 年度入試から、一般選抜における出題ミス防止の観点として、第三者機関による入試問題及び解答のチェックを試験実施後に実施し、2021 年度入試以降は試験実施前に実施するように改善した。また、2022 年度には「工学院大学入学試験における出題ミス対応マニュアル」の整備を行った。

2023 年度には、「工学院大学入学者選抜における不正行為対応マニュアル」を整備し、ホームページの「入学試験受験上の注意」において、不正行為の項目を追加し、注意事項を分かりやすく示した（根拠資料 5-28【ウェブ】）。

○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

入試受験上の配慮や修学上の配慮を希望する受験生については、出願に先立ち、アドミッションセンターに問い合わせるよう入試ガイド、募集要項等で周知している（根拠資料 5-2、5-3、5-5【ウェブ】、5-6【ウェブ】、5-7【ウェブ】）。必要に応じて、受験生との事前面談の実施、出身学校での学習や生活上の配慮、支援内容を聴取するなど、配慮措置を講じて、公平な入学者選抜実施に努めている。疾病・負傷などやむを得ない事情により、当日の試験を欠席する場合、別日程へ振替を行う追試験・振替試験日の設定ができるようにし、受験生の受験機会を確保している。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点

○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

教育・研究上の諸要件や教育の質保証の観点を踏まえ、学生に対する適切な教育環境の確保を前提として入学定員及び収容定員を設定し、学則に定めている（根拠資料 5-8【ウェブ】、5-9【ウェブ】）。過剰に学生数が多くなならないよう、また定員数を割ることのないよう、過去数年にわたる入試実績データ（根拠資料 5-2）に基づき、各学部・学科、研究科の管理・責任の下、学部入試は教授総会、大学院入試は大学院委員会で慎重に合格判定を行い、入学者数及び在籍学生数を適正に管理している。

例えば、先進工学部及び工学部では、各年度の入学試験結果、在学生数の情報を元に学科会議での自己点検を行い、学部長・学科長が中心となり、次年度の入学者選抜方針へとつなげ、在学生数管理に取り組んでいる。

さらに、建築学部、情報学部では学部開設当初より、学部総合での募集を行っており、これは大学入学者選抜実施要項にも記載のある募集単位を大きくり化することで、入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようにするための入試制度として導入している。

入学時点での建築学部、情報学部の入学定員に対する入学者数比率については、学部単位

で算出すると、建築学部における5年間平均が1.05、情報学部における5年間平均で1.10となっており、適正な水準を維持している。進級における振り分けに関しても、学科の入学定員を考慮し、学科ごとに偏りが出ないように適正に行っている。なお、文部科学省が2016年度から定員管理に係る私立大学等経常費補助金の取扱いについて、また2017年度から学部の新設等の認可基準について、それぞれ厳格化の方針を打ち出したが、本学ではそれ以前から、上記のとおり入学定員及び収容定員と在籍学生数について、適切に管理している。しかし、2020年度実施された大学基準協会による実地調査で、建築学部総合・情報学部総合での募集に関し指摘を受けた（根拠資料5-29【ウェブ】）。そのため自己推薦型選抜、探究成果活用型選抜、海外帰国生徒特別選抜・国際バカロレア特別選抜等、主に総合募集を行っている入試形態に関しては、受験生に誤解が生じないように募集人員をまとめて表記している旨を追加で記載し、改善を行った（根拠資料5-2、5-3）。例として、建築学部においては以下のとおりの記載を行っている。

建築学部は、学科単位ではなく学部単位（建築学部総合）で募集するため、募集人員をまとめて表記しています。

入学志願者が入学後に自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるよう、「建築学部総合」で合格を判定し、3年次に「まちづくり学科」「建築学科」「建築デザイン学科」のいずれかの学科に所属します。

修士課程の定員については、社会情勢などによる進学者数の変化を考慮し、2018年12月に文部科学省に収容定員変更の届出をして受理された。3専攻の入学定員を変更し、2019年度からの修士課程の入学定員は、260名から280名となった。また、本学では現在、先進的なデジタル教育に力を入れており、情報学専攻修士課程への志願者増加に伴い、2023年7月に大学院の収容定員に係る学則変更の届出を提出し受理された。2024年度より情報学専攻30名から50名となり、あわせてシステムデザイン専攻の学生募集停止の報告を行ったため、2024年度より修士課程の入学定員は280名から290名となった（根拠資料5-4、5-5【ウェブ】、5-7【ウェブ】）。

2024年度の入学定員充足率及び収容定員充足率については、全学部の平均値は、入学定員充足率1.07、収容定員充足率1.08である。また、工学研究科修士課程の収容定員充足率は1.18であり、収容定員の適切な管理がなされている。

博士後期課程の収容定員充足率については、2019年度に制定した「工学院大学大学院博士後期課程論文投稿支援補助規程」（根拠資料5-30）、「工学院大学助手規程」（根拠資料5-31）の成果もあり、徐々に改善が見られているが、2024年度は収容定員充足率0.80と未充足状態が続いている。そこで、博士後期課程の母体となる、修士課程の入学者を増加させるための施策として、大学院進学を促進させるための大学院進学ガイダンスの実施や本学のLMS上のオンデマンド動画（大学院入試制度ガイダンス、大学院奨学金ガイダンス、各専攻の紹介動画等）を掲載し、学生が閲覧できる環境の構築を行った。その結果、修士課程の入学者は2022年度287名、2023年度329名、2024年度338名と増加傾向にあるが、博士後期課程の

進学実績には、まだ結びついていないのが現状である。

以上のことから、博士後期課程以外については、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していると判断できるが、特に博士後期課程の学生受け入れについては、今後も改善に取り組んでいきたい。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れの適切性については、入学者選抜全体に関する基本方針は教育評価改善委員会を通して行い、入学者選抜の実施方法及びこれに関連する諸問題については入学試験委員会・大学院専攻長会議で、全学的に点検・評価及び改善を行っている。また、毎年度、自己点検・評価報告書を内部質保証委員会に提出し、「学生の受け入れ」の適切性について点検・評価及び改善を行っている。入試種別ごとの募集人数や試験科目の設定の適切性は、毎年度、各学部・研究科にて策定したものを、入学試験状況と在籍学生の学修状況、具体的には入試種別による学力差や入学後の留年率・退学率等をあわせて検証し、改善・向上を進めている。例えば、指定校制推薦については、毎年度、学部・学科ごとに過去の推薦実績や入学後の成績などをもとに入学試験委員会で指定校の検証を行い、見直しをしている（根拠資料 5-31）。

入試制度の見直しについても、毎年度行われる点検・評価をもとに、次年度に向けた検討を行っている。また、これらのデータは入学試験委員会、大学院専攻長会議を中心に全学的に共有し、教育改善に反映させる仕組みを検討している。入学試験状況の分析をはじめ、各部門と協働しデータを活用・検証しながら進めていきたい。

また、2022 年度及び 2023 年度の外部評価委員会において、本学の学生受け入れに関する評価を受けた。その中で、受験生を含む受け入れに関する情報発信の強化、修士・博士後期課程の充実、経済的支援に関する情報提供、女子学生の受け入れに関する継続的な改善が必要との意見があった。女子学生の受け入れについては、本学附属高等学校の推薦入試で女子枠を設けたものの、それ以上に他大学のような特別な施策を講じる必要はないと判断している。性別にとらわれず、より多様な学生の受け入れが求められるため、「女子枠」といった募集に固執せず、さらなる改善と向上を継続していきたい。

以上のことから、多様性のある学生を受け入れるための適切性について定期的な点検・評価を実施しており、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。しかしながら、入学試験状況や在籍学生の学修状況などのデータによる検証は、今後も検討を進めていく予定である。

（２）長所・特色

なし。

（３）問題点

前述（本基準③）のように、博士後期課程の収容定員に対する在籍学生数比率は、諸規程の制定をもとに、改善が見られるものの、未充足状態が続いているため今後も改善に取り組んでいきたい。

また、前述（本基準④）のように、入学試験状況や在籍学生の学修状況などのデータによる検証を各部門と協働し進めていく必要がある。

（４）全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、全体として学生の受け入れ方針に則して実施されており、点検・評価の PDCA サイクルが確立され、全学的に適切な学生の受け入れが行われているといえる。

特に、文部科学省の「令和４年度大学入学者選抜における好事例集」に選定された「探究成果活用型選抜」は、令和４年度の学習指導要領から必須化された探究学習と高校時の学習成果を評価する本学独自の入学者選抜として、学力に偏重しない多面的視点からの選抜として実施し、評価されている。志願者数は年々増加しており、2021 年度は 9 名、2022 年度は 18 名、2023 年度は 30 名、2024 年度は 40 名、2025 年度は 37 名と推移している。さらに、2024 年度にはこの入試を利用して入学した初めての卒業生が誕生するため、今後の動向についても引き続き調査していく予定である。

今後も新学習指導要領を踏まえた入学者選抜についても検討していくことになるが、PDCA サイクルを確実に回し、多様性を持った学生を適切に受け入れるための入学者選抜の実施に取り組んでいく。

（５）学長からの改善指示

- ・ 博士課程の充足。博士課程進学におけるニーズ調査等を実施してほしい。
- ・ 18 歳人口減少に対応した新たな学生募集、入試形態の検討してほしい。

第6章 教員・教員組織

本章のポイント

ア. 前年度からの改善・課題・問題点

①課題：基幹教員制度導入に係る規程整備、実務家教員の定義

②課題：全学的なニーズを取り入れたFDの年間プランの作成

イ. 今年度の取り組み状況

①非常勤講師評価のあらたな評価方法の実施

②教員人事評価における目標項目のキーワード設定、自己評価の指標作成

ウ. 取り組み長所・成果

①大学教員人事評価制度

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点

○大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

○大学として求める教員像の設定

本学は基幹教員としての候補者を、教授・准教授・講師・助教として置いている（根拠資料6-1）。また、本学の教育、研究あるいは業務の執行上、学長が特に必要と認めた場合、専らその教育研究業務に専念従事することを目的として、期間を定めて雇用する常勤の特任教員（教授・准教授・助教）を採用している（根拠資料6-2）。さらに、基礎学力の補完として学習支援センター講師を八王子キャンパスに配置している（根拠資料6-3）。

本学が大学教員として求めている教員像は「工学院大学教員資格認定基準」、「大学院工学研究科教員資格基準」、及び「工学院大学大学教員候補者選考内規」で定めており、また採用にあたっては、予め教員適格審査委員会においてその適合性を審査し、学長が教授会の意見を聴いたうえで理事長に推薦することになっている（根拠資料6-1、6-4、6-5）。

例えば、「工学院大学教員資格認定基準」の第1項によると、「教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」となっており、「次の各号」とは、「(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者、(2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者、(3) 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者、(4) 大学において教授、准教授または専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者、(5) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者、(6)

専攻分野について、特に優れた知識および経験を有すると認められる者」と規定している（根拠資料 6-4）。このように、基幹教員として本学に相応しい教育上の能力や、高い研究レベルを維持するための基準を定め、任用にあたってはそれらの要素が十分に考慮される仕組みとなっている。

○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

次に、各学部・研究科・機構の教員組織の編制に関する方針の適切な明示について、各学部、研究科、機構レベルで長期的な視点に立った人事計画（将来構想）を作成し、人事委員会において、その妥当性を審査している（根拠資料 6-6）。

このように、教員組織の編制は、本学における規程やルールに従い、厳格な管理に基づき実施されている。これは、大学の理念・目的にある本学が単に研究機関としての機能のみではなく、教育機関としての組織編制を重視している姿勢と合致するものといえる。

以上のことから、現状では、各学部・機構等のレベルにおける、求める教員像や教員組織の編制方針に関しては明示できている。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点

○大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数

○適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・各学位課程の目的に即した教員配置
- ・国際性、男女比
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）
- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況の適切性
- ・他大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性
- ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携

○指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）

○教養教育の運営体制

○大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数

教員組織は、本学の教育研究を効果的に行い、今後予想される大学を取り巻く厳しい環境の中で、研究教育の維持発展を担っていけるものとすべく、各学部学科及び教育推進機構内の科ごとに、各々のバランスの適正化を心がけ、特に学生と基幹教員数の比率（S/T 比）の平準化が重要であると考えている。例えば、実際に 2024 年度第 1 回人事委員会において、2025 年度教員採用計画に関する協議の中で、教員一人当たりの学生数などを考慮した検討が行われている（根拠資料 6-7）。

なお、2022 年 10 月より、大学設置基準の改正により基幹教員の制度が導入されているが、本学においても、2023 年度からは基幹教員による必要教員数を把握するなど、いち早く対応できている。ただし、関連規程の見直しは昨年度から続く課題であり、実務家教員の定義等も新たな課題として認識されている。2025 年度も引き続き基幹教員制度を実質的に運用するための検討を進めていきたい。

○適切な教員組織編制のための措置

また、適切な教員組織編制のための措置に関し、例えば、建築学部の将来構想は、次のような方針となっている（根拠資料 6-8）。

教員組織の編制に関する方針

- ① 必要な分野の補充
- ② 多様な教員の採用
- ③ 中期計画の策定
- ④ 教員間の連携の強化

求める教員像

・・・詳細は省略・・・当該分野の新規採用においては、幅広い知識・経験を有しているとともに、デジタル教育・実務に実績のある者の新規採用を計画したい。

例示の建築学部の場合、2025 年度に向けてデジタル教育・実務に実績のある者の新規採用を計画していることなどの方針が示されている。

その他の学部、機構等においても同様に、「教員組織の編制に関する方針」及び「求める教員像」等が示され、教育研究及び組織運営上の適切な教員組織の編制となるよう、人事委員会を通じて十分な検討が行われている。

○教養教育の運営体制

学士課程における教養教育の運営体制については、教育推進機構を設置して教養教育科目の全体的な運営が行われている。その意味で、教育推進機構は全学部に通ずる教育を担っており、学部ごとに特色ある科目メニューを提供する教学組織となっている。その教育内容

は、(1) 数学、物理、化学、情報といった自然科学系基礎科目、(2) 社会性・倫理性を培う教養科目、(3) 日本語および英語を用いたジェネリックスキルを養成する科目、(4) 心身の健康に供する科目、(5) 教職課程科目、以上の5科目群からなっている。このように、学部から独立はしているものの、学部横断的な教育課程としての体制がとられている（根拠資料 6-9【ウェブ】）。

以上のことから、現状では教員組織の編制に関する方針は各学部、機構等に存在し、教育研究活動を展開するための適切な教員組織の編制も各学部、機構等組織の中で構成されている。

今後、大学全体で、国際性・男女比・年齢構成等、バランスのとれた教員配置を進め、教員の授業担当負担への適切な配慮等を行っていく必要がある。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点

○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

○教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

教員の職位ごとの募集、採用、昇任等に関して、まず、基幹教員の募集・採用にあたって、公募制を用いた採用が行われている。各学部学科等では、研究実績等に基づく書類選考並びに面接が実施される。特に面接においては、候補者に模擬授業などを課すなど、ユニークな評価を取り入れている。

採用までの流れとしては、まず、学部等から翌年度の教員採用計画書が人事委員会へ提出され、学部等の将来構想や教員配置体制等が協議される。

人事委員会の役割としては、「工学院大学人事委員会規程」第1条において「工学院大学が進める専任教員（特別専任教授を含む。）採用人事計画に当たり、全学的視点から教育・研究組織が編成されるよう、必要に応じて要望あるいは意見を付すことを目的として設置する。」と規定されている。構成メンバーは「(1) 学長、(2) 副学長、(3) 大学院研究科長、(4) 先進工学部長、(6) 建築学部長、(7) 情報学部長、(8) 教育推進機構長、(9) 総合研究所所長、(10) 教育支援機構長、(11) 学長が指名する若干名」である。

第1回人事委員会では、それぞれの学部・研究科ごとに将来構想、教員組織の編制に関する方針、教員採用計画書、専門分野別教員配置体制計画、ST比等の資料を作成し、協議を行っている。

なお、人事委員会は1年間を通して開催され、採用等の進捗状況の報告と審議が続くことになる（根拠資料 6-8）。

人事委員会で採用計画を決定し、学部学科等で採用候補者を決定した後に、学部等の教授会に諮ることとなる。学部等の教授会で承認され次第、学科長が全学教授会（学則上は教授

会と称するが、ここでは学部学科等で行われる教授会と区別するため、全学教授会と呼ぶことにする)に、採用候補者を推薦する。全学教授会においては、2回の審議がなされるが、まず1回目の全学教授会においては、「人物」「業績」の説明が行われ、教員適格審査委員会の専門委員3名が選出される。次の2回目の全学教授会では、教員適格審査委員会における評価結果を報告するとともに、学長を含めた全学教授会構成員全員で投票を行い、票決結果を参考にしつつ、学長が理事長への推薦の有無を決定することになる。

上述の専門委員とは、採用予定者の担当科目に関連する専門の学識を有する者として、本学教授の中から全学教授会で選出された委員をいう。そして、教員適格審査委員会では、学部長（機構長）及び採用予定となる当該学科長（科長）等により、「人物」「業績」の審査が行われ、その場での票決結果に基づき学長に推薦する（根拠資料6-1）。なお、大学院工学研究科を担当する教員の任用手続きについては、「工学院大学大学院工学研究科教員任用規程」に基づき、大学院委員会において審査されている（根拠資料6-10）。

任期付きの教員等については、「工学院大学特任教員に関する規程」、「工学院大学の助教の任用に関する規程」、「工学院大学助手規程」等の規程が整備されており、各学部学科等に特任教員、助教、助手を配置することが可能となっている（根拠資料6-2、6-11、6-12）。

非常勤講師についても、学部・大学院ともに、基幹教員に準じて教育に従事する者を求めている。「工学院大学大学教員資格認定基準」に定める要件をクリアすることが要件となっている。また、基幹教員の採用とは異なり、学部長及び機構長が参画する学部長・部長会議の中で審議が行われ、学長が任用を決定する。

非常勤講師の契約更新及びレビュー判断について、組織跨ぎで科目を担当する教員の人事管理、監督者等の問題が生じていたが、これら手続き上の課題を解決するための仕組みを検討し、2024年度より運用をスタートしている（根拠資料6-13）。

客員教授については、上述の基幹教員、非常勤講師とは別に、教学上特に必要があると認めたときに置くことができるとなっており、「工学院大学大学教員資格認定基準」の第1項を満たし、次の要件を具備する者で、本学教授に準じて教育及び研究に従事する者となっている（根拠資料6-14）。

- (1) 日本国内または国際的に著名な賞の受賞者
- (2) 日本国内または国際的な学会の論文賞、学会賞等の受賞者
- (3) 日本国内または国際的な学会・協会会長の経験者
- (4) 日本または外国の公共的研究所の所長経験者
- (5) その他学会または社会における業績により前各号の者と同等の資格を有すると認められる者

非常勤特任教授は、客員教授と同様に、本学の教育、研究あるいは業務の執行上、学長が特に必要と認めた場合、その教育研究、業務等に従事することを目的として、期間を定めて雇用する常勤でない教授をいう（根拠資料6-15）。採用については、客員教授及び非常勤特任教授のいずれも、学長が全学教授会の意見を聴いて推薦し、理事長が決定することになっている。

最後に、「工学院大学プロジェクト研究に携わる総合研究所任期制教員任用規程」、「有期雇用学習支援センター教員就業規則」、「無期雇用学習支援センター教員就業規則」に当該教員の採用に関する事項を定めており、本学の教育研究における、さまざまな状況に応じた教

員採用活動が展開できている（根拠資料 6-16、6-17、6-18）。

次に昇格については、採用の際に用いられる「工学院大学教員資格認定基準」を準用して運用されている（根拠資料 6-4）。なお、具体的な昇格基準については、2008 年 11 月 10 日の全学教授会において、申し合わせ・確認がなされている（根拠資料 6-19）。

また、本学は 2016 年度から教員人事評価制度を導入している。教員への人事評価は、業績等をどのように評価すべきかなど、困難を伴う部分も多くある。しかし現時点では、教育活動、研究活動、社会貢献活動、組織運営活動の 4 つのミッションに関し、被評価者と評価者が目標設定や自己評価の都度面談を実施するなど、意思疎通を図りながら人事考課が実践されており、最終的には学長及び学部長（機構長）とで 2 月に評価調整会議を行い、3 段階評価により決定する仕組みが構築されている（根拠資料 6-20）。

○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

既述の通り、教員の募集、採用、昇格等については、大学全体としての認定基準や規程を整備しており、これらに則った対応を実施している。なお、基幹教員採用の手順を整理すると、図 6.1 の通りとなる。

基幹教員採用手順（教授・准教授・助教等）

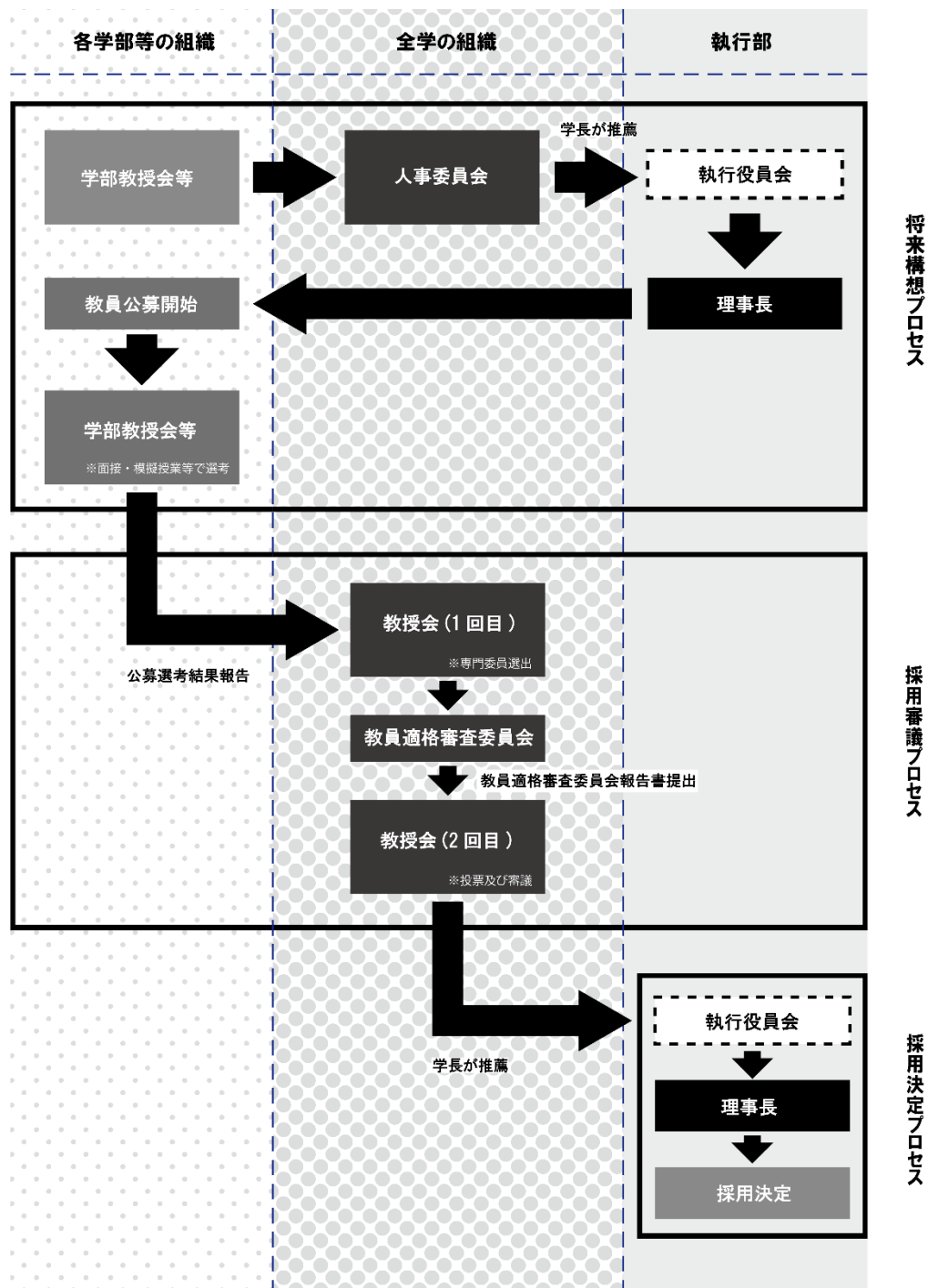


図 6.1 大学における基幹教員採用手順

なお、各学部学科等内においても、それぞれの採用手続きが整備されている。例えば、教育推進機構においては、専任採用人事、昇格人事、非常勤新任人事の手続きに関し、全学教授会への推薦要件として、相当の賛成多数を満たすことを要件とするなど、厳格に管理運営されている（根拠資料 6-21）。その他の学部学科等においても同様の手続きが必要となっている。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任に関しては、大学全体としての規程が整備されており、これら規程に則り各学部学科等内で選考が行われ、その後、全学教授会及び教員適格審査委員会を経て、教員採用等の決定が行われている。こうした厳格な採用プロセスにより、教員人事の質の保証を担保できる体制をとっており、適切な運用ができています。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点

- ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施
- 教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
- 指導補助者に対する研修の実施

○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

本学における FD は、大学全体として行うものになっている。2024 年度についても、例年と比較し、実施回数に大きな差はなく、次の通り、2024 年 2 月までに 12 回開催された（根拠資料 6-22、6-23、6-24、6-25、6-26、6-27、6-28、6-29、6-30、6-31）。

1. 4 月 3 日開催：新任教員研修会
2. 4 月 3 日開催：大学役職者研修
3. 4 月 22 日開催：合理的配慮 FDSD 研修（第 1 回）
3. 6 月 10 日開催：コンプライアンス研修
3. 6 月 12 日開催：教員評価者研修
5. 7 月 16 日開催：合理的配慮 FDSD 研修（第 2 回）
8. 8 月 21 日開催：大学院プレ FD
10. 11 月 28 日開催：学習支援センター活動報告～学力向上への取り組みとその効果～
12. 2 月 17 日開催：安全推進室 FDSD 研修会
13. 3 月 5 日開催：学習支援センター業務成果報告会

特に本学では、FD と SD がセットになっており、事務職員も含めた全学的な研修が実施されている点が特徴といえる。

一方で、2020 年度の大学基準協会による認証評価では、大学院固有の FD について開催数の不足を指摘された。この点については、2024 年 8 月にプレ FD を開催している（根拠資料 6-28）。

また1年を通して開催されるFDを管理するために教育開発センター会議にて2024年度のFDの年間プランが生まれ、「FDSD 研修計画表」の作成を2024年度より開始している(根拠資料 6-32)。「FDSD 研修計画表」には各部局で企画するFDの情報がまとめられているため、年間を通したFDの動向を把握することができるようになった。しかし、全学的なニーズを把握してFDが企画されていると言い難い。今後は全学的なニーズを集約し、体系的なFDの年間プランを作成していく必要がある。

○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

また、教員の教育活動、研究活動、社会活動、組織運営活動の評価とその結果の活用について、まず、大学教員人事評価制度が2016年度から導入(規程は、2016年8月から施行)され、以後、毎年度実施されている(根拠資料 6-33)。「大学教員人事評価規程」の第2条には、人事評価にあたっての目的が規定されており、次の通り定められている(根拠資料 6-20)。

(目的)

「教育・研究活動における大学の基本方針を踏まえて、個々の大学教育職員のミッション(教育・研究・組織運営)を具体化し、ミッションの達成度を処遇(採用、配置、昇格、昇給、賞与配分等)に結びつけることにより、学校法人工学院大学が目指す「特色のある組織的教育・研究」活動を実現する。

また、同規程第4条では評価の活用を定めており、「定期昇給」、「期末手当」、さらには「教員資格の認定」に活用することを明示している。

2024年度は目標項目の内容を均一化するためのキーワードを明示し、自己評価の指標を作成する等の運用の整備を行うとともに、教員人事評価制度の理解を促進させるための学長による教員評価研修を6月12日に実施した(根拠資料 6-26)。依然として、5段階評価制度への移行や評価結果の反映方法等、いくつかの課題を抱えているが、2020年度の大学基準協会による認証評価では、高い評価を得ており、今後も見直しを図りながら評価制度を運用していく(根拠資料 6-34)。

以上のことから、現状では、FD活動に関する積極的な活動を促進する策を講じており、その活動も有効に機能していると判断する。また大学教員人事評価についても、評価者研修を丁寧に実施した上で、俸給への反映も行われるなど、実態を伴った制度になっている。今後、FD活動を組織的かつ多面的に実施し、よりタイムリーなテーマを取り上げていく必要がある。また、大学教員人事評価制度は8年目を経過しており、引き続き制度面、運用面双方の見直しを検討していきたい。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上
- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価について、各学部学科・研究科・各機構の中で対応をしている。例えば、建築学部では、建築学部・建築学専攻運営会議において、学生の動向やアンケート調査などに基づき点検・評価を実施している。その会議において、改善案を作成し、教授会及び教室会議等に諮り、実施に移している。他の学部等においても、同様の対応が実践されている。

また、大学全体での取り組みとして、特に教員組織・人事案件に関しては、人事委員会の中で議論が行われている。例えば、2024年度第1回人事委員会では、教育推進機構のミッションと教員組織の在り方についての議論が行われた（根拠資料 6-35）。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

上述の通り、教員組織の適切性等について、その改善及び向上に関しては、学部長・部長会議及び人事委員会で協議されている。

以上のことから、現状では各学部学科等レベルで、また大学全体としては学部長・部長会議及び人事委員会等で教員組織の点検・評価が実施されている。今後も、定期的な点検・評価の実施、またその結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていく。

（２）長所・特色

前述（本基準④）のように、2016年度から大学教員人事評価を導入しており、2020年度に受審した大学基準協会による認証評価でも高く評価された。今後も、大学教員人事評価制度を維持しつつ、恒常的に見直しを図っていく。

（３）問題点

基幹教員制度については、必要教員数や基幹教員の区分を把握する等の対応をとっているが、制度を運用するための規程整備や実務家教員の定義づけ等の対応が不十分であるので、今後の課題としたい。また、FDに関しては全学的なニーズを調査し、体系的な年間プランを作成する必要がある。

（４）全体のまとめ

各学部・研究科・機構レベルにおいては、その組織が求める教員像が明示されており、適切な手続きのもと、教員採用等が行われている。また適切な教員組織編制の措置も講じられており、各学部、機構等で十分な議論を経て全学教授会で慎重な審議が諮られている。

また、FD 活動についてはさまざまなテーマを持ちより、十分な研修会が実施できていると判断するが、今後もオリジナリティ溢れる充実したテーマで促進を図っていきたい。

（５）学長からの改善指示

- ・ 大学院 FD を継続的に実施していくための組織体制や実施方法等について、大学全体で再検討する必要がある。

第7章 学生支援

本章のポイント

ア. 前年度からの改善・課題・問題点

1. 留学生の管理強化、留学生支援
2. 障害を有する学生への合理的配慮、配慮支援申請者の傾向等の分析
3. 研究活動における危険予知ができるような学生の意識改革

イ. 本年度の取り組み状況

1. 修学支援（合理的配慮）の強化
2. 学生課外活動の支援の枠組みを再編
3. 就職キャリア支援部の設立

ウ. 取り組み長所・成果

1. 学生チャレンジ活動奨励金による活動開始（4団体が活動）
2. 学生プロジェクト支援（9団体が活動）
3. 体育会の活躍

（1）現状説明

点検・評価項目①：学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

工学院大学では、2017年3月に「学生支援ポリシー」を定め、2019年10月に「学生支援ポリシー」を「学生支援方針」と改めた。さらに障害者差別解消法の改正や多様性についての内容の追加など、時代に則した変更のポイントを置き、2024年3月一部改正を経て、2024年度に「工学院大学における障害者の支援等に関する規程」の趣旨にあわせて、「障がい」の表記を「障害」に変更することとした。

「学生支援方針」は、本学園の理念や建学の精神、育成を目指す人材像に則り、すべての学生に健やかで安全・安心、快適な学生生活を提供し、多様な価値観をもたらす人間的成長と自立の実現を目的としており、大学ホームページでも公開している（根拠資料 7-1【ウェブ】）。また、学生への周知徹底のため、大学生活の手引きとして作成している「SCAT」にも掲載している（根拠資料 7-2【ウェブ】）。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点

- 学生支援体制の適切な整備
- 学生の修学に関する適切な支援の実施
 - ・学生の能力に応じた補充教育、補習教育
 - ・自宅等の個々の場所で学修する学生からの相談対応、その他学修支援
 - ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
 - ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
 - ・障害のある学生に対する修学支援
 - ・成績不振の学生の状況把握と指導
 - ・休学者及び退学希望者の状況把握と対応
 - ・奨学金その他の経済的支援の整備
 - ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
- 学生の生活に関する適切な支援の実施
 - ・学生の相談に応じる体制の整備
 - ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
 - ・安全な学生生活を送るための支援
 - ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）
- 学生の進路に関する適切な支援の実施
 - ・キャリア教育の実施
 - ・学生のキャリア形成や就職支援を行う体制の充実
 - ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
 - ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供
- 学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施
- その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

○学生支援体制の適切な整備

学生支援方針に掲げる項目のうち、修学支援、生活支援、健やかで安全・安心な学生生活に向けた支援を具現化する部署として、新宿キャンパスと八王子キャンパスに学生支援課を設置している。学生支援課の業務は、学校法人工学院大学職務分掌規程第 32 条において、次のとおり定められている。

- (1) 学生及び学生団体に関すること。
- (2) 学生のクラブ活動、課外活動に関すること。
- (3) 学生の災害対策及び連絡に関すること。
- (4) 学生相談に関すること。
- (5) 学生の健康管理に関すること。
- (6) 奨学生に関すること。

- (7) 学生アルバイト指導及び紹介に関すること。
- (8) 学寮の運営に関すること。
- (9) 学生関連委員会等に関すること。
- (10) 学生の賞罰事務に関すること。
- (11) 学生の福利厚生に関すること。
- (12) 安全推進室に関すること。
- (13) 大学後援会に関すること。
- (14) その他学生生活支援に関すること。

また、学生支援方針の実現をはかり、学生支援の点検・評価を実施するため、2017 年 4 月 1 日付で「学生支援委員会」を設置した(根拠資料 7-3)。2023 年 3 月に行われた学生支援委員会において、より実効性の高い委員会とする審議が行われ、2023 年度より各学科 1 名の委員を追加選出し、新しい形の学生支援委員会として開催し、現在に至る。

○学生の修学に関する適切な支援の実施

・学生の能力に応じた補習教育、補充教育

補充教育については、推薦入学者対象に入学前教育を実施している。2020 年度より、12 月に習熟度調査(数学・英語・物理・化学)をオンライン上で実施し、その結果をもとにレベル分けされた e-ラーニングの課題(数学・英語・物理・化学)全 10 回に取り組んでいる。学生は毎回、各教科課題の達成度を自己評価で報告し、入学後の調査・分析にも活用できるよう記録を残している。また、2 月・3 月には入学前スクーリング(オンライン)を実施し、学科ガイダンス、保護者向けガイダンスを行った。上記以外に、すべての入学予定者に対し、「問題を解決する力」の現状を「思考力」「姿勢・態度」「経験」の観点で確認するアセスメントとして GPS-Academic を実施した(根拠資料 7-4【ウェブ】)。

補習教育については、八王子キャンパスに基礎科目(数学・物理・化学・英語)のサポートをする学習支援センターがある(根拠資料 7-5)。センターでは、大学での専門的な学修の前提となる基礎科目(数学・物理・化学・英語)を中心に、入学前に十分習得できなかった科目と大学の講義内容とを有機的に結びつけて授業する基礎講座と、ひとりひとりの疑問にとことん応える個別指導が行われ、学生の学ぶ力と意欲を育てる手助けを行っている。誰でも利用できるセンターであるが、入学時の習熟度調査の結果が一定の水準に達していない学生には、学科から受講を強く促している。2020 年度よりオンラインでのサービスも提供している。2024 年度は、①対面での個別指導、②オンラインでの個別指導、③学修管理システム(CoursePower)の質問登録を利用した個別指導(数学・化学・英語)、④対面またはオンラインを自由選べる基礎講座、⑤学修管理システム(CoursePower)上のオンデマンド基礎講座を提供した。個別指導の予約は学生ポータル(キューポート)経由で行っている。

また、情報学部独自の学修支援制度として、スチューデント・アシスタント(SA)制度がある。SA として選ばれた経験豊富な上級生が、下級生に対して勉強のコツや考え方、授業で生じた疑問点を一緒に解決する制度で、双方の学修を活性化し、効果的に教育を行うための策として講じている。

・自宅等の個々の場所で学修する学生からの相談対応、その他学修支援

新型コロナウイルス感染症拡大により、2020 年度よりオンライン授業を導入したが、これを一過性の対応とせず 2022 年度から、学生の成長・自立を加速する学びの改革「キャンパスライフイノベーション」をスタートさせ、従来の対面授業に加え、オンライン授業を有機的に組み入れた。1 限、6 限にオンデマンド授業を配置している点や一つの授業でオンデマンド授業と対面授業を組み合わせ実施（数学・物理・化学の専門基礎科目や一部の専門科目）している点が特長となる。オンライン授業に限らず、全ての授業は学修支援システムの CoursePower を活用して行われ、授業教材のダウンロード、出席の登録、課題の提出、教員への質問等がシステムの主な仕様となっている。また、2020 年度から、電話、メールでの連絡に加え、オンライン面談を取り入れ、学生相談室、奨学金の個別相談は、現在もオンライン対応を継続して行っている。また、証明書コンビニ発行サービスを 2020 年度に導入した。オンラインで申請し、学内の自動発行機はもちろん、全国のコンビニエンスストアで発行が可能となっている。

・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）

本学では、入学時のガイダンスで学内 Wi-Fi 環境に接続する指導を 2021 年度以降、毎年行っている。Wi-Fi 環境に接続することがオンライン教育を実現する上での前提となるため、注力している。また、学内の Wi-Fi 環境の整備を進め、教室や学生ラウンジだけでなく、2021 年 7 月に体育施設を、2022 年 3 月に 15 号館及び食堂や売店のある 18 号館の Wi-Fi を強化した。今後は新宿・八王子両キャンパスの研究室フロアの強化を予定している。また、学生は複数のシステムを使用するため、統合認証アカウントを発行し、シングル・サイン・オンで使用しやすい環境を整備している。

・留学生等の多様な学生に対する修学支援

本学では、研究生も含め約 100 名の留学生が在籍しており、大学生活全般のサポートや在籍管理を学生支援課にて行っている。2024 年度は新型コロナウイルス感染症の影響が緩和し、日本への留学希望者が増加したため入国の際に必要な在留資格認定証明書交付の審査に時間を要することから、早めに申請できるよう、教務課や入学広報課と連携し、対応した。

留学生は毎月、窓口での在籍確認を課しており、その際に留学生が持つ不安や困りごとを聞き出せるよう、会話を重視して行っている。在籍確認が遅れている学生については、様々な手段で連絡を取り、所在不明学生とならないよう対応している。また、成績に不安のある学生、学費等の経済的な不安を抱える学生などは早期の段階で把握できるよう、窓口での対応を工夫している。その結果、2021 年度は留学生の在籍管理において慎重審査対象校となってしまうが、2022 年度、2023 年度は適正校（クラスⅡ）、2024 年度は適正校（クラスⅠ）に選定されることができた。この結果を継続できるよう、今後は留学生の成績状況や進路希望などを教員と共有できるような仕組みづくりを推進したい。

また、留学生が大学生活を送る上で孤立してしまうことがないように有志の学生が留学生サポーターとして支援活動を行っていたが、2024 年度は、イベント等の企画をするも、留学生の参加希望者がなく、2024 年 11 月に残念ながら、留学生サポーターの活動を中止するこ

ととなった。留学生が孤立、不登校となる原因の多くが、日本語力の不足、友人ができないなどがあげられるため、今後に向け、留学生の希望を取りながら、日本人学生との親睦を図れるような仕組みを検討していきたい。

・障害のある学生に対する修学支援

障害者差別解消法への対応としての大学の方針を示した「工学院大学における障害者の支援等に関する規程」を2020年2月に施行し、本規程に沿い、修学支援を実施している(根拠資料7-6)。2024年度の申請件数は、新規・継続含め52件と、導入初年度の8件から大幅に増えており、より組織的な対応が必要である。障害者差別解消法の法令改正により、2024年4月より私立大学も合理的配慮の提供が義務化されたことにより、これまでの合理的配慮に、専門的知見を取り入れるため、2024年4月より修学支援コーディネーターを新宿、八王子共に配置した。さらに、教職員へ合理的配慮の理解のため、申請のフローの整理を行い、全学的な対応に向けて学生支援委員会で議論を行っている。また、2024年4月及び6月に外部講師を招き、合理的配慮に関するFD/SD研修を行い、それぞれ4月172名、6月132名が受講した(根拠資料7-7)。

また、車椅子使用学生への対応として、新宿キャンパスでは、車椅子対応のエレベーターを導入し、八王子キャンパスにおいては、2018年に教室棟のバリアフリー化を実現し、整備を図った。また、2023年度に車椅子を使用する学生が八王子キャンパスに通学した際に、バリアフリーマップを確認しながら段差のないルートの再整備を実施し、現在に至る。

・成績不振の学生の状況把握と対応

学科ごとにGPAの分布図を作成し、GPAのみならず単位修得状況と照らし合わせて、学生の状況把握に努めており、成績不振に該当する学生にはきめ細かな学修指導を行っている。

また、各学科や教育推進機構が、どの時期にどのような学生を対象として面談を行っているかについての調査を2023年1月に行い、2023年3月に開催した学生支援委員会にて共有した。新型コロナウイルス感染症の影響で孤立している学生が増えている、との学生相談室からの報告をもとに調査を行ったが、各学科・教育推進機構で、成績不振学生や留年の可能性の高い学生に対し、前期4月、後期9月に面談を行っていることが把握できた。各学科の良い点を共有することで、きめ細やかな学修指導の一助となることが期待される。

・休学者及び退学希望者の状況把握と対応

本学ではすべての学部及び研究科において、休学や退学を希望する学生は教務課に申し出て、その後所属学科幹事の教員と面談を受けることとしている。面談においては申し出の意思確認、申し出理由の妥当性の判断及び必要に応じて学修指導、生活指導などを行っており、面談担当教員の所見を関係する教職員は把握できる体制をとっている。また、休学や退学の件数、その理由や背景を教務課にて調査の上、副学長と協議・分析した上で教授総会、大学院委員会で審議・承認するプロセスを採っている。

休学者の中には語学研修などを目的に海外渡航している学生もいるが、申請時点では渡航中の連絡先が未定である場合が多いため、海外渡航中の連絡先について把握することが課題となっている。また、退学の理由としては、転編入、就学意欲の低下、就職、成績不振の順

に多くなっており（2024 年前期まで）、退学の理由は様々だが、より早い段階で対応ができるよう、履修登録の段階で未登録の学生や成績不振学生への面談・指導の強化が課題である。

・奨学金その他の経済的支援の整備

本学では、大学独自の奨学金制度のほか、高等教育修学支援新制度（給付奨学金）や日本学生支援機構奨学金の貸与奨学金、民間・地方公共団体奨学金などを学生に周知し、推薦している。大学独自の奨学金制度としては、経済的理由のために修学が困難な学生を対象とした貸与奨学金「学園奨学金」、「学園百周年記念奨学金」や成績優秀な学生を奨励するための給付奨学金「大学成績優秀学生奨励奨学金」、「工学院大学大学院修士課程進学奨励学費減免」、学部入試の成績優秀者を対象とした「工学院大学入学試験成績優秀者奨学金」などがある（根拠資料 7-8）。「工学院大学入学試験成績優秀者奨学金」では、S 日程の成績上位 10%の合格者には入学年度の授業料の全額が給付され、探究成果活用型選抜での成績優秀者、及び A 日程、大学入学共通テスト前期日程の成績上位 10%の合格者には、入学年度の授業料の半額相当額が減免され、さらに入学後の各年の成績等により最大 4 年間授業料の半額相当額が減免される制度としている。高等教育修学支援新制度は、2024 年度は 429 名が対象者となり、授業料減免と給付奨学金を受給している。2024 年度からは高等教育修学支援新制度の制度変更により支援対象者が拡大となり、2023 年度より対象者が 3 割ほど増加した。2025 年度には、さらに支援対象が拡大となり、文科省が定める多子世帯の学生に対しては、所得制限なく授業料減免の対象となること、2024 年度から加わった新区分の理工農系にも引き続き対象となることからさらに対象者の増加が見込まれる。

学費納入においては、経済的理由により期限までの納入が難しい学生を配慮し、「工学院大学学費納入規程」「工学院大学大学院学費納入規程」で、納入期日に猶予を持たせている（根拠資料 7-9）。

その他、在学中に家計支持者の死亡により修学が困難となった学生を対象とし、大学後援会の支援を受け、最終学年の学費全額を減免する「工学院大学後援会給付奨学金」制度、学生が不時の支出に困った場合に 3 万円を上限として貸し付ける「工学院大学後援会学生応急貸付」制度や災害により修学が困難となる学生及び入学志願者・入学予定者に対しては、「災害等の被災学生等の学費等減免に関する規程」により、学費（入学志願者にあたっては入学検定料、入学予定者にあたっては入学金・学費）を減免する制度を用意している（根拠資料 7-10）。年々甚大化する災害に対し、相談窓口の設置の他、学生、保護者への被害状況の迅速な確認などを行っている。

・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

大学ホームページ、学生ポータルサイト、メール配信、さらに授業に関する内容は CoursePower を活用し発信している。日本学生支援機構の奨学金に関しては、対面での説明会の他に、申請に関する動画を 2020 年度より発信している。希望する学生は、オンデマンド形式でいつでも申し込み方法を知ることができるようになっている。奨学金に関する個別相談はオンラインにて随時開催し、入学予定者に関してもオンラインでの相談窓口を設け、対応している。本学独自の奨学金や前述の「高等教育修学支援新制度」に関しても、本学ホームページ及び学生ポータルサイトにて情報提供を行っている（根拠資料 7-11【ウェブ】、

7-12【ウェブ】)。また、2022年度に保護者向け連絡システム「さくら連絡網」を導入し、現在まで状況に応じ通知を行い、保護者への情報提供を行っているが（根拠資料 7-13【ウェブ】）、情報提供をさらに充実させる仕組みとして保証人対象のポータルサイトを導入し、2025年度秋ごろより運用が開始できるよう準備を進めている。

○学生の生活に関する適切な支援の実施

・学生の相談に応じる体制の整備

新宿・八王子両キャンパスに健康相談室と学生相談室を設置し、学生の心身の健康を管理している。健康相談室では看護師の資格を有する職員が、学内で日々発生する学生の身体の不調や事故などによる怪我に対応して学生の問診票、健康診断結果を活用して適切な処置を行っている。学生相談室では、臨床心理士の資格を持つカウンセラーが主に精神面でケアが必要な学生の対応をしている。さらに、専門的かつ集中的な治療を必要とする場合は校医を通じて、医療機関を紹介している。2022年度には、健康相談室の目的や組織を記した「工学院大学健康相談室規程」を制定した。修学支援を希望する学生の増加と、先に「障害のある学生に対する修学支援」の項目で記載のとおり、障害者差別解消法の法令改正により、2024年4月より私立大学も合理的配慮の義務化されたことに伴い、学生支援課に心理士の資格を持つ修学支援コーディネーターを新宿キャンパスで週1回、八王子キャンパスで週2回各1名配置している。今後は学生相談室、健康相談室、学生支援課が連携を強化し、組織的な対応を行う運営体制を構築していくことが、求められている。

学生相談室は、敷居が高く感じられるため、身近な存在として認知されるよう、開室時間や利用方法等について「学生相談室のごあんない」パンフレットの作成や、前述のとおり、大学生活の手引きである「SCAT」においても紹介頁を設けている（根拠資料7-14）。さらに、2022年度以降は学生ポータルに「学生相談室だより」を掲載し、学生相談室の利用促進を展開している。学生相談室では、相談者の状況に応じ、対面、オンライン、電話、メールと多様な形で対応している。また、新型コロナウイルス感染症の影響か、2021年度の学生相談室の利用は、2020年度比1.7倍と増加したが、2024年度は新型コロナウイルス感染症の大きな影響があった2021年度と比較して6割程度となり、コロナ禍前の状態に戻ったと言える。一昨年までは、友人同士の横のつながりを作ることができず、孤立してしまった感があることが学生相談室から報告されていたが、2023年度には、発達障害や勉学意欲の低下、就職活動で内定を得られないことでの孤立といった内容に変化し、2024年度には、上記に加えて、合理的配慮の初期対応窓口として、問題収集と学生支援課や修学支援コーディネーターへの橋渡しの役割を果たした。

各キャンパスにおける学生相談室の利用状況は、表7.1、表7.2のとおりである。

表7.1 新宿キャンパス学生相談室 相談件数（2024年4月～2025年1月）

	相談件数（延べ）				相談者内訳			
	合計	相談方法別			合計	相談者別		
		面談	メール	電話		学生	保護者	教職員他
件数／人数	417	312	43	62	433	311	19	103
構成比	100%	74.8%	10.3%	14.9%	100%	71.8%	4.4%	23.8%

表7.2 八王子キャンパス学生相談室 相談件数（2024年4月～2025年1月）

	相談件数（延べ）				相談者内訳			
	合計	相談方法別			合計	相談者別		
		面談	メール	電話		学生	保護者	教職員他
件数／人数	505	370	33	102	601	282	58	261
構成比	100%	73.3%	6.5%	20.2%	100%	46.9%	9.7%	43.4%

・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制整備

ハラスメント防止については、すべての学生・教職員、そして学園に関わるすべての人が安心して学び、働き、活動できる環境を守るため、「ハラスメント防止のためのガイドライン」、「学校法人工学院大学ハラスメント防止規程」（根拠資料7-15【ウェブ】、7-16）を定めている。ガイドラインでは、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等、あらゆるハラスメントの防止と対応に関する基本方針を定めている。本学では、「あらゆるハラスメントをしない・させない」という意識を共有し、すべての人が尊重される環境づくりを推進している。特に、管理職や教育・研究上の指導的立場にある者には、率先してハラスメント防止に努める責務があり、また、全ての構成員がハラスメントに関する正しい認識を持ち、防止のための行動をとることが求められている。

ハラスメントの未然防止のため、本学では「ハラスメント防止委員会」を設置し、教育・啓発活動を行っている。また、相談窓口を複数設置し、被害者が安心して相談できる体制を整えている。ハラスメントの疑いがある事案が発生した場合には、公平かつ迅速な調査を行い、適切な対応を講じる体制を確立している。本件は、ハラスメント防止のためのパンフレットの作成のほか、相談窓口等の周知強化のため、前述のとおり「SCAT」にも掲載している（根拠資料7-2【ウェブ】）。

本学は、ハラスメントのない学びの場を維持し、すべての人が尊重される環境を実現するため、今後も防止策の強化と啓発活動を継続していく。

・安全な学生生活を送るための支援

学生支援方針に基づき、安心で安全な修学環境を担保するため、学生に対する消費者教育・啓発を行い、自衛の基本能力を身につけさせるため、悪徳商法等の各種勧誘行為については、「SCAT」に掲載している。また、「悪徳商法防止講座」については、以前は学部1

年生、3年生対象に実施していたが、2020年度より新型コロナウイルス感染症の影響により、規模を縮小し、2024年度は9月に情報通信工学科の3年生を対象に授業内で講座を実施した。

また、毎年のように実験に関する事故が数件発生しており、学内事故の減少に向け、2018年10月1日に「工学院大学安全推進規程」を施行した(根拠資料7-18)。この規程に則り、改善策を提言するため、安全推進室を設置し、法令遵守への指導や学内の見回り・改善だけでなく、施設部や法人部門が所管する安全衛生委員会とも連携を図り、「ゼロ災」達成を目標に活動している。2024年度も数件事故が発生しているが、事故情報やヒヤリ・ハット事例の公開を行うとともに、毎月月報を作成し、状況を学内関係者に周知している。毎年FD/SD研修を実施し、注意喚起と学内事故減少に向けた啓発活動にも努めている。2025年2月に実施したFD/SD研修には173名が受講し、学内で発生した事故の状況紹介と、その後の対応について、具体的に説明した(根拠資料7-19)。インスペクション(安全衛生点検)での注意点なども交えることで、今後の事故防止に向けた注意喚起となった。

・人間関係構築につながる措置の実施(学生の交流機会の確保等)

また、2024年7月に全学部1～4年生の6,055名の学部生を対象として実施した学生生活アンケートの結果(有効回答2,152名)で、本学への進学納得度が高い学生の回答理由は「授業の楽しさ」と「友人関係」が多いことが判明した。また納得度が高いほど「課外活動」を選択する割合が増える特徴も見られ、課外活動の充実は、進学納得度に影響すると考えられる。一方、課外活動不参加の理由について、「タイミングを逃した」、「興味ある活動がない」という結果も判明した。

課外活動を通して顕在化した課題と学生生活アンケートの結果を考慮し、活動のPRが不足していると考え、学生プロジェクトを中心とした課外活動団体の協力を得て、活動の紹介映像を作成してもらい、11月に電子掲示板で放映する取り組みを開始した。さらに1月に課外活動の新リーダーに向けた研修会を行い、大学のルールやサービスを紹介すると共に、次期リーダーとしての自覚を持ってもらうための啓蒙活動を行った。

○学生の進路に関する適切な支援の実施

・キャリア教育の実施

学部1年次から、基礎的な実践能力を身につけるため少人数で行う総合文化アカデミックスキルやロジカルライティング等の科目を設け、また、低学年向けのインターンシップ科目も配備するなど、早い段階から主体的にキャリアを意識させつつ専門性を身につけられるような教育を行っている。

また、学部3年次からは、学生の就職活動に向けた実践的なプログラムによる支援を行い、大学や大学院での学びや研究を活かした就職を支援している(根拠資料7-20【ウェブ】、7-21【ウェブ】)。

・学生のキャリア形成や就職支援を行う体制の充実

2024年度より「就職キャリア支援部」となり、教育・研究組織の「キャリアデザインセンター」と、事務局組織の「就職支援部」の統合再編を行った。本学のキャリア形成支援(キ

キャリア教育含む)・就職支援全体に関する検討や実施を、学科側、キャリア教育側、就職支援側でより連携機能を維持しながら効率化を目指したものである。

また、キャリア形成支援(キャリア教育含む)・就職支援全体に関する検討や実施を行う委員会である「就職キャリア支援委員会」については、より機動力を高め実行性のある支援を行うことを目指し構成要員の見直しを行っている。担当副学長を委員長とし、国際キャリア科(教育推進機構)教員を副委員長に、全15学科から各1名、事務局組織からもキャリア教育や学生生活に関わる教務課・学生支援課の関係者も構成員とした。

委員会においては、学生が卒業後に「主体的・自律的なキャリア形成」を出来るようになるための「工学院大学が目指したいキャリア形成・就職支援の方針」を確認し、さらにこの方針のもとで、キャリア形成・就職支援として目指すことを明確にしている。

また、授業科目や就職支援として、現在実施している施策の棚卸しと課題の確認や共有も行い、「キャリア形成支援・就職支援施策」の具体的改善案の検討と決定に向けた準備をしており、2025年度は小委員会を開催して各学科ならではの取組を進めていく予定である。

就職キャリア支援部は専任職員9名を中心に、新宿・八王子両キャンパスに設置されている就職キャリア支援センターを拠点に支援を行っている。特にコロナ禍における2020年4月以降、学生の入構制限や企業の採用活動の変化に即座に対応し、すべての支援をオンラインで対応できる体勢を整え、窓口での対面対応と併用している。

学生の就職相談は専任職員に加え、キャリアカウンセラー(計5名:通年2名、相談繁忙期4名)や臨床心理士の資格を有するカウンセラー(週1日、1名)を配置し、合理的な配慮を必要とする学生にも細やかな対応をしている。また、新宿区と八王子市から新卒応援ハローワークのカウンセラー(週1日、各1名)を配置している。対応する個別相談は、年間で約2,000件となり、特に学生がインターンシップに参加申込みをする5~6月や就職活動が本格化する1~3月においては相談枠が常に予約で埋まる状況である。

また、留学生・障害学生等の多様な学生に対応した支援も充実するために、留学生に対しては、就職キャリア支援部と学事部学生支援課が連携しながらガイダンスを実施し、専用のWebページやメッセージアプリ(LINE)を活用しながら支援している。障害学生やメンタル的なサポートの必要な学生に対しては、学生相談室との定期的な学生動向の情報共有を行いながらきめ細やかな対応を行っている。既卒者に対しても、登録制で既卒者求人票の公開やハローワークのカウンセラーからの求人情報の提供などの支援体制を整えている(根拠資料7-22【ウェブ】、7-23【ウェブ】)。

・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

「大学・大学院での学び、専攻を活かしたキャリア形成・就職支援」を軸に、学業・研究と就職活動を効率的にバランス良く実践できるようにプログラムを構成している。

全ての就職支援プログラムはオンラインを組み合わせ実施し、オンデマンド型では学生が視聴したいタイミングで参加することも可能とし、ガイダンスや企業セミナーはライブ配信型も取り入れている。学生が目的やねらいを理解しながら進め、学生自身が考えて納得した進路選択ができるような支援を行っている。学生の進路決定報告時アンケートによると、約97.5%が第3志望までの企業等への就職が実現していると回答(2023年度卒業生)している(根拠資料7-20【ウェブ】)。

学部3年生・修士1年生の学生を対象に、4月から定期的（計3回実施4月・9月・12月）に「就職ガイダンス」を開催し、その期間中の行動計画が立てられることを到達目標に設定している。また、「業界・企業研究」、「履歴書・ES作成」、「筆記・面接試験対策」など、学生が目的やねらいを理解しながら進め、採用選考を通して学生自身が考えて納得した進路選択ができるような支援を行っている。

学生の進路動向把握を目的とする「進路希望調査アンケート」と大学院生への就職支援を目的とする「大学院生向け就職支援プログラム」については、特に強化を進めている。

「就職ガイダンス」は、全体向けと学部・学科・専攻別（以下、「学科別」とする）を組み合わせながら、自身の学びがより活かせる業界や職種を意識できるようにしている。学科別で実施する際は、学生が参加必須となるオリエンテーションや授業時間内を教員と連携しながら確保し実施した。特にそれぞれのガイダンスでは、「学科就職プロジェクト」で確認した内容を具体的に伝えており、大学院進学者の就職先など、より専門的な学びや研究を活かした就職について意識できるようにしている。4月（第1回就職ガイダンス）は学科別では学部全15学科と大学院全5専攻で実施し、就職活動の現実と今後のスケジュール、夏インターンシップ活用の重要性と必要な取り組み、内定を獲得した先輩のロールモデル紹介など、具体的に取り組むべきことを伝えている。9月（第2回就職ガイダンス）は学部全15学科で実施が実現し、この時期から取り組むべき本選考までの流れを紹介し、先輩たちの就活体験を内定者インタビューとして伝えている。また、12月（第3回就職ガイダンス）では全体向けに内定獲得のためにやっておくべきことを伝えるリーフレットを作成して配布し、この時期から本格的に就職活動をする学生をメインターゲットに対面による説明会や、学内個別企業セミナーを活用できるように組み合わせ、就活生応援企画として実施している。学科別のガイダンスは、教員からも今後の実施についてリクエストを受けるなど、今後も継続していく。

「業界・企業研究」は、学内合同企業セミナー実施を6月・10月に、学内個別企業セミナーは11月から翌2月まで行い、インターンシップへの参加誘導から本選考への意識醸成ができるようにするなど、学生と企業の接点づくりに力を入れている。

「履歴書・ES作成」は、採用選考に直接関係する支援プログラムとして特に強化しており、就職キャリア支援部スタッフやキャリアカウンセラーとの個別相談以外に、オンライン完結型のエントリーシート添削を5月・10月・翌1月に行っている。

「筆記・面接試験対策」は、筆記試験対策ガイダンスを4月・10月・翌2月、事例で学ぶ面接対策（グループワーク対策含む）を6月・9月に実施している。筆記試験対策では、学生がオンラインでいつでも模擬試験を受講できる本学学生専用サイトを用意している。その他、年間を通じて外部の資格予備校による「公務員試験対策講座」をオンラインで実施している。また、「留学生のための就職ガイダンス」を4月・7月・11月に、保護者の参加も可能な「障害学生のための就職ガイダンス」を6月・9月に実施している。

2023年度から実施している「進路希望調査アンケート」は、4月・10月・2月と定期的実施することで、進学か就職かの希望や、現時点での志望業界・志望職種・志望企業、各時期のインターンシップの参加状況も確認している。学生はアンケートへの回答を通じて、現状を確認しながら、その状態に応じた今後の就活戦略について考える機会となっている。学生の回答率も極めて高く、4月実施では約77%の回答があり、学生の状態を正確に把握して

就職ガイダンスの内容や企業セミナーへの招致企業を検討する際の重要なデータとして確認している。

「大学院生向け就職支援プログラム」では、研究活動と就職活動の両立を目指し、自身の研究活動を学生が自信を持って語れるようにすることや、大学院生ならではの企業選択・自己分析作成を支援しており、4月・9月のガイダンス内容に含まれるようにしている。また、チャレンジ支援として機械工学専攻9名、化学応用学専攻2名、電気・電子工学専攻学生9名を対象に、5月から集合講座や進路決定まで月1回程度の定期的な個別面談を通して、より就職難易度の高い企業や職種を目指す学生を支援している。

・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

博士課程においては、学識を教授するために必要な能力を培うための機会として、TA就業の条件として課している研修会受講を推奨することを2019年度の専攻長会議で決定しプレFDを実施してきた。2020年度～2024年度は本学独自にプレFDを開催ができていないが、他大学院等で実施されているプレFDに関する情報提供を全研究科に行っている(根拠資料 7-24【ウェブ】)。

○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

2023年4月に学生支援委員会規程が改正され、課外活動の方針や予算については学生支援委員会にて審議することになり、それに伴い、体育会、文化会に所属する学生団体の顧問を務める教職員から構成される「顧問会議」や学生プロジェクトの公募、審査、補助する活動費等を審議決定していた「創造活動運営委員会」の規程も見直しを図った。「創造活動委員会」は「学生プロジェクト運営委員会」に名称を変更し、「顧問会議」とともに、各団体から出される意見・要望を吸い上げやすい体制づくりを進めている。

また、2022年度に収益事業を原資とする奨学金制度の見直しを行い、課外活動に対する支援として「工学院大学学生チャレンジ活動奨励金」が創設された。創設にあたっては、学生支援委員会にてワーキンググループを立ち上げ、目的や対象となる活動などの制度設計を行い、学生の新たなチャレンジ、現在の課外活動の枠組みではできない企画やこれまでの活動のバージョンアップなど、多くの学生に刺激を与える活動を対象とすることとし、2023年11月に、学生に向けて募集説明会を開催し、12月に公募を実施した。初めての取り組みであったが、学生個人や学生グループより13の活動の申請があり、審査の結果3件が採択され、2024年4月より活動の支援がスタートした。採択された3件のうち1件は、8月に企画を断念することとなったが、「リサーチプロジェクト」、「工学院ハッカソン」の2件は奨励金の目的に沿った活動を展開している。建築に関するテーマに沿った議論や調査を行い、その成果を展示する企画である「リサーチプロジェクト」は、学内での展示会をきっかけに島根県庁第三分庁舎(旧県立博物館)から声がかかり、現地にて活動成果を展示するなど、その活躍は学内にとどまらない(根拠資料 7-25【ウェブ】)。また、短期間でテーマに沿ったアイデアを考え、実際に作成し、発表する大会を開催する「工学院ハッカソン」は、学内において3回の大会を開催し、その魅力を学内外に浸透すべく積極的に活動を行っている。さらに、2024年6月に第2期の募集を行い、新たに「パラカヌー競技での世界への挑戦」、「木工体験

教室『木工学院』の2企画が採択され、2024年9月より活動がスタートした。

学生による自主的・能動的な理工学に関する創造活動である学生プロジェクトには、採択された場合、活動費の一部を補助する等の支援をし、2024年度は9団体が活動している。2023年度に引き続きみつばちプロジェクトが採取した蜂蜜を使用し、京王電鉄株式会社とともにオリジナルビール「せいせきハニーレモネール」を産学連携で企画・製品化したことは、話題となった(根拠資料 7-26【ウェブ】)。このビールは、10月3日～6日に開催された「KEIO 春のビールまつり」にて、期間・数量限定で販売した。他にも、VRプロジェクトが10月に開催された日本バーチャルリアリティ学会が主催する、学生を中心としたチームがインタラクティブ作品を企画・制作し、その創造性を競うコンテスト「IVRC2024」の LEAP STAGE(決勝大会)に進出し、高い評価を受けた(根拠資料 7-27【ウェブ】)。

また、2024年度は、部活動(体育会)の活躍が目立った1年であった。硬式野球部は、「令和6年度東京新大学野球連盟 2部春季リーグ戦」にて優勝し、47季ぶりの快挙となった。さらに、アメリカンフットボール部が、関東学生アメリカンフットボール連盟3部リーグDブロックにて優勝、昇格決定戦の末、2部リーグへの昇格を果たした(根拠資料 7-28【ウェブ】)。柔道部は、6月行われた第65回 全日本理工科学生柔道優勝大会で個人戦「有段の部〈軽量部門〉」にて優勝。バスケットボール部は、8月に行われた関東理工系大学バスケットボール大会 2024 夏季リーグにて2部で優勝し、1部への昇格を果たした。剣道部は、10月に「第56回関東理工科系大学剣道新人戦大会(団体・7人戦)」で創部以来の快挙となる初優勝を飾った(根拠資料 7-29【ウェブ】)。

2025年度より、学生の課外活動に関する予算配分について、従来の学生プロジェクト、学生チャレンジ活動奨励金の予算を見直し、「特別重点支援」、「継続支援」、「新規活動支援」の3区分に整理した。特に、「特別重点支援」は、本学の発展に多大な貢献と顕著な成果をあげる活動に、重点的に助成を行う区分とし、第1弾として、ソーラープロジェクトが選定され、2025年8月に開催される「2025 Bridgestone World Solar Challenge」への出場に向けて大学をあげて応援することとなった。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援に関する大学の方針として、学生支援方針が制定され、学内外に明示するに至り、方針に沿って学生支援施策を点検・評価する機関として学生支援委員会を設置しており、2024年度には、学生プロジェクトや学生チャレンジ活動奨励金などの既存の支援に加え、あらゆる学生団体や個人の企画の支援を可能にする仕組みを構築するなど、学生の課外活動支援の改善・向上に向けた取り組みは実施できている。

（２）長所・特色

本学の学生の課外活動は、単に大会等で優勝することや上位の成績を収めることよりも、その活動を通して、日々の努力や仲間との協働、試行錯誤を繰り返す中で、学生が自らの可能性を広げ、社会に出た時に活かせる力（主体性や協調性、問題解決能力の向上など）を養うことが期待する意義である。学生は、課外活動を通して自らの可能性を広げていく。まさに本学の理念である「無限の可能性が開花する学園」の実現に必要な活動と言える。

また、学生が課外活動を通じて活躍することで、大学のブランド力向上に寄与することも期待される。

（３）問題点

2024 年 4 月 1 日「改正障害者差別解消法」の施行により、私立の学校や企業等事業者も、合理的配慮が法的義務となった。本学における合理的配慮の取り組みは、「修学支援制度」として 2020 年から取り組んでおり、法的義務をきっかけに、これまでの対応に加えて専門的な知見を取り入れた支援体制のため修学支援コーディネーターを配置した。しかし、支援申請数は、導入初年度の 8 件から現在では 50 件を超えており、今後もより組織的な対応を行う必要がある。これらの課題解決に向け、研修やセミナーに参加し、情報を収集しているが、他大学に比べ組織的な対応は特に遅れている。組織整備はもちろん、教職員の意識向上のための啓蒙活動等、改善に向けた取り組みが危急の問題である。

（４）全体のまとめ

本学では、大学の理念、建学の精神、育成を目指す人物像に則し、学生支援に関する方針として「学生支援方針」を定めている。2024 年度は、学生チャレンジ活動奨励金の運用が開始し、さらに学生の課外活動の支援の枠組みを拡大するなど、学生支援方針に沿った活動が展開することができ、概ね適切な支援が実施できた。

留学生、合理的配慮が必要な学生も含めて多様な学生、多様な価値観が大学の力を高めていくものである。また、学生支援策も学生、社会の潮流によって変化を遂げていくものであり、今後も限られた資源の中で、変化に機敏に対応できる、学生により高い満足度を提供できる大学を引き続き目指していく。

（５）学長からの改善指示

- ・ 博士課程卒業後の進路が魅力的になるように博士課程学生に対する就職支援を充実させる必要がある。
- ・ 合理的配慮の制度整備等が進められているが、引き続き SD の実施で意識を高めていく必要がある。
- ・ 課外活動に対する予算周りを整備が行われたが、その後の効果測定等を実施する必要がある。

第8章 教育研究等環境

本章のポイント

ア. 前年度からの改善・課題・問題点

特になし。

イ. 今年度の取り組み状況

①オンライン上のキャンパスによる高校生の「先取り履修」制度の開始

②新宿におけるキャンパスリニューアルの具体的検討

ウ. 取り組み長所・成果

特になし

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

2024年10月30日の理事会にて、中期計画「コンパス2029」が承認された。中期計画を受けて、大学・大学院における、2024年度の事業計画は次の通り策定された（根拠資料8-1【ウェブ】）。

1. 学生・生徒募集

戦略的な入学者選抜の運用と優秀な学生の確保

- ・入学選抜の質向上と高い目的意識を持つ入学者の確保
- ・附属中高及びSSH指定校への積極的な教育支援による連携強化

2. 教育

21世紀工手の育成

- ・ICTを活用した教育効果の高い授業の実施及び継続的な手法探究
- ・数理・データサイエンス・AI教育及びDX実践ラボを活用した大学院教育の充実
- ・課外活動の参加者増加と活動促進
- ・フィットネススペース等の学内アクティビティ強化
- ・能動的な活動をサポートするための支援（相談）体制の充実
- ・教学IRデータに基づく学修成果の検証
- ・各学科専攻、教育課程の検証

3. グローバル教育

- ・ 特色あるグローバル事業（ハイブリッド留学、ディプロマット留学等）の実施
- ・ 海外の大学・学校との連携プロジェクト推進

4. 進路支援

- ・ キャリア教育と就職支援の体制構築と実質化
- ・ 大学院への進学率向上

施設・設備における事業計画は次の通りである（根拠資料 8-1 【ウェブ】）。

6. 施設・設備

AI 時代に対応した新たな学びの場の提供

- ・ 生涯学習の仕組み導入（早期履修制度の導入）
- ・ 新宿キャンパス大規模改修工事に向けた準備
- ・ ICT 活用に伴う各種リスク対策強化（情報セキュリティ対策等）

また、2019 年 10 月 28 日に「工学院大学の教育研究等環境の整備に関する方針」が策定され、同年 11 月 1 日から施行された（根拠資料 8-2 【ウェブ】）。これは、教育研究等環境の維持管理・整備、競争的研究資金等獲得支援、ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）、その他必要な教育研究支援体制の充実に努め、また学内の諸規程に基づき、コンプライアンス教育及び研究倫理教育に関して、FD・SD 活動を通して全学的な意識啓発を図り、適正に教育研究活動が行えるよう、ハード面とソフト面双方の教育研究等環境方針を明示したことに特色がある。具体的な内容は、次の 6 項目から構成されており、さらなる教育研究等環境の充実に目指している。

1. 施設・設備の整備

学修および教育研究活動を支援するため、校地、校舎、施設および設備の維持管理ならびに安全性、利便性および衛生面に配慮した効率的な環境整備に努めます。

2. 学術情報サービスの整備

学修および教育研究活動を支援するため、専門図書、学術雑誌、電子情報等の体系的な収集、蓄積、提供に努め、大学図書館機能の強化、学術情報提供サービスの充実に努めます。また、学修および教育研究の多様なニーズに応えるため、本学の情報セキュリティポリシーに基づき、オンラインによるキャンパス内外からの利用環境の整備に努めます。

3. 情報環境の整備

学修および教育研究活動を支援するため、安全性、利便性、信頼性に配慮した学内ネッ

トワークの構築、学修および教育研究に適した ICT 環境を整備し、その活用を促進します。また、学修および教育研究、事務業務のためのネットワーク等の環境基盤を整備し運用します。情報の保全および管理は、「学校法人工学院大学情報セキュリティポリシー」に基づき行います。

4. 研究機会の整備

教員の研究機会を確保するため、教員研究室等の整備および研究費の獲得支援に努めます。また、特色ある研究活動を積極的かつ効果的に推進するため、研究組織体制および補助金獲得支援体制の整備充実に努め、研究支援環境を強化します。

5. 研究公正推進体制の整備

研究活動における不正行為および研究費不正使用防止の取り組みとして、「教職員行動規範」、「公的研究費の管理・監査の体制に関する規程」、「研究活動に係る研究者のガイドライン」および「利益相反管理規程」等の学内諸規程を整備し、それを遵守するための研修を定期的に行います。

6. 安全衛生環境の整備

法令等を踏まえた環境安全衛生の管理体制を確立するとともに、「環境汚染防止規程」、「安全衛生管理委員会規程」、「安全推進規程」および「組換え DNA 実験安全管理規程」等の学内諸規程を整備し、これを遵守するための研修および啓発活動を定期的に行い、近隣住民の生活環境汚染の防止ならびに学生、教職員等の健康および安全の確保を図るための環境整備に努めます。

なお、本方針は学術情報センター工手の泉の発足に伴い、大学図書館機能を維持しつつ、場所を問わず大学の ICT 環境へのアクセスが可能になったことから、「2. 学術情報サービスの整備」については見直しを図った（根拠資料 8-3）。

また、本学が掲げる理念・目的である「無限の可能性が開花する学園」においては、学生・生徒の能力の無限の広がり、多様化する社会・産業と学問の組み合わせを「無限」と表現している。「工学院大学の教育研究等環境の整備に関する方針」のうち、例えば、「学術情報サービスの整備」、「情報環境の整備」、「研究機会の整備」等は理念・目的の下に掲げられた方策といえる。

中期計画「コンパス 2029」の「2. 教育」「6. 施設・設備」に記載されている通り、デジタル教育へのシフトを深化させ、AI 時代に対応した教育環境の整備を明示している。

以上のことから、デジタル教育に向けての ICT の整備計画等は、機を逸することなく、事業計画等で適宜明示されており、また、大学の理念・目的等を踏まえた「教育研究等環境に関する方針」も示すことができている。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点

○施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

○施設、設備等の整備及び管理

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備について、キャンパスネットワークは 1989 年より整備をはじめ、学内の需要や ICT の進化に合わせて増強を行ってきた。2024 年度時点ではバックボーンを 10Gbps、支線を 1Gbps としてサービスを行っている。教室や研究室などでは無線 LAN も利用できるよう整備し、来校者用に eduroam の利用も可能としている。なお現在使用している無線 LAN 機器は導入から 5～7 年が経過しており、サポート期限が切れている機器もあり老朽化が進んでいるため、2023 年度に更新に向けた検討を行い、2024 年度以降に順次更新を実施していく方針とした。2024 年度は学習用 PC を活用した授業が実施されている新宿・八王子の工手の泉施設及び、八王子の 2 号館、4 号館、15 号館の無線 LAN システムを最新の WiFi 6E 規格に対応した機器に更新を行うことで、これまでの機器と比較して約 2 倍の通信速度を実現することができ、より高度な授業を実施可能な環境を提供することが可能となった。

インターネット接続は SINET と商用プロバイダのマルチホーム接続としているが、遠隔授業を円滑に実施するため 2020 年 10 月に Firewall の処理能力を 1Gbps から 8Gbps へ強化した。これにより十分な対外接続環境を提供することができている。2022 年 10 月には SSL-VPN 装置を増強し、これまでの同時 100 ユーザという制限をなくすことで、より多くの学生、教職員が VPN を利用することにより安全に学内 LAN に接続できるようになっている。

新宿キャンパスにおいては、かつて（2017 年度）AV 装置の更新等が大々的に進められた。また、八王子キャンパスにおいては新 2 号館の竣工に伴い、アクティブラーニングを促す場の整備が進んだ。特に、2016 年 4 月には情報学部改組によって 1 年次及び 2 年次の修学キャンパスが新宿キャンパスから八王子キャンパスへ変更となったが、それに伴い情報演習室を増設した経緯がある。この増設によって、2017 年度には、新宿キャンパス 14F 及び 16F の情報演習室をアクティブラーニングの場に変更し、学生の自主的な学習を促進する環境を整備。これにより、これら施設は、問題解決型学習「PBL (Project Based Learning)」等にも利用され、現時点においても同様の用途に利用されている。

さらに、2019 年度には、新宿、八王子の両キャンパス間のネットワーク回線を 1G から 10G へ変更し、通信の高速化が進められた。これにより TV 会議システムも導入され、遠隔講義（新宿八王子間）の開催や遠隔会議が行われるようになった。

2022 年度には共同利用コンピュータシステムの更新を行い、vGPU を搭載した仮想 PC 環境を大幅に増強するとともに、演習室の AV 設備の更新と学習用 PC 接続 BOX を新規で設置することにより、学習用 PC を活用した授業を円滑に行うための環境を整備した。さらに、学習用 PC から仮想 PC を活用する授業が多く実施されており、CAD 等の高スペックのグラフィックを要求するソフトウェアを利用することができている。

次に、施設及び設備の維持管理並びに安全性、利便性及び衛生面に配慮した効率的な環境整備について、新宿キャンパスでは大規模改修に向けての計画及び内容の検討を進めつつ、更新まで機能継続が困難な設備及び計画から外れている設備（受変電設備、11・13・28 階窓側空調設備、構想等高置水槽等）の更新を実施。大規模改修の計画に該当する設備については、更新までの機能維持を目的とした修繕を継続している。一方、八王子キャンパスでは劣化した設備の更新及び予防保全を行うことにより、施設・設備の安定した運用に努めている。防犯カメラの増設、17 号館空調機更新、講義室及び共用部、大学野球場、サッカー場の LED 化工事を行うことにより教育環境提供維持強化と安全性の向上を図っている。キャンパス内に 20 棟以上ある建物の点検、改修を日々行い、前年に引き続き安全推進室主導の下、教育研究活動の安全及び衛生環境の維持向上の指導を行っている。

バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備においては、新宿キャンパスではユニバーサルデザインを含めた設備を大規模改修工事で計画している。八王子キャンパスではバリアフリー対応整備は完了し、段差解消機の維持管理及びアスファルト路面の整備を継続して行っている。

最後に、学生の自主的な学習を促進するための環境整備について、上述の通り、新宿・八王子両キャンパスでアクティブラーニングのスペース等を確保し、また PBL にも利用できる環境が用意できている。また、Microsoft 社との間に、Microsoft 包括ライセンス契約を締結しており、学生の個人所有 PC にも Office ソフトを無償で導入することができるようになっている。2023 年度には Microsoft 365 のサービスを開始することで、Office ソフトに加え Teams, SharePoint, OneDrive 等のアプリケーションが利用可能となり、学生・教職員間のコミュニケーションツールの拡大につなげた。その他、2024 年度も引き続き、MathWorks 社とアカデミック包括ライセンス契約を結んでおり、Matlab・Simulink をはじめ多数の ToolBox を学生及び教職員は自由に利用できる環境が整っている（根拠資料 8-4）。

また、学外から大学所有のソフトウェアが利用できるように仮想デスクトップ接続サービスを行っている。大学で用意している個人の PC に導入することができない有償ソフトウェアなどは仮想デスクトップサービスを利用することにより、自宅など学外からも利用することを可能としている。仮想デスクトップサービスは vGPU の機能を有し可視化などグラフィックス処理性能が求められる場合においても十分な性能を発揮できるよう整備している。

上述のような各取り組みは、「工学院大学の教育研究等環境の整備に関する方針」のうち、「施設・設備の整備」、「情報環境の整備」、「安全衛生環境の整備」などの方針に沿ったものといえる。

○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

情報倫理の確立に関する取り組みとして、本学では、情報セキュリティポリシーを制定し、情報セキュリティの確保に向けて、学園の構成員全員が情報セキュリティ研修を受講するよう研修を義務づけている（根拠資料 8-5【ウェブ】）。2024 年は前年度に引き続き教職員を対象に標的型メール訓練を実施することで、フィッシングメール対応の実施訓練を通して、教職員のセキュリティ対策に対する意識向上につなげることができた。

また学生には 1 年次に e ラーニングコンテンツ「情報倫理」を受講させるなどの対策をとっており、2020 年度、2021 年度は「遠隔授業と情報セキュリティ」という e-learning コンテンツを作成し前期授業開始前に提供することにより、遠隔でも学生が安全に受講するための教育を実施した。2022 年度以降は「学生のための情報モラル&情報セキュリティ」という e-learning コンテンツを提供し、前期授業開始前に全学生に受講してもらうことで、学生への情報セキュリティ教育に取り組んでいる。

上述のような各取り組みは、「工学院大学の教育研究等環境の整備に関する方針」のうち、「研究公正推進体制の整備」などの方針に沿ったものといえる。

以上のことから、現状では施設設備に関するインフラ面、情報セキュリティなどの仕組みは個別に整備が進み、それぞれの課題に真摯に取り組んでいる。今後、大学内のインスペクション活動に注力し、安全・安心な教育研究等環境の維持を進めていく。

点検・評価項目③：学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点

○図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報根拠資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

○図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

○図書資料の整備と図書利用環境の整備

本学における大学図書館の機能は、学術情報センター工手の泉が担っている。

中核施設「Izumi(イズミ)」は、ライブラリサービスに加え、ICT 機器を活用した学修空間を学生・教職員に提供している。情報システム環境や学修環境の急激な変化に伴って利用者の要望が多様化する中でも、ICT 機器の更新やレイアウトの自由度が空間活用によって最適な学習環境を提供する体制が整っている。

ライブラリサービスでは従来どおり 10 万冊以上の図書資料を提供するとともに、学術情報の電子化に歩調を合わせ電子資料の拡充に努めている。電子書籍 10,500 タイトル以上に

加え、5177 タイトルの電子ジャーナルが閲覧可能となっており、掲載論文を検索するためのデータベースの提供も行っている。(根拠資料 8-6【ウェブ】)。

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツとの親和性を高め、また他の図書館との学術情報の共有化を図るため、これまでに「CiNii Research」や「IRDB (学術機関リポジトリデータベース)」との連携促進、「JAIRO Cloud」による機関リポジトリの構築を進めてきた。また現在はオープンサイエンスに対応する基盤を整備するために学術認証フェデレーション「学認」への加盟準備を進めており、2025 年度には運用を開始する予定となっている。

また国立情報学研究所が提供する学術コンテンツとの親和性を高めるため、機関リポジトリの整備を進めた。これまで図書館システムのパッケージに含まれていたアーカイブ機能を利用していたが、他の学術情報データベース等との連携を考慮し、国内 714 機関が利用しているクラウド型の機関リポジトリ環境提供サービス「JAIRO Cloud」での運用に移行した。これにより、研究成果物の公開やオープンアクセスを推進する環境を強化した。

2023 年 4 月には、新宿キャンパス中層棟 2 階・3 階に、センターの中核施設となる「工手の泉」を設置した。2 階は主に学生・教職員がともに学ぶことができるコワーキングスペースとなっている。インタラクティブプロジェクターなどの ICT 機器を充実させ、学生の多様な学びをサポートしている。また 55 インチモニタ 18 面で構成した大型マルチモニタを設置し、デジタルツインの手法を用いた新しい学びに対応できる環境を備えている。

3 階は従来の図書館機能を集約するとともに、個人ブースを設置したソロワーキングスペースとなっている。ブースの設置により、新宿キャンパスに不足していた遠隔授業などの受講環境改善につながっている。

「工手の泉」の利用者数は、開設から 10 カ月間でのべ 9 万人に達しており、これらの学生の学修に配慮した利用環境整備が成果をあげ、利用者ニーズにもマッチしていることが伺える。

なお、2023 年 12 月から 2024 年 1 月にかけて学生・教職員を対象に、センターや施設に関するアンケートを実施した。現在アンケート結果の解析を進め学習効果や改善点などの分析を実施している。結果については今後のセンター運営に役立てていく予定である。

○学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

センターが担う図書館機能の運用では、主に企画運営・予算管理を専任職員が行い、直接・間接サービスに関する業務は委託業務化されている。委託業務は契約・仕様書等に基づき実施されており、安定的にサービスの質を維持できている(根拠資料 8-7)。運営に従事する職員(専任職員 3 名、派遣スタッフ 1 名、委託スタッフ 20 名)のほとんどが司書資格を有しており、専門的な知識に基づいて業務にあたり、利用者に対して不足のないサービス提供体制を確保している。

以上のことから、現状では本学は学術情報サービスを提供するための体制を備えていると判断する。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点

○研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
- ・ オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

本学では「工学院大学における研究活動に係る研究者のガイドライン」を制定し、その中で大学としての研究に対する基本的な考えを示している（根拠資料 8-8【ウェブ】）。その考えとは、ガイドラインの主旨にも掲げられている通り、「研究活動に対する信頼を高め、良心に従って誠実に行動する」とした研究への公正倫理に及んでいる。また、研究費の適切な執行について、本学では「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成 26 年 2 月 18 日改正文部科学大臣決定）」に基づき、「研究費使用マニュアル」を見直しながら適切な執行を実施している。近年では 2022 年 4 月に第 8.0 版として改訂、さらに 2024 年 4 月に第 9.0 版として最新版に改訂している。（根拠資料 8-9【ウェブ】）

次に、外部資金獲得のための支援としては、教員の科研費申請から獲得意識のさらなる向上と研究基盤の強化をめざし、学内資金である「総合研究所プロジェクト研究費」、「工学院大学科研費採択奨励研究費」を見直し、大型競争的資金や科研費をはじめとした外部資金獲得を奨励する取り組みを推進している。

現在、文科省からはブランディング事業の後継にあたる私立大学別の研究の募集が行われていないため、先の「総合研究所プロジェクト研究費」「工学院大学科研費採択奨励研究費」の目的を大型の競争的研究費の獲得として位置づけ、一層の支援を進めることとした。

また、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が主催する、国内最大規模の産学マッチングイベント『イノベーション・ジャパン 2024～大学見本市&ビジネスマッチング～Online』において、2024 年度は次の 3 テーマを出展するなど、外部資金獲得に向けての取り組みを積極的に実施している（表 8.1 参照）。

表 8.1 2024 年度における本学からの出展一覧（4 テーマ）

分野	所属	先生名	出展タイトル
カーボンニュートラル・環境	先進工学部・応用物理学科・教授	坂本哲夫先生	PM2.5粒子の同位体識別個別粒子イメージング分析装置
健康・医療	情報学部・情報デザイン学科・教授	田中久弥先生	耳脳波を日常計測できる電極
インフラ・安全・社会基盤	工学部・機械システム工学科・准教授	小川雅先生	加工ひずみを考慮した高精度な加工前寸法決定システムの構築
インフラ・安全・社会基盤	先進工学部・応用物理学科・准教授	永井裕己先生	低屈折率・低反射率・高透過率のフレキシブルフィルムヒーター

さらに、研究室の整備については、八王子キャンパス 13 号館で火災が発生したことをきっかけに、研究室・実験室等へのインスペクション（安全衛生点検）実施など対策を講じたが、2024 年度においてもその活動はより強化されている。研究時間の確保、研究専念期間の保障については、教員海外研修制度（サバティカル研修制度）を設けている（根拠資料 8-10）。この制度は、本学の専任教員が、一定期間、業務を免除され、国内外の教育研究機関等において自主的に研究調査活動に従事することができる制度であり、教員の教育研究能力向上をはかり、ひいては本学の教育研究の活性化を促進することに貢献している。2024 年度においては、教員 2 名がサバティカル研修制度により研修参加した。

その他、本学ではティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）、スチューデント・アシスタント（SA）等の教育研究活動を支援する体制が整備されている（根拠資料 8-11、8-12、8-13）。特に TA については、単なるアルバイトではなく、学部教育の質を高めるとともに、学生自身の教育にも資することから、学費支援も含め重要な目的になっている。TA には、毎年度 TA ハンドブックを作成して配布する他、研修動画視聴と課題提出により TA 研修を実施している。なお、授業実施方法の多様化に伴い、教員・受講学生・TA の三者にとってより有益な授業運営となるよう TA 制度の見直しを行っている。

以上のことから、現状では教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備していると判断する。今後、教育研究活動のさらなる促進を図っていく。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。
評価の視点

○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学では、研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みに関して「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（2014 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）に基づき、「研究活動における不正行為への対応等に関する規程」を制定している（根拠資料 8-14）。不正使用に関しても、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成 26 年 2 月 18 日改正文部科学大臣決定）」に基づき、従来からあった「工学院大学における競争的資金等の取扱に関する規程」を「工学院大学における公的研究費の管理・監査の体

制に関する規程」に改正している。2021年にはガイドライン改正があり、本学規程も不正使用防止対策を強化したものに改正した（根拠資料 8-15）。

次に、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施については、SD・FD 研修として定期的に行っている（根拠資料 8-16）。また、本学は一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）の本会員となっており、本学専任教員及び博士後期課程生には、APRIN 提供の研究倫理教育 e ラーニングの受講を義務づけ、修士課程生には JSPS の e ラーニングの受講を義務づけている（根拠資料 8-17）。

最後に、研究倫理に関する学内審査機関の整備としては、「ヒトを対象とする研究に関する倫理審査委員会規程」に基づき、倫理審査委員会が設置されている（根拠資料 8-18）。2024 年度、委員会は 3 回開催されている（根拠資料 8-19）。

教員等が、研究不正に対しての理解、コンプライアンスの重要性を認識しており、2019 年度以降、研究不正事案は発生していない。

以上のことから、現状では研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断する。

コンプライアンス教育の徹底を図るために、専任教員に対して e ラーニング講座を受講後、5 年を経過した専任教員に対して、eAPRIN 研究倫理教育 e ラーニングの受講を継続的に実施していく。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

本学においては、教育研究等環境の適切性について、その点検・評価は既存の附属機関で実施されており、具体的には、それぞれの附属機関において、改善・向上に向けた取り組みが協議される。例えば、それぞれの取り組みは、次の通りとなる。

1. 総合研究所

「工学院大学総合研究所運営委員会規程」に基づき、2024 年度においても総合研究所運営委員会を 2 回開催している（根拠資料 8-20、8-21）。その主な内容は、研究センターの成果報告、総合研究所プロジェクト研究等学内研究費の募集や審査、採択等を中心に行っている。

2. 学習支援センター

「工学院大学学習支援センター運営委員会規程」に基づき、2024 年度においては運営委員会を 4 回開催し、主に学習支援センター教員の人事に関して検討している（根拠資料 8-22）。また、例年業務成果報告会を前期、後期の 2 回開催しており、学習支援センター講師（各科目代表者 1 名）から成果の報告、発表、その内容について質疑応答、意見交換を行い、改善・

向上に向けた取り組みを行っている。その他、学習支援センター年報や月報も定期発行している（根拠資料 8-23）。その内容は、センターを利用する個別指導件数、基礎講座の開講状況及び出席者数等のデータを数学科、物理科、化学科、英語科ごとにまとめており、学生を学習の面からサポートするための分析が随時行われている。

また、2024 年 11 月には、FD/SD 研修会を開催し、学習支援センターを利用する学生の状況について教職員と情報共有しつつ、学内から良質のフィードバックを求めるなど、活発な改善活動を継続している（根拠資料 8-24）。

3. 学術情報センター工手の泉

「工学院大学学術情報センター工手の泉運営委員会規程」に基づき、2024 年度においても工手の泉運営委員会を 3 回開催している。センター運営予算に関しての審議、運営方針に関しての検討、Microsoft 365 のサービス開始や、LMS・無線 LAN の更新に関する検討協議、電子ジャーナルの転換契約等のオープンサイエンスへの対応検討等が審議された（根拠資料 8-25、8-26）。

4. 科学教育センター

科学イベントでの大学生・大学院生及び連携校の生徒の支援参画も加え、学内外を問わない科学教育活動を展開しており、この活動が評価され、2013 年には日本工学教育協会からは最も優秀な業績と認定され「工学教育賞（文部科学大臣賞）」が授与され、2014 年には関東工学教育協会から「業績賞」が授与された（根拠資料 8-27【ウェブ】）。

2024 年度においては、「工学院大学科学教育センター運営委員会規程」に基づき運営委員会を 5 回開催し、外部イベントへの参画や科学教育センターの今後の方針について議論をした（根拠資料 8-28、8-29）。

また、外部イベントとして八王子市主催の「環境フェスティバル」（根拠資料 8-30）や、大学コンソーシアム八王子主催の「こどもいちょう塾」（根拠資料 8-31）に出展し、地域の子どもから大人まで幅広い年代の方が楽しく学べる場所を提供することに貢献した。

5. 教育開発センター

「工学院大学教育開発センター規程」に基づき、2024 年度は教育開発センター会議を 6 回開催し、学生アンケートの分析とそれに基づく教育改善策の検討や、学習成果の可視化（学修ポートフォリオ）、IR 情報の活用等について議論をした（根拠資料 8-32）。また、下部組織の数理・データサイエンス・AI 教育推進室は数理・データサイエンス・AI 教育についての自己・点検評価報告書を作成し、公開した。（根拠資料 8-33）。

6. ものづくり支援センター

「工学院大学ものづくり支援センター運営委員会規程」に基づき、2024 年度においては、運営委員会を 3 回開催している（根拠資料 8-34、8-35）。その主な内容は、運営報告、利用状況、授業に関すること、人事に関すること、予算及びその執行に関すること等が中心となっている。

以上、各組織において、それぞれの取り組み及び審議報告等が実施されており、それぞれの組織レベル内でそれらが完結している。そのため、内部質保証委員会は、各部署等を通じてこれら組織から間接的に報告を受け、内部質保証システムを機能させている。

(2) 長所・特色

特になし

(3) 問題点

特になし。

(4) 全体のまとめ

「工学院大学の教育研究等環境の整備に関する方針」を掲げ、大学としてそれぞれの課題に取り組んでいる。学生や研究者にとってより良いキャンパスとすべく、施設・設備等の整備や管理を進めている。また、研究活動を促進するための研究機会の整備や研究公正推進体制の整備も進んでいる。

(5) 学長からの改善指示

- ・ 研究インテグリティ体制の制度整備が必要である。
- ・ オンラインキャンパスの今後の在り方を検討する必要がある。

第9章 社会連携・社会貢献

本章のポイント

ア. 前年度からの改善・課題・問題点

社会連携活動については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により国際関係を中心に2020年度より多くの活動が中止・減少となった。2022年度より徐々に活動再開してきているがこれまでになかった対応が求められており、それぞれに応じた対応を適切に進めていく必要がある。

イ. 今年度の取り組み状況

上述の通り、活動は徐々に再開してきている。具体的には、各種留学プログラム（ハイブリッド留学・ディプロマット留学・交換留学・語学研修など）、各種展示会出展、地域連携活動が再開してきている。

ウ. 取り組み長所・成果

特になし

（1）現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

大学を取り巻く環境は、少子高齢化、知識基盤社会・グローバル化の進展、大学行政の規制緩和等環境の構造的変化など先の見えない状況下にある。このような中、本学は、2012年4月、創立150周年に向けて新たに踏み出すための長期目標「VISION150」を策定した（根拠資料9-1【ウェブ】）。

この中で掲げた目標を着実に達成するために、日頃の学校運営や学校経営の羅針盤としての役割を果たす意味を込めてコンパスと命名し、6年ごとに4回組むこととした。

第一期中期計画「コンパス2017」は、2012年度から2017年度までであり、2017年度は、第一期中期計画の最終年度を迎える年度であったと同時に、2018年度からの第二期中期計画である「コンパス2023」を策定した年度でもあった（根拠資料9-2【ウェブ】、9-3【ウェブ】）。

次いで2018年度から2023年度までの6年度間にわたって実施した「コンパス2023」では、「学園全体」の区分に（1）パートナーシップ（社会連携）の拡充、（2）社会貢献への二つを掲げ、主要施策として明示され、強化推進してきた。

さらに、2024年度から2029年度の「コンパス2029」では、研究・社会貢献を軸に、（1）研究活動等の戦略的な発展を掲げ、具体的な施策として①研究におけるフラッグシ

ップの確立、②研究活動を通じた学生教育への還元③積極的なアウトリーチ活動による社会貢献及び地域連携 を掲げている(根拠資料 9-4【ウェブ】)。

コンパス 2023

(1) パートナースhip (社会連携) の拡充

- ① 産官学連携
- ② 大学間連携
- ③ 地域社会との連携
- ④ 高大連携 (国立高等専門学校を含む)
- ⑤ 国際連携
- ⑥ 校友、後援会ネットワークの拡充

(2) 社会貢献

- ① 人材育成・研究を通じた社会貢献
- ② 地球社会・地域社会の問題解決への貢献
- ③ 科学技術の普及・啓蒙活動、次世代人材の育成
- ④ 開発途上国の工科系ものづくり人材の育成支援

まず、上述の (1) 「パートナーシップ (社会連携) の拡充」については、創立以来 130 有余年の歴史を通じて築き上げてきた卒業生 (校友)、企業社会、地域社会、工学教育コミュニティ、学協会、協定を締結している連携大学などとのネットワーク・絆を拡充するとともに、大学間の国際的な交流や研究協力を推進する。さらに、理数系教育 (いわゆる STEM 教育) に力を入れている高校、国立高等専門学校などと連携して高大接続のシナジーを向上させることで、パートナーシップの拡充を図ることとしている。

次に、(2) 「社会貢献」については、科学技術立国を支える多様な理工系人材を育成し、研究活動を通じて科学技術創造立国日本や 21 世紀ものづくりの発展、グローバルな視点での社会の問題解決に貢献する。さらに、科学技術の普及・啓蒙活動、次世代人材の育成、開発途上国の工科系ものづくり人材の育成支援、2015 年に国連サミットで採択された「SDGs」への目標別取り組みや政府が主導する超スマート社会 (Society5.0) などを見据えた社会貢献を行うとしている。

本学においてはこれまでも、教育、研究に加え、社会貢献を大学の第三の使命とし産学連携活動を積極的に推進してきた。

本学は、教育・研究・社会貢献を独立してとらえるのではなく、それぞれを連携によって包含する領域を目指している。

2002 年には、本学の教育研究に対する外部識者の評価と意見を伺い、また、将来計画作成に対する助言を得ることを目的として、広く社会の各方面で活躍中の識者 (アドバイザー 10 名以内) からなる「工学院大学アドバイザーボード」を設置した。アドバイザーボードは、年に一度全体会議を開催し、(1) 研究・教育の評価に関する事項、(2) 将来計画に関する事項、(3) 産官学および地域との連携に関する事項、(4) 社会貢献に関する事項—などについて、学長の諮問に応じて審議してきた。アドバイザーボードは、現

在は、外部評価委員会として、外部識者から広く助言や提言を受けており、社会連携・社会貢献活動の在り方に関する点検・評価も行われている。

産学官連携活動については、それを積極的に推進すればするほど大学の責務や公共の利益が阻害される、いわゆる利益相反が発生する可能性が高くなる。本学が産学官連携を通じて社会貢献という使命を果たしていくためには利益相反の弊害を抑え、教職員等が安心して活動に取り組むにあたり、高い透明性、公明性と中立性を持った産学官連携活動等の社会貢献活動を推進するための利益相反マネジメント体制を構築する必要があるとのことから、2011年に、本学と本学教職員が公正に業務を遂行するうえで、遵守すべき精神を「工学院大学利益相反マネジメントポリシー」として制定し、広く学内外に明示した（根拠資料 9-5【ウェブ】）。

また、「工学院大学産学官連携ポリシー」では、1. 産学官連携の積極的な取り組み、2. 共同研究、受託研究、技術移転等の推進、3. 情報の発信、4. 地域社会への貢献、5. 透明性の確保について定めた（根拠資料 9-6【ウェブ】）。この両ポリシー及び「工学院大学産学官連携規程」の下、今日までさまざまな社会連携・社会貢献活動を実施してきた（根拠資料 9-7【ウェブ】）。

これまで本学の社会連携・社会貢献活動は、上述したように各ポリシー及び規程を定め、このポリシー等を踏まえて企画立案から実行までを担当部門ごとに行ってきたが、学長のリーダーシップの下で、大学の将来ビジョンとして定めた事業計画を迅速かつ着実に遂行し、さらに強化・発展させるため、2019年11月に「工学院大学社会連携・社会貢献方針」を定め、この方針に基づき取り組みを進めている（根拠資料 9-8【ウェブ】）。

「工学院大学社会連携・社会貢献方針」は、本学のホームページで公開しており、その内容は次の通りである。

工学院大学 社会連携・社会貢献方針

工学院大学は、工業化が急ピッチで進む1887（明治20）年の開学以来、「製造業などの発展に伴う社会・産業界のニーズ」と「最先端の工学研究という学問分野の発展」をつなぐ専門性の高い技術者育成の場として、10万人を超えるものづくりの担い手を世の中に送り出してきました。

グローバル化がますます進展する21世紀社会においても「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」を深化・発展させ、事業・実務でリードし、科学技術立国日本における21世紀型ものづくりを支える理工系人材の育成および先端領域で創成能力を発揮する高度な技術者・研究者を育成する拠点として成長し続ける必要があります。

本学は、民間企業、国、自治体および地域社会等と連携し、これにより生まれる科学技術分野の研究成果を広く社会に還元することによって、平和で豊かな社会の発展に貢献することを新たなミッションとしました。よって、本学は「教育」と「研究」に並ぶ第三の使命として、「社会連携・社会貢献」を位置付け、それぞれを連携によって包含する領域を目指します。

本学は、社会連携・社会貢献活動を積極的に進めるに当たって、(1) 地球社会・地域社会の問題解決への貢献、(2) 科学技術の普及・啓発活動、(3) 次世代人材の育成、(4) 工科系ものづくり人材育成支援の四つを基本方針としてまとめ、以下のように取り組むこととしました。

本学の学生および教職員は、社会連携・社会貢献方針を十分に理解のうえ、社会連携・社会貢献活動を円滑に推進し、創立 130 有余年の歴史を通じて築き上げてきた卒業生（校友）、企業社会、地域社会、工学教育コミュニティ、学協会、協定を締結している連携校などとのネットワーク・絆を拡充し、本学、産業界等の発展にとどまらず、広くグローバル社会の発展に寄与するよう努めます。

基本方針	取り組み
1. 地球社会・地域社会の問題解決への貢献	・SDGs への目標別取り組み ・包括協定を結んでいる、新宿区、八王子市、八王子商工会議所、多摩信用金庫、りそな中小企業振興財団などからの幅広い要請に応え、地域人材の育成や地域課題の解決を図る取り組みーなど
2. 科学技術の普及・啓発活動	・産官学連携……イノベーション・ジャパン、新技術説明会、テクノトランスファー in かわさき、諏訪圏工業メッセ、おおた研究開発フェアへの出展ーなど ・学校間連携……医薬工 3 大学包括連携、大学コンソーシアム八王子、TKK3 大学連携プロジェクト、東京理工系 4 大学間の学術・教育交流ーなど
3. 次世代人材の育成	高大接続事業の推進、寄付講義の設置ーなど
4. 工科系ものづくり人材育成支援	協定校からの留学生受入れ、短期受入プログラム、国際先端技術シンポジウム (ISAT) ーなど

2030 に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」



2019 年 11 月 1 日

コンパス 2029

(1) 研究活動等の戦略的な発展

- ① 研究におけるフラッグシップの確立
- ② 研究活動を通じた学生教育への還元
- ③ 積極的なアウトリーチ活動による社会貢献及び地域貢献

2024 年度からの中期計画「コンパス 2029」においても、「コンパス 2023」で掲げてきた上述項目を推進しつつ、新たに「研究活動等の戦略的な発展」を掲げ、建学の理念に基づいた工学院大学のフラッグシップ研究の樹立や、研究活動を通じた研究室の充実及び研究活動成果の学生への還元、そして積極的なアウトリーチ活動による社会貢献及び地域連携の取組をすすめ、建学の精神に則った工学院大学らしい社会貢献及び地域連携を目指していく。

次に、国際化の推進では、2018 年 4 月に「国際化推進の基本方針」を以下のとおり定め、本学のホームページで公開している（根拠資料 9-9【ウェブ】）。

国際化の推進では、上述の「コンパス 2023」（2）④社会貢献に掲げた「開発途上国の工科系ものづくり人材の育成支援」をはじめ、多岐にわたる国際交流事業に取り組んでおり、2024 年度も引き続き国際交流事業に取り組んでいる。

工学院大学 国際化推進の基本方針

目的

工学院大学は、日本が技術力によって近代化するために 1887（明治 20）年に設立された工手学校を起源としています。現代社会においては、「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」という建学の精神のもと、「広く知識を授け人格の完成をはかるとともに、工学および関連分野に関する高等な理論とその応用を教授ならびに研究し、人類の福祉に貢献し得る人材を育成する」（大学学則）と示された目的に基づき、全地球的な視野から本学の優れた特色、研究分野をさらに発展させ、そこで生み出された成果を広く発信し、国際社会に貢献する大学を目指します。

目標

目的を踏まえ、以下の 3 つの目標を掲げます。

01. 国際社会で活躍できる技術者の育成
02. 知の国際化
03. キャンパスの国際化

2020 年度末における数値目標は、以下のとおりとします。

- 1) 修了・卒業までに、留学（ハイブリット留学、大学間交流協定に基づく留学、海外インターンシップ等の単位取得に伴う海外留学）の経験を持つ学生の割合を 10%以上とします。
- 2) 外国人留学生（正規学生、研究生、大学間交流協定に基づく交換留学生等）

を年間 100 名以上とします。

- 3) 海外協定校を中心に海外高等教育機関等からの短期での学生の受け入れを年間 100 名以上とします。
- 4) 海外協定校を中心とした海外高等教育機関等との共同研究の件数を年間 5 件以上とします。

基本方針

上記目標を達成するために、以下の具体的な基本方針に基づきます。

01. 国際社会で活躍できる技術者の育成

- 1) 学ぶ人の国際化
 - a) 海外留学・国際交流の機会を増やすために協定校を拡充します。
 - b) 学生の海外派遣の拡大に向けた取組を促進します。
 - c) 世界各国から優秀な将来性の高い留学生を受け入れ、優れた人材として育成します。
 - d) 国際協働教育プログラムを開発します。
- 2) 教育・研究に携わる人の国際化
 - a) 教員の国際的に開かれた心や国際的に活躍するための技能などの向上を図り、国際的資質を育成するための FD (Faculty Development※1) 等を実施します。
 - b) 研究情報の海外発信を推進します。
 - c) 研究環境及び研究支援体制を整備します。
- 3) 管理・運営に携わる人の国際化
 - a) 職員の留学生に対する姿勢や国際的な活動に対する理解を深め、国際的な関心を向上させるよう職員の SD (Staff Development※2) 等を実施します。
 - b) 多様な能力を有する留学生や海外経験豊富な人材を積極的に任用し、活用します。

02. 知の国際化

- 1) 国際的プレゼンスの向上
 - a) 研究水準の全体的な向上を図ります。
 - b) 国際共同研究を支援します。
 - c) 国際受託研究を推進します。
- 2) 国際性豊かな教育・研究の開発
 - a) 教育システムの国際化を推進し、国際的互換性を拡充します。
 - b) 優れた良質で弾力性の高い日本語教育プログラムを開発し、提供します。
- 3) 国際貢献・連携

- a) 国際学会へ参加し、広く成果を発信・展開を図り、国際社会に成果を還元します。
- b) 国際会議等に積極的に参画し、国際連携を推進します。

平成 30 年 9 月 30 日

※1：教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組

※2：大学等の管理運営組織が、目的・目標の達成に向けて十分機能するよう、管理運営や教育・研究支援に関わる事務職員・技術職員又はその支援組織の資質向上のために実施される研修などの取組

以上のように、2018 年度から実施の第二期中期計画「コンパス 2023」では、6 年度間の主要施策をとりまとめており、この実現に向けて取り組んできた。2023 年度は「コンパス 2023」の最終年度になるため、計画の達成・未達等の検証及び 2024 年度から実施予定の第三期中期計画「コンパス 2029」の策定を行った。

新たに策定した第三期中期計画「コンパス 2029」においては、「研究活動等の戦略的な発展」を掲げ、①研究におけるフラッグシップの確立 ②研究活動を通じた学生教育への還元 ③積極的なアウトリーチ活動による社会貢献及び地域連携 を積極的に推進していく。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点

- 学外組織との適切な連携体制
- 社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
- 地域交流、国際交流事業への参加

○学外組織との適切な連携体制

最初に、本学で長年取り組んできた社会連携・社会貢献活動の代表例を紹介する。

1994 年 8 月、地域への社会貢献活動の一環として、ものづくりや実験を通じて科学の有用性や実用性を伝えることを目的に始まった科学教室（開催当初は「理科教室」と呼称）は、2019 年の開催で 26 回を数え 2020～2022 年は新型コロナウイルス感染症の影響もあり実施を見送ったが、2023 年度は、新宿キャンパスでシン・科学教室を開催した。

科学教室は、2004 年度に文部科学省から高等教育機関の改善を推進していくための優れた教育事例“Good Practice”に選定されたプログラムで、本学八王子キャンパスで開催してきた多摩地域最大級の科学イベントであった。2023 年は「シン・科学教室」とし、テーマ数や運営規模を見直し、本学新宿キャンパス アトリウムで開催した。近隣区の小学生親子を中心に約 1,600 人来場があり、盛況に終えた。参加者事後アンケートでは、申込時・参加前よりも「理工系への興味」に対する評価ポイントが参加後には大幅に向上する

など科学教室を通じた、理工系への興味喚起、体験効果も確認できた。さらに、シン・科学教室は別の効果として、参加学生や教職員の自学理解、ロイヤルティ向上が見られ、来場する子供達の先生役として演示を担当する学生にとって、企画力・技術力・コミュニケーション能力を高める成長機会となった（根拠資料 9-10【ウェブ】）。

次に、社会連携・社会貢献活動の主な取り組みを、（1）地球社会・地域社会の問題解決への貢献、（2）科学技術の普及・啓発活動、（3）次世代人材の育成、（4）工科系ものづくり人材の育成支援－に分けて紹介する。

（1）地球社会・地域社会の問題解決への貢献

新宿区、八王子市、八王子商工会議所、多摩信用金庫、公益財団法人りそな中小企業振興財団と包括連携協定を結んで、地域社会の問題解決への貢献をしている。

具体的には、八王子市は、新たな分野への展開をめざす企業や、社会課題をものづくりにより解決しようとする企業を支援している。この支援事業の一環として、2019年4月に本学八王子キャンパスに位置する産学共同研究センターの一部を本学と建物使用貸借契約を締結し、八王子市新産業創出センターとして研究開発のための入居施設として提供している。2022年度以降、2024年度現在、八王子市新産業創出センターの入居状況は5室すべて満室となっている（根拠資料 9-11【ウェブ】）。

2018年6月から、八王子商工会議所と共同で、教員や学生が市内中小企業に出向いて講義や技術相談を行う「出前研究室」を開始している。この取り組みは、学生に地元企業の認知度を上げて就職活動の選択肢を広げてもらうとともに、企業側は課題解決力や新商品開発力、従業員らの人材育成力アップなどの効果が期待されている。これは、2017年10月に締結した包括連携協定に基づき、八王子地域の活性化や産学連携の推進を目的に行っている事業で、2018年度実績は、企業9社・出張回数13回、2019年度実績は、同6社・同11回、新型コロナウイルス感染拡大の影響もあり2020年度以降は、2020年度4件、2021年度3件と減少し、2022年度以降、2022年度・2023年度及び2024年度の相談件数は10件以上あったが、出張の実施には至っていない。

その他、公益財団法人りそな中小企業振興財団の本学内での「技術懇親会」開催や、包括連携協定は締結していないが東京商工会議所との連携も強化しており、2022年度は相談件数31件、対応件数6件、技術指導には2件を実施、2023年度及び2024年度も本連携より共同研究に至るなど成果を上げている。このように本学が保有する資源を活用した地域貢献、地域人材の育成及び地域課題の解決を図る取り組みを行っている。

（2）科学技術の普及・啓発活動

産学官連携では、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が主催する「イノベーション・ジャパン～大学見本市&ビジネスマッチング～」に出展しており、2019年度は全国の国公立大学の中でトップとなる27テーマが採択された。（超スマート社会：1テーマ、ナノテクノロジー：3テーマ、マテリアル・リサイクル：5テーマ、ライフサイエンス：2

テーマ、環境保全・浄化：2テーマ、情報通信：3テーマ、装置・デバイス：6テーマ、低炭素・エネルギー：4テーマ、防災：1テーマ)

2020年度より新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりWEB開催となったが、本学は2020年度27件、2021年度は33件の研究シーズを出展している。2022年度からは同展示会出展の要件として、特許出願が必須となり出展要件が厳しくなったが、2022年度本学は単独出願12件の研究シーズを出展、2023年度は3件、2024年度は4件の研究シーズを出展するなど、全国の大学の中でも上位の研究シーズの出展件数を維持している(根拠資料9-12【ウェブ】)。その他にも、JST主催の「新技術説明会」、諏訪圏工業メッセ主催の「諏訪圏工業メッセ」、大田区・公益財団法人大田区産業振興協会主催の「おおた研究開発フェア」、建築再生展組織委員会主催の「建築再生展」など、2024年度は新たにCEATEC、メッセナゴヤなどの展示会積極出展・研究成果を発信しており、併せて、共同研究、受託研究及び技術指導などを積極的に行っている(根拠資料9-13【ウェブ】、9-14【ウェブ】、9-15【ウェブ】、9-16【ウェブ】、9-17【ウェブ】、9-18【ウェブ】)。

学校間連携では、2010年9月に工科系の本学、医学系の東京医科大学、薬学系の東京薬科大学の3大学がそれぞれの大学の特長と学術資産を活用し、医学、薬学、工学の連携による教育と研究を協同で進めていくための包括連携協定を締結し、シンポジウム等を開催している(根拠資料9-19【ウェブ】)。

また、東北福祉大学・工学院大学・神戸学院大学のTKK3大学包括連携プロジェクト(防災・減災・ボランティアを中心とした社会貢献教育の展開)、大学コンソーシアム八王子の学生発表会、東京理工系4大学間(芝浦工業大学・東京電機大学・東京都市大学・工学院大学)の学術・教育交流など、多角的に行っている。

2023年は、関東大震災から100年の節目の年であった。TKK3大学包括連携プロジェクトでは、2024年3月に「仙台防災未来フォーラム2024」に出展するなど、継続的な活動を行っている(根拠資料9-20【ウェブ】)。

3) 次世代人材の育成

2018年4月、学長の下に高大連携室を設置、活動を開始し、2020年度より入学広報部で高大連携事業を推進している。

高大連携事業の一例として東京都立戸山高等学校、豊島岡女子学園中学校・高等学校、東京都立多摩科学技術高等学校、東京都立立川高等学校、東京学芸大学附属高等学校等、東京都立科学技術高等学校などと教育連携に関する機関間協定を締結するなど、スーパーサイエンススクール(SSH)の探究活動支援を通じて、高大連携事業を強化・拡大している。

「東京都内SSH指定校合同発表会」を本学が後援して開催し、SSH指定校を中心に探究活動の成果に関する口頭発表やポスター発表が行われた。

また、2024年度は、各協定校とともに以下のような高大連携事業を実施した。

- ・東京都立多摩科学技術高等学校「東京都立多摩科学技術高等学校オンラインシンポジウム」

- ・東京都立科学技術高等学校
「化学グランプリ二次試験の実験を体験するワークショップ」
- ・東京学芸大学附属高等学校、文京学院大学女子高等学校
「工学院大学 夏休みワークショップ」
- ・東京都立戸山高等学校「TSS (13th Toyama Science Symposium)」

高校生がもつ幅広い分野における知への探究心を育むとともに、理工学教育の推進・充実に資する教育支援を進め、次世代人材の育成に力を入れている（根拠資料 9-21【ウェブ】、9-22、【ウェブ】、9-23、【ウェブ】、9-24、【ウェブ】、9-25、【ウェブ】）。

(4) 工科系ものづくり人材の育成支援

本学が推し進める「国際交流」は、工学や科学技術の専門知識を軸にしながら、多種多様なバックボーンを持つ人々との交流を通して異文化コミュニケーション力を身につけることを第一の目的としており、その過程で英語力が自然に身につくことを目指している。本学では、学生が日常的に研究交流と語学研修を通じ、学生間の交流機会を増やすことで「国際交流」が盛んになるよう、さまざまな形で異文化や言語に触れることのできる機会を設けている。

表 9.1 主な学術交流協定校 (2025 年 1 月現在)

協定教育機関名	国・地域名
蘇州大学、安徽工業大学	中国
南台科技大学、国立高雄大学、台中教育大学、国立聯合大学	台湾
ダナン大学、ダナン工科大学	ベトナム
マヒドン大学	タイ
フィリピン大学	フィリピン
グナダルマ大学、マレーシア国民大学	インドネシア
ボモナカレッジ、グリーンリバーカレッジ、サウスシアトルカレッジ、ノースシアトルカレッジ、ウィスコンシン大学ミルウォーキー校、メリーランド大学ボルチモアカウンティ校、ネバダ大学	米国
ケント大学	英国
ESIEE	仏国
リスボン大学高等工科学院	ポルトガル
サマルカンド国立大学	ウズベキスタン
オウル大学	フィンランド
ミラノ工科大学、ヴェネツィア建築大学、サッサリ大学	イタリア
ナミビア大学	ナミビア

上記の学術協定校とは、国際シンポジウムの共同開催、共同ワークショップの開催、交換留学、留学プログラムの実施、短期研修の実施、研究室交流などの交流が行われている。

表 9.2 語学研修校

大学名	国名（地域）
Language Studies International Auckland	ニュージーランド
Concorde International	英国
メリーランド大学ボルティモアカウンティ校	米国
南台科技大学	台湾

全学部対象の語学研修、ハイブリッド留学、先進工学部機械理工学科の創造工学海外研修では、修了することにより、取得単位として認定されるシステムとなっている。新型コロナウイルス感染症の影響により渡航が出来なくなった間オンラインで実施したものに関しては、引き続きオンラインでも実施している。

○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

本学は、2015 年から、学生と企業が「直接的（ダイレクト）」に「連携する（つなぐ）」、これまでにない産学連携プログラム「ISDC プログラム（Industry-Student Direct Collaboration Program）」を展開している（根拠資料 9-26【ウェブ】）。

創設の趣旨は、（1）企業に向けて、既成概念にとらわれない学生の柔軟で斬新な新しい発想をダイレクトに企業に提案、（2）在学中に、企業が実際に抱える課題の解決に向けた研究を体験、（3）より明確かつ具体的な課題への取り組みによる大学教育のさらなる活性化、（4）グローバルに活躍できる人材の育成である。このプログラムの特徴は、学生が企業の課題に企業からの支援金等を得て自らの研究でチャレンジし、評価を受けるもので、ポイントとしては、（1）これまでになかった“学生”と“企業”間のダイレクトな連携、（2）論文や研究提案をプレゼンテーションし、大学に加え企業も評価に参加、（3）日本を代表する流通業、総合建設業、デジタルテクノロジー産業の大手企業が参画していることである。

2015 年～2024 年の参画企業は次の通りである。

表 9.3 ISDC プログラム参画企業一覧

参画年	参画企業
2015	株式会社 セブン&アイ・クリエイトリック（セブン社）
2016	セブン社・株式会社 フジタ（フジタ社）
2017	セブン社・フジタ社
2018	セブン社・フジタ社・チームラボ・チームラボアーキテクツ（チーム社）

2019	セブン社・フジタ社・チーム社・株式会社 ピクス
2020	セブン社・フジタ社
2021	セブン社・フジタ社・チーム社
2022	セブン社・フジタ社・チーム社
2023	セブン社・フジタ社・チーム社
2024	セブン社・フジタ社・チーム社

メリットと社会的効果は、企業側は社会貢献活動の一環としての大学教育支援、これまでとは全く別の角度からの、学生ならではの柔軟で斬新な視点や発想を知ることができ、新しい視点での問題解決のヒントとなることがあげられる。一方、学生側は研究に伴う経済的負担の軽減（コラボ支援金で専門書や模型材料の購入、現地調査の費用等を負担）、自身の専門分野と実社会との関係を意識し、リアルな社会・現場を肌で感じられる（企業トップや現場リーダー達との意見交換や職場見学などを通して、自らがめざすべき方向を再認識することができる）、中間発表会、最終発表会には参画企業幹部が出席し講評や評価を実施するため、自らの発想を企業側幹部に直接プレゼンすることができ、自身の大きな自信につながることである。

参加学生からは、『（省略）採用して頂いたことで、社員の方との関係も深まり、実際の現場や社会を身近に感じながら研究を進めています。（省略）自分たちで考えた企画内容を実社会にアウトプットする機会を頂き、とても充実しています。』『大学で勉強していることが、実際の現場でも生きていくことを強く感じました。』などの感想が寄せられている。

○地域交流、国際交流事業への参加

本学は1980年代に起こった、工業施設や大学の実験施設の郊外移転時期に現在の西新宿1丁目に近代的なビル型キャンパスを建築した。周辺の街区も都庁に代表される超高層ビル群となり、地域連携、社会貢献のあり方にも特別な対応が求められる。

○地域交流、国際交流事業への参加

本学は1980年代に起こった、工業施設や大学の実験施設の郊外移転時期に現在の西新宿1丁目に近代的なビル型キャンパスを建築した。周辺の街区も都庁に代表される超高層ビル群となり、地域連携、社会貢献のあり方にも特別な対応が求められる。その中、2017年に新宿区吉住健一区長の発案により、商店会活性化事業の補助金を大学に託して地域商店街活性化を狙う大学連携事業が発足した。

本学も初年度より参画し、西新宿四丁目に位置する十二社(じゅうにそう)商店親睦会と覚書を結び、江戸末期～昭和初期に花街として栄えた十二社をデジタルマップ上に再現したCyber Jyunisouプロジェクトを3年間実施した。

これらの活動によって、地域連携の意義は学生達にも深く理解され、例えば、2020年には学生プロジェクトとして、「まち開発プロジェクト - Smart Tech -」が発足した。また、現在は小田急電鉄とのキャンドルナイト共催、新宿区エコギャラリーとの美術館企画など独自の活動なども展開している。特に、西新宿副都心部の再開発計画が具体化し、ここ十数年にわたって展開される再開発に関して具体的なまちづくりを提案できる機会となり、「この街があるから私たちが居る、私たちが居るからこの街がある」という本学と大学生が身近にいる街こそが、他地域との優位化につながるという強固な地域連携基盤の構築が学生プロジェクトを介して作られようとしている。

以下は、2020年－2022年度の主な活動である。

- ・商店会活性化事業
元淀商店会 商店街フラッグ作成
元淀商店会 商店会マップ作製
西新宿商店会 販促用ポケットティッシュ作成
- ・町会連携活動（商店会から町会へと展開）
元淀町会、元淀睦連合と2022年例大祭（子供山車、お菓子飲み物配布）
西新宿四丁目町会、宮元睦と2022年例大祭（子供山車、神酒所設営、養護施設慰問）
西新宿四丁目町会（高齢者施設慰問、町内ポイ捨てゴミ拾い）
角三町会（西新宿三丁目町会）の防災フェスティバル協力参加（2023/3 予定）
西新宿3～5町会 町会合同春祭り（初企画）（2023/3 予定）
- ・産官連携
東京都スマートシティPJ、2021年度 大成建設、KDDI実証実験参加
東京都スマートシティPJ、2022年度 コンソーシアムへ大学メンバーとして参画
（ジョルダン、ジョルテ、電通、東芝テック、損保美術館等とデータ連携基盤議論）
西新宿再整備計画案 パブコメ回答

2023年度以降も、西新宿1丁目と2丁目だけが再開発の機運となっている中に、旧来の西新宿文化をどのように宿らせていくか、3丁目以降の住民と再開発地域をどのように融合していけるかという課題に対して、本学の地域貢献の存在価値を見出すべく活動を進めている。具体的には、2024年に西新宿の道路や公開空地を活用したイベント、ファンモアタイム新宿2024（主催：ファンモアタイム新宿実行委員会・一般社団法人新宿副都心エリア環境改善委員会、共催：東京都、新宿区）が10月18日（金）～20日（日）の3日間の日程で開催に参加した。本イベントは、道路・公園・街区が一体となったひと中心のまちづくりや、デジタルの力を活用したスマートサービスの実装を目指したイベントで、西新宿にキャンパスを構える本学は、イベント趣旨に賛同した学生たちのブース出展やステージ発表を通じ、運営に参画した。学生たちは、地域の皆さまに向けて本学の専門性を活かした取り組みを紹介するなど地域貢献に努めた。

4号街路では学生プロジェクトによるソーラーカー、フォーミュラカーの展示や子供向け科学実験ワークショップを実施。地域の方々から、外国人観光客まで本イベントを楽しめるイベントを実施した。都民広場では、アカペラサークルΣによるステージライブを開催。こちらは東京都と連携して準備を行った。また、工学院大学に隣接する公開空地エステック広

場を利用した西新宿の公共空間の魅力を、建築学部の学生達が魅力を伝えるブース設置を実施。公開空地利用に際しても、エステック(株)や新宿区の方の協力を得ながら準備を進めた。

八王子キャンパス周辺においても、2024年6月9日(日)に開催された八王子環境フェスティバルや2024年11月30日(土)に八王子市立檜原中学校で実施された檜原フェスに学生団体が出展するなど、地域の方々との交流を大切にしてきた。引き続き、キャンパスのある新宿区や八王子市との地域交流を積極的に行っていく。

国際交流事業では、2013年からスタートした本学独自の留学プログラムである「ハイブリッド留学」や「キャンパス・アテンディング・プログラム(CAP)」、また「創造工学海外研修」等の推進により、学生が海外で学ぶ機会の拡大やグローバル化社会で活躍できる人材育成のため、あらゆる機会を利用して国際交流事業を展開している(根拠資料9-27【ウェブ】、9-28【ウェブ】)。これは、異文化と接して養われたグローバル感覚や、海外生活で身につけた主体性・問題解決力を高め、経験を積んで高めた個々の力で実現できる機会を数多く提供する取り組みでもある。

以下に、主な国際交流事業の取り組みを紹介する。

① 国際先端技術シンポジウム (ISAT: International Symposium on Advanced Technology)

ISATは、本学と海外の協定校が持ち回りで開催する科学技術の発表・討論会で2021年度で20年目を迎えた。本学や海外からの学生たちに、英語で研究発表する機会を提供し、優秀者を表彰。国際的な刺激によって、技術者や研究者をめざす学生の成長を促している。また、ゲストスピーカーを迎え、最先端の技術や研究に直にふれる機会になっている(根拠資料9-29【ウェブ】)。

ISAT17: 2018年度実施 ダナン工科大学開催(本学から26名の学生が発表)

ISAT18: 2019年度12月実施 南台科技大学開催(本学から42名の学生が発表、教員6名)

ISAT19: 2020年度実施 フィリピン大学開催(オンラインにて実施)

ISAT20: 2021年度実施 本学開催(オンラインにて実施)

ISAT21: 2022年度実施 ダナン工科大学開催(オンラインにて実施)

ISAT22: 2023年度実施 南台科技大学開催(本学から57名の学生が発表教員4名)

ISAT23: 2024年度実施 フィリピン大学開催(本学から43名の学生が発表、教員12名)

<https://www.kogakuin.ac.jp/isat/abstracts.html>

(2018年度実施分からの要旨集)

② 「日本・アジア青少年サイエンス交流事業(さくらサイエンスプログラム)」などを活用した受入プログラム

JSTが実施する「日本・アジア青少年サイエンス交流事業(さくらサイエンスプログラム)」などを活用して、海外の大学から本学へ学生を招へいし、最先端の研究や技術に触れる国際交流を実施している(根拠資料9-30【ウェブ】)。

本プログラムでは、本学の研究室・実験施設の見学をはじめ、レクチャーやディスカッション、ポスター発表、本学学生との交流、科学技術施設見学などを通じて交流を深めている。

2019 年度～2024 年度で実施したプログラムは以下の通り

表 9.4 日本・アジア青少年サイエンス交流事業（さくらサイエンスプログラム）実施プログラム一覧(2019～2024 年度)

年度	大学名・（国名）	招へい期間	招へい者内訳	コース名
2019	Samarkand State University （ウズベキスタン）	6/9～6/15	大学院生 5 名 教員 2 名	科学技術体験 コース
2019	University of the Philippines （フィリピン）	6/16～6/22 10/6～10/12	大学院生 11 名 学部生 5 名 教員 2 名	科学技術体験 コース
2019	National University of Singapore （シンガポール）	6/18～7/8	大学院生 10 名	共同研究活動 コース
2019	Gunadarma University （インドネシア）	6/30～7/6	大学生 10 名 教員 1 名	科学技術体験 コース
2019	ダナン工科大学 （ベトナム）	7/22～7/28	大学院生 2 名 大学生 3 名 教員 1 名	科学技術体験 コース
2019	国立高雄大学 （台湾）	7/22～7/28	大学院生 5 名 教員 1 名	科学技術体験 コース
2019	北京航空航天大学 （中国）	8/26～9/1	大学院生 1 名 大学生 5 名 教員 1 名	科学技術体験 コース
2019	蘇州大学 （中国）	8/26～9/1	大学院生 1 名 教員 1 名	科学技術体験 コース
2019	The University of Dhaka （バングラデシュ）	10/6～10/12	大学院生 9 名 教員 2 名	科学技術体験 コース
2019	マレーシア国民大学 （マレーシア）	11/24～1/30	大学院生 5 名 教員 1 名	科学技術体験 コース
2020	マレーシア国民大学 （マレーシア）	2/16～2/18	大学院生 5 名 教員 1 名	代替オンライ ン実施
2020	National University of Singapore （シンガポール）	3/8～3/14	大学院生 10 名	代替オンライ ン実施

2021	National University of Singapore (シンガポール)	3/4～3/5		代替オンライン実施
2021	Gunadarma University (インドネシア)	11/23～12/15		代替オンライン実施
2021	University of the Philippines (フィリピン)	11/23～12/25		代替オンライン実施
2021	マレーシア国民大学 (マレーシア)	12/1		代替オンライン実施
2021	安徽工業大学 (中国)	12/15		代替オンライン実施
2022	マレーシア国民大学 (マレーシア)	10/9-10/22	大学生 2名 大学院生 3名 教員 1名	共同研究活動 コース
2023	モンゴル科学技術大学 (モンゴル)	10/30-11/5	大学院生 7名 研究者 2名 教員 1名	科学技術体験 コース
2024	National University of Singapore (シンガポール) University of Namibia (ナミビア)	8/30-9/7	大学院生 4名 大学院生 2名 教員 1名	科学技術研修 コース
2024	University of Barisal (バングラデシュ)	2/25-3/3	大学生 2名 大学院生 1名 教員 3名 研究者 2名	科学技術体験 コース

③ 海外協定校との相互交流（キャンパス・アテンディング・プログラム：CAP）

ハイブリッド留学と海外協定校の長・短期日本留学プログラムの受入れをリンクさせ、ハイブリッド留学先の受入れ大学の学生が、日本留学プログラムとして本学に来るとする「相互交流」を実施している。これにより、両国の学生がそれぞれのキャンパスで留学してくる学生と交流を図ることが可能となり、両国の学生にとって「留学先には顔見知りの友人が既に存在する」という究極の「相互交流」を実現している。このプログラムには多くの学生が参加し、異文化理解を深め、学生の国際化への動機づけとなっている（根拠資料 9-28【ウェブ】）。

2019 年度～2024 年度の日本留学プログラムは以下の通りである。

表 9.5 日本留学プログラム一覧(2019～2024 年度)

年 度	大学名	期 間	留学生数	CA 参加数
2019	Green River College (米国)	9/25～12/4	29 名	58 名
2019	University of Wisconsin Milwaukee (米国)	6/16～6/19	13 名	14 名
2020	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により不実施			
2021	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により不実施			
2022	Green River College (米国)	9/27～12/6	30 名	18 名
2023	Green River College (米国)	9/26～12/5	28 名	24 名
2024	協定校の都合により不実施			

※CA (キャンパス・アテンダント) : 留学生の生活サポートのため、ボランティアで参加する本学学生

④ 短期留学生特別研究生 (2019 年度～2024 年度)

表 9.6 2019 年度短期留学生特別研究生

協定校	国 名	人 数	期 間	プログラム名
ヴェネツィア大学	イタリア	1 名	2019/4/1～9/30	建築交換留学プログラム
ESIEE	フランス	4 名	2019/5/9～7/31	ECP 交換留学プログラム
マヒドン大学	タイ	2 名	2019/6/3～7/31	ECP 交換留学プログラム
ポモナカレッジ	アメリカ	1 名	2019/5/27～7/7	ECP 交換留学プログラム
ハービーマッドカレッジ	アメリカ	1 名	2019/6/3～7/31	ECP 交換留学プログラム
南台科技大学	台湾	1 名	2019/9/13～2020/8/7	交換留学プログラム
ケント大学	イギリス	2 名	2019/10/1～12/26	建築交換留学プログラム

※ECP 交換留学プログラム : 先進工学部機械理工学科プロジェクト

表 9.7 2020 年度短期留学生特別研究生

協定校	国 名	人 数	期 間	プログラム名
ヴェネツィア大学	イタリア	1 名	-	建築交換留学プログラム

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、来日延期。

表 9.8 2021 年度短期留学生特別研究生

協定校	国 名	人 数	期 間	プログラム名
ヴェネツィア大学	イタリア	1 名	-	建築交換留学プログラム

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、来日延期したが、オンラインで実施。

表 9.9 2022 年度短期留学生特別研究生

協定校	国 名	人 数	期 間	プログラム名
ESIEE 大学 ※	フランス	1 名	2022/5/7～7/31	ECP 交換留学プログラム
フィリピン大学	フィリピン	2 名	2022/8/15～ 2023/3/31	交換留学プログラム

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンラインで実施

表 9.10 2023 年度短期留学生特別研究生

協定校	国 名	人 数	期 間	プログラム名
ESIEE	フランス	3 名	2023/5/7～7/31	ECP 交換留学プログラム
ヴェネツィア建築大学	イタリア	2 名	2023/9/1～2024/3/31	交換留学プログラム
ケント大学	イタリア	1 名	2023/9/1～2024/7/31	交換留学プログラム
マヒドン大学	タイ	2 名	2023/6/1～2023/7/31	交換留学プログラム

表 9.11 2024 年度短期留学生特別研究生

協定校	国 名	人 数	期 間	プログラム名
ESIEE	フランス	6 名	2024/5/7～7/31	交換留学プログラム
ミラノ工科大学	イタリア	1 名	2024/4/1～8/31	交換留学プログラム
ポモナカレッジ	アメリカ	1 名	2024/6/5～7/25	交換留学プログラム

⑤ 海外協定校への出張講義

本学教員が、海外協定校へ赴き、現地の学生に対して講義や講演を行う取り組みを開始し、日本への興味と理解、さらには本学への理解を深める取り組みとなっている。

表 9.12 海外協定校への出張講義一覧

年 度	派遣機関	派遣時期	派遣教員人数
2018	蘇州大学（中国）	2018 年 10 月	2 名
2019	南台科技大学（台湾）	2019 年 11 月	12 名
2019	サマルカンド国立大学（ウズベキスタン）	2019 年 11 月	5 名
2019	ダナン工科大学（ベトナム）	2019 年 11 月	3 名
2020	南台科技大学（台湾）※	2020 年 11 月	1 名
2021	南台科技大学（台湾）※	2021 年 11 月	1 名
2022	南台科技大学（台湾）※	2022 年 11 月	1 名
2023	南台科技大学（台湾）	2023 年 10 月	1 名
2024	南台科技大学（台湾）	2024 年 11 月	2 名

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため、オンラインにて実施

⑥ 海外協定校からの学生受け入れ（2019 年度～2024 年度）

2020 年度、2021 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により受け入れが出来なかった。2022 年度も新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け一部オンラインなどでの実施となった。

表 9.13 海外協定校からの学生受け入れ一覧

年 度	大学名	国・地域名
2019	ヴェネツィア建築大学	イタリア
2019	ケント大学	英国
2019	南台科技大学	台湾
2020	ヴェネツィア建築大学	イタリア
2020	サマルカンド国立大学※1	ウズベキスタン
2021	ヴェネツィア建築大学※2	イタリア
2022	ESIEE※3	フランス
2022	フィリピン大学	フィリピン
2022	マレーシア国民大学	マレーシア
2023	マヒドン大学	タイ
2023	ヴェネツィア建築大学	イタリア
2023	ケント大学	英国
2023	ESIEE	フランス

2024	ミラノ工科大学	イタリア
2024	ESIEE	フランス
2024	ポモナカレッジ	アメリカ
2024	ナミビア大学	ナミビア

以上のように、学外組織との連携、社会貢献活動の推進、地域交流、国際交流など、開かれた大学として各種事業に取り組み、教育研究成果を適切に社会還元している。※新型コロナウイルス感染症拡大の影響で来日予定の学生いずれも来日できていない。

⑦ 各種留学プログラム参加者について（2019年度～2024年度）

本学が実施している留学プログラム参加者については以下の通りである。

表 9.14 留学プログラム参加者一覧

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
ハイブリッド留学	128	－	－	62	76	99
語学研修（英語）	7	2※	－	28	46	25
語学研修（中国語）	18	－	－	－	5	0
創造工学海外研修	6	－	－	－	5	0
ディプロマツト留学	－	－	－	2	0	1
交換留学	－	1※	－	2	2	1

※新型コロナウイルスの影響を受け、オンラインで実施。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

○点検・評価結果に基づく改善・向上

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

これまで、本学の社会連携・社会貢献の適切性については、その役割を担う既存の各種委員会ごとに議論し、点検・評価を行っている。

自己点検・評価は、毎年度、自己点検・評価基準を参照して、「自己点検・評価シート」を用いて、前年度の自己点検・評価の評価結果への対応も含め、伸長・改善の進捗状況を第三者に理解できるように根拠資料を用いて「自己点検・評価報告書」を作成し、内部質保証委員会に提出している。併せて、外部評価委員会の意見も聴き、学長へ報告するとともに、本学ホームページに年度版「自己点検・評価報告書」を掲載し、公表している（根拠資料 9-31【ウェブ】）。

以下に事例を挙げて、点検・評価を紹介する。

本学の産学連携・社会貢献活動は、「工学院大学利益相反マネジメントポリシー」、「工学院大学産学官連携ポリシー」及び「工学院大学産学官連携規程」に基づき、主に総合研究所の下に置かれた研究戦略部（2024 年度現在は総合企画部 研究推進課）が中心となり、産学連携・貢献活動を行ってきた。

その中で、従前の「工学院大学産学官連携規程」には、自己点検・評価に関する条項がなかったため、2019 年 4 月に規程を改正し、委員会の役割として第 3 条（役割）第 5 項に「産学官連携活動等の自己点検・自己評価に関すること」を加えた。例年 3 月に産学官連携推進委員会を開催し、委員長である総合研究所所長から 1 年間の活動報告をして、委員から出された次年度に向けての意見・要望をとりまとめ学長へ報告している。また、委員である各学部長及び教育推進機構長は、各学部・教育推進機構の教室会議等で報告している。主管部門の産学連携室・研究支援室では、関係部門と連携協力し、「自己点検・評価シート」を用いて社会連携・社会貢献に係る「自己点検・評価報告書」をとりまとめ、併せて、次年度の活動に向けての改善を図っている。

また、総合研究所では、毎年度「工学院大学研究活動報告書」を発行している。

編集構成は、(1) 研究組織及び学部学科紹介、(2) 総合研究所の研究活動概要、(3) 研究費、(4) 研究業績、(5) トピックスからなり、工学院大学研究シーズ集として活用されており、2022 年度版「第 13 号」を 2024 年 1 月 23 日に発行し、HP でも公開している（根拠資料 9-32【ウェブ】）。最新の 2023 年度版「第 14 号」については 2024 年 2 月現在、年度内の発行に向け活動内容の取りまとめを行っている。

次に、本学の科学教育センターでは、「工学院大学がこれまでに蓄積してきた科学教育に係わるノウハウおよび所有する諸機能を利・活用し、科学教育の振興に寄与すること」を目的として、創立以来 130 有余年にわたり蓄積してきた理工系大学ならではの科学教育ノウハウをベースに、科学教育面における社会貢献活動に取り組んでいる。

科学教育センター運営委員会は、(1) センターの事業計画に関する事項、(2) センターの科学教育講座編成・評価に関する事項、(3) センターの科学教育講座担当講師の人事に関する事項、(4) センターの予算に関する事項、(5) その他、センターに関する重要事項について審議し、内部質保証委員会に報告している。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

2019 年度の外部評価委員会で、社会連携・社会貢献活動について、「工学の分野においてさまざまな社会貢献活動を実施しているが、その保有価値は非常に大きいものの、あまり知られていないように感じる。大学のブランドを高めていくことが必要ではないか。ロジスティックスなマーケティングの感覚で言えば、『生み出していくものは何か?』、『他との差別化はどうか?』、『マーケット価値は適正か?』、『立ち位置はどうか?』、『プロモーションはどうなのか?』など、社会の反応を確認することが必要ではないか。立地が良いため、情報収集し配信機能を高めることが必要ではないか」などの意見があった。

当時の外部評価委員会からの意見を踏まえ改善・向上を進めている。

以上のように、内部質保証に関する規程に定める外部評価委員会の意見を聴く体制も 2019 年度以降整備されており、PDCA サイクルを有効かつ効率的に回す環境の下で、必要に応じて改善・向上を図っている。

（２）長所・特色

特になし。

（３）問題点

特になし。

（４）全体のまとめ

本学は、1887（明治 20）年の開学以来、「製造業などの発展に伴う社会・産業界のニーズ」と「最先端の工学研究という学問分野の発展」をつなぐ専門性の高い技術者育成の場として、10 万人を超えるものづくりの担い手を世の中に送り出してきた。

グローバル化がますます進展する 21 世紀社会においても「社会・産業と最先端の学問を幅広くつなぐ『工』の精神」を深化・発展させ、事業・実務でリードし、科学技術立国日本における 21 世紀型ものづくりを支える理工系人材の育成及び先端領域で創成能力を発揮する高度な開発技術者・研究者を育成する拠点として成長し続けるため、さまざまな社会連携・社会貢献活動を行ってきた。今後とも、これまでの経験を生かしさらに深化・発展させて行く所存である。

2018 年度から 2023 年度までの 6 年度間にわたって実施してきた「コンパス 2023」で、「学園全体」の区分に掲げた主要施策－（１）パートナーシップ（社会連携）の拡充、（２）社会貢献については、「工学院大学利益相反マネジメントポリシー」、「工学院大学産学官連携ポリシー」、「工学院大学社会連携・社会貢献方針」、「工学院大学国際化推進の基本方針」を整備しており、また、社会連携・社会貢献活動をより積極的に展開するための組織体制環境も再整備を行ってきた。

2024 年度からの中期計画「コンパス 2029」においても、「コンパス 2023」で 2 掲げてきた施策を推進しつつ、新たに「研究活動等の戦略的な発展」を掲げ、建学の理念に基づいた工学院大学のフラッグシップ研究の樹立や、研究活動を通じた研究室の充実及び研究活動成果の学生への還元、そして積極的なアウトリーチ活動による社会貢献及び地域連携の取組をすすめる、建学の精神に則った工学院大学らしい社会貢献及び地域連携を目指し、今後さらなる社会連携・社会貢献活動の積極的推進にむけた体制整備を検討していく。

体制整備の面では、内部質保証に関する規程に定める外部評価委員会の意見を聴く体制も整い、PDCA サイクルを有効かつ効率的に回す環境を整備することができた。

社会連携及び社会貢献活動の範囲が拡大しており、今後とも建学の精神を引き継ぎ、全学的な推進事業として学生はじめ教職員が協働し注力していく所存である。

(5) 学長からの改善指示

- ・ 本学としての地域連携の実務的な在り方について検討してほしい。

第10章 大学運営・財務

本章のポイント

ア. 前年度からの改善・課題・問題点

①学生アンケートの実施により、学生の意見を取り入れることができた。

イ. 今年度の取り組み状況

①ガバナンス・コードの適合状況のチェックを引き続き実施。

ウ. 取り組み長所・成果

特になし。

【1】大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点

○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

本学では、2017年度に創立130周年を迎えたこともあり、これからの時代にふさわしい現代の「工手」(=21世紀工手)を育成するため、創立15周年に向けた長期目標「VISION150」の改定を行った(根拠資料10(1)-1)。また、「コンパス2017」を2012年度から2017年度までの第一期中期計画としてまとめ(根拠資料10(1)-2)、大学運営に関する方針として掲げてきた。また、第二期中期計画の策定についても、同様に2017年度中に「コンパス2023」として策定が進み、2018年度から2023年度までの6年間の大学運営に関する方針が示されてきた(根拠資料10(1)-3)。

2024年度は、第三期中期計画にあたる「コンパス2029」(2024年10月)を策定し公表した。(根拠資料10(1)-4【ウェブ】)ここでは、数理・データサイエンス・AI教育の充実、築30年以上が経過した、インフラ等が老朽化した新宿キャンパスの大規模修繕計画について明示した。さらに、事務効率DX化や学修効果の可視化など、高等教育に求められている課題についての取り組みについて明示した。

○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

また、学内構成員に対し、大学運営に関する方針の周知について、大学においては、学長企画会議や学部長・部長会議などで方向性が示され、教授総会及び各学部・学科・機構・研究科レベルに伝達されるようになっている。上記のような「コンパス2029」や「VISION150」などの学園全体に関する中・長期事業計画についても同様に、学長企画会議で報告され、学

部長・部長会議、教授総会、各学部等における教室会議・教室総会などを通じて、教職員全体に遺漏なく周知されている。毎年、年度始めには、教職員に対して経営方針説明会が開催され、さらに年始には理事長等による年頭挨拶を通じてこれらの方針は周知され、各学部をはじめ、各部署・各構成員に浸透している（根拠資料 10(1)-5、10(1)-6）。説明会に参加できない教職員向けに、録画による動画等も閲覧できるなど、周知徹底を図っている。

以上のことから、現状では、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期事業計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示できている。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点

○適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

○適切な危機管理対策の実施

○適切な大学運営のための組織の整備

はじめに、学長の選任方法は、ガバナンス強化及び学長のリーダーシップによる大学の先進化を目的として、理事会の定める学長ミッションに基づき学長選考委員会が候補者の選考を行い、理事会が任命する方式となっている（根拠資料 10(1)-7）。

また、学長の権限は、学則上「学長となる者は、学識が優れ、校務をつかさどり、所属教職員を統督するにふさわしい者とする。」と定められているが、具体的なミッションは前述の通り、学長選考時に理事会が提示している。

例えば、2023 年度に行われた学長選考における「次期学長が達成すべきミッション」として、次のような要件が掲げられている（根拠資料 10(1)-8）。

学長は、建学の精神や学園ビジョンである VISION150 に基づき、また将来の社会環境の変化を見据え、工学院大学の社会的価値をグローバルに高めていくため、教育研究組織のリーダーとして、また学校法人の理事として、下記のミッション達成のための大学の将来像を示す実行計画を策定するとともに職務を適正に遂行する。

1. 教育活動の推進

「21 世紀型ものづくり」を支えるリーダーの育成に向けて、各学部および研究科における教育の質を担保し魅力を高めるよう教育改善を推進する。また、情報技術を活用した先進的な教育方法の実施(クラウドキャンパス構想の実施・充実)に積極的に取り組む。

2. 研究活動の推進

工学院大学の特色を明確にし、持続型社会を支える科学技術の発展に貢献するとともに、国や産業界からの重点投資対象先としてもさらに選ばれるような方向で推進し、外部資金の獲得に取り組む。

3. 教学組織のマネジメント

3-1 教学組織の体制整備

教学組織のマネジメントにあたり、指名した副学長については権限と役割を明確にするとともに、意思決定プロセスを適切に構築する。

3-2 学部に対するマネジメントによる特徴の明確化

学部長を指揮し、また適切な権限委譲を行い、各学部の特色を活かした教育・研究に取り組む、対外的に発信する。

3-3 資源の有効活用

理事会の方針により配分された資源（事務組織、キャンパス、予算等）を有効に活用し、施策や予算配分にめりはりをつけた教学組織のマネジメントを遂行する。特にキャンパスについては、理事会が決定したリニューアルの基本方針(2021 年 5 月理事会決定)をふまえ、大学の教育・研究活動におけるキャンパス活用計画を主体的に策定する。

3-4 教員の採用、任用、評価

教員の採用、任用、評価は、大学および学園全体のビジョン、ポリシー、事業計画に即し、これら組織目標の達成を目的として行う。また、ダイバーシティ、男女参画の観点にも配慮する。

3-5 中高大連携の推進

附属中学・高校等との連携により、学園全体の価値を高める

3-6 適切なガバナンス体制の構築

ステークホルダーの信頼や学生・教職員の安全・安心を保持するため、教員のコンプライアンス遵守を徹底し、ハラスメント、研究不正、研究費不正等の防止に努め、説明責任を果たし情報公開や評価を積極的に行うなど適切なガバナンス体制を構築する。また、任期中に行われる私立学校法改正に伴う寄付行為改正に、理事として公正に取り組む。

次に、役職者の選任方法と権限の明示について、教学面の人事・予算に関する権限を学長に委ね、副学長、学部長、研究科長など大学執行責任者の任命権、専任教員人事に係る採用権等を学長に認めるなど、学長のリーダーシップが発揮できるような体制となっている。

また、学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備については、理事長との協働により、学校法人としての学園と教学組織としての大学の密接な協働関係を確保、保持するこ

とが求められ、学長のミッションにもなっている。こうした内容は、「工学院大学学長選任規程」第9条に「学長の要件」として定め、明示している（根拠資料 10(1)-9）。

教授会の役割について、本学では、各学部における内規に基づき、学部ごとに教授会が開催されている。その審議事項は、主として（1）学籍に関すること、（2）教員人事に関すること、（3）教育課程・教育方法に関すること、などである。また、学長が招集する全学的な教授会では、上述の（1）から（3）のような事項について、ボトムアップ方式で議案を提出し、そこで意見を聴いたうえで、学長により全学的な決定が行われている。

学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化について、「学則」第13条第1項では、「教授会等は、学長が次にあげる事項について決定を行うにあたり意見を述べるものと」規定し、また同条第2項には「教授会等は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長の求めに応じ、意見を述べることができる」仕組みとなっている（根拠資料 10(1)-10【ウェブ】）。以上の所作により、最終的な決定権者は学長にあるが、各教員は教授会等で自由闊達に意見を述べる関係にあることを明示している。

教学組織と法人組織の権限と責任の明確化について、「学校法人工学院大学寄附行為」第8条第1項第1号によれば、「学長は、その在職中理事となる」ことが規定されており、また第8条第1項第3号では、「学識者及び教育研究又は組織運営に高い見識や豊富な経験を有する者から理事となる…」とされ、第3号の規定にある通り、教育職員から理事になることができるようになっている（根拠資料 10(1)-11【ウェブ】）。このように、学長は学校法人の最終意思決定機関である理事会に参画しており、経営と教学を連携させたマネジメント体制のもと、意思決定を下していることになる。

大学運営に学生の意見を取り入れる活動の一環として、2023年度に引き続き、2024年度も学生生活アンケートを行った（根拠資料 10(1)-12）。2020年度以降続く新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、通学形態や授業のオンライン化等、学生たちの学修や生活環境が大きな変化したものと推察される。そのため、学生生活を実感・印象づける主要な要因を探るため、「学生生活アンケート」を作成し、調査を行った。今後はアンケート結果に基づき、浮き彫りになった課題への対応を行っていく必要がある。

○適切な危機管理対策の実施

適切な危機管理対策の実施について、本学では「学校法人工学院大学危機管理規程」を制定しており、危機管理の実施に関し必要な事項を審議する危機管理委員会を設置している（根拠資料 10(1)-13）。この委員会では、（1）危機管理体制の整備、（2）危機管理基本マニュアルの策定及び改訂、（3）危機管理教育、研修の企画・立案及び訓練の実施、などが行われ、毎年、学園全体で防災訓練も実施されている。その他の危機管理として、役職者及び事務系管理職員は緊急連絡網への登録、教職員の海外渡航に際しての許可申請制度などの整備が行われている。

また、2019年度に策定された「工学院大学の教育研究等環境の整備に関する方針」の項目6の中でも、「安全衛生環境の整備」等が盛り込まれており、危機管理意識の向上を図っている（根拠資料 10(1)-14【ウェブ】）。

以上のことから、学長の選任方法と権限の明示については明確に定められており、また教授会等の組織を設け、権限等も明示できていることから、それらに基づく大学運営ができていくといえる。今後も、ガバナンス強化及び学長のリーダーシップに基づく改革を実践していく。

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点

○予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

はじめに、予算執行プロセスとしては、各教員の研究費または個々の受託事業研究等による外部資金、大学部門の各部署がそれぞれ一つの予算部署として伝票起票し、所管部署の決裁を経た上で法人部門である財務部へ回付されることで執行されている。また、伝票起票をする末端の部署等においてもチェック機能を設けているが、財務部においても最終執行及び決裁・決済のチェックを実施し、目的予算への適合性、勘定科目の適切性、金額の精査・確認などを行うなど、牽制作用も働いている。

次に、予算執行に伴う効果を分析する仕組みは、主に財務システムの中で構築されており、執行管理のチェックを随時行うことができる（図 10.1 参照）。各学部等から申請のあった事業予算については、総合企画部企画課でとりまとめ、財務部の予算担当と連携して大学予算全体の執行管理を行っている。また、学園全体の中期的財務状況を踏まえ、総務・人事部で総人件費の管理も行なうなど、予算の効率化が進んでいる。

予算主管	目的	科目	内訳	予 算	当 月	累 計	予算残高	執行率
学長事業企画室	学長室の管理	教) 消耗品費支出	一般消耗品	70,000	0	0	0,000	0.0%
				70,000	0	0	0,000	0.0%
		管) 消耗品費支出	一般消耗品	70,000	0	4,350	5,650	91.9%
				70,000	0	4,350	5,650	91.9%
		管) 通信運搬費支出	通信料	70,000	0	1,228	5,774	1.8%
				70,000	0	1,228	5,774	1.8%
		管) 旅費交通費支出	日帰交通費	73,500	0	25,272	3,228	18.6%
				73,500	0	25,272	3,228	18.6%
		管) 委託保守費支出	一般委託	50,000	0	0	0,000	0.0%
				50,000	0	0	0,000	0.0%
		管) 雑費支出	その他雑費	10,000	0	29,406	3,594	4.2%
				10,000	0	29,406	3,594	4.2%
		大学共用備品支出	10万円以上の教育用機	26,500	0	26,500	0	100.0%
				26,500	0	26,500	0	100.0%
	教育に関する研修等	教) 消耗品費支出	一般消耗品	30,000	0	46,754	3,246	17.8%
				30,000	0	42,988	7,014	62.0%
		教) 消耗図書費支出	書籍・資料・雑誌	30,000	0	42,988	7,014	62.0%
				30,000	0	25,260	1,740	84.2%
		教) 通信運搬費支出	郵送料	30,000	0	25,260	4,740	84.2%
				70,000	0	31,464	3,536	47.9%
		教) 旅費交通費支出	日帰交通費	5,000	0	882	1,118	17.6%
				5,000	0	882	1,118	17.6%
		教) 印刷製本費支出	印刷物	20,000	0	0	0,000	0.0%
				20,000	0	0	0,000	0.0%
		教) 委託保守費支出	一般委託	35,000	0	35,000	0	100.0%
				35,000	0	35,000	0	100.0%
		教) 諸会費支出	研修会等参加費	88,625	0	0	3,625	0.0%
				88,625	0	0	3,625	0.0%
		教) 雑費支出	その他雑費	50,000	0	1,331	3,669	0.9%
				50,000	0	1,331	3,669	0.9%
		管) 委託保守費支出	一般委託	10,000	0	0,000	0	100.0%
				10,000	0	0,000	0	100.0%
		管) 諸会費支出	年会費	1,375	0	1,375	0	100.0%
				1,375	0	1,375	0	100.0%
事業予算(2020年)	教) 消耗品費支出	現金性の高い物品		30,000	0	38,900	1,100	58.9%
		学長裁量予算		38,000	0	11,960	5,040	52.3%
		学生交流推進事業		30,000	0	30,222	3,778	83.0%
		高大連携事業		30,000	0	29,928	3,928	115.0%
		コロナ対応予算 授業		75,020	0	75,020	1,510	14.5%

図 10.1 学内における執行管理の仕組み

以上のことから、現状では予算編成及び予算執行を適切に行っていると判断する。今後は、ガバナンス強化及び学長のリーダーシップに基づく最適な予算配分を実践していく。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点

○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

学園改革の重要施策として職員人事制度を 2014 年度から導入し、継続的に運用を実施できている。人事制度の定着を図るために、引き続き、育成のための積極的なジョブローテーションを推進している。その他、2024 年度 12 月は、課長以上を対象とした管理職研修を開催した（根拠資料 10(1)-15）。

以上のことから、教職員が人事評価制度を受け入れ、その制度に基づいて事務組織及び教学組織は適切に機能していると判断する。今後は、バランスを考えた業務分担、人員配置等に一層力を入れる必要がある。同時に、教員と事務職員の関わり方についても重要性が増しており、教職協働の実現をより促進していく必要がある。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点

○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

大学の事務職員及び教員はもちろんのこと、法人の事務職員についても SD 研修を行っているが、2022 年度は、2023 年 2 月までに 12 回開催された（根拠資料 10(1)-16、10(1)-17、10(1)-18、10(1)-19、10(1)-20、10(1)-15、10(1)-21、10(1)-22、10(1)-23、10(1)-24、10(1)-25）。それらテーマは次の通りである。

1. 4 月 3 日開催：新任教員研修会
2. 4 月 3 日開催：大学役職者研修
3. 4 月 22 日開催：合理的配慮 FD/SD 研修（第 1 回）
3. 6 月 10 日開催：コンプライアンス研修

- 3. 6月12日開催：教員評価者研修
- 5. 7月16日開催：合理的配慮FD/SD研修（第2回）
- 8. 8月21日開催：大学院プレFD
- 10. 11月28日開催：学習支援センター活動報告～学力向上への取り組みとその効果～
- 12. 2月17日開催：安全推進室FD/SD研修会
- 13. 3月5日開催：学習支援センター業務成果報告会

特に本学では、FDとSDが一体になっており、事務職員も含めた全学的な研修が実施されている点が特徴といえる。

一方で、2020年度の大学基準協会による認証評価では、大学院固有のFDについて開催数の不足を指摘された（根拠資料10(1)-26）。この点については2024年度にも大学院生を対象とするプレFDを開催しており、改善を行っている。

以上のことから、現状では大学運営にとって必要なFD/SDをタイムリーに、かつ組織的に、また明確な目的を持って実施できている。

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点

- 適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
- 監査プロセスの適切性
- 点検・評価結果に基づく改善・向上

○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

大学運営について、適切な根拠に基づく点検・評価ということに関して、2019年度からは、「工学院大学外部評価委員会規程」を制定し、学生を含むステークホルダーによる外部評価を導入することができた（根拠資料10(1)-27）。2024年度においても、9月21日に外部評価委員6名（内1名書面参加）による2024年度第1回工学院大学外部評価委員会を開催し、2023年度における本学の自己点検・評価報告に関して協議された（根拠資料10(1)-28）。協議後、「外部評価委員会の総括」と称した評価結果が内部質保証委員会委員長に提出され、その評価結果は内部質保証委員会委員長から学長へ報告された（根拠資料10(1)-29）。これを受けて、学長は「外部評価委員会の総括」と点検・評価書の内容、その他指摘事項をもとに改善指示書を執筆し、内部質保証委員会を通じて、全学的に周知を行った（根拠資料10(1)-30）。外部評価委員会は、客観的評価及び社会的信頼確保という観点からも重要な委員会であり、例年継続して実現できており、評価結果に基づく改革を進めることで、今後の大学運営の改善にもつなげていきたい。

○監査プロセスの適切性

監査プロセスの適切性に関し、本学では 2018 年度から常勤監事を置くなど、監査役についての整備も進めた。しかしながら、2023 年度から 2024 年度にかけて、本学理事会及び評議員会が適切に開催されないなどの混乱が生じ、また、監事 1 名が欠員の状況となっていた。法人で設置した第三者委員会の助言に基づき混乱は収束し、2024 年 12 月 18 日に監事を選任した。なお、独立監査人による会計監査等においては、適正意見が表明されるなど、本学全体の運営に影響は生じていない。

○点検・評価結果に基づく改善・向上

内部監査室及び公認会計士からの指摘事項に対し、各部署で改善・向上への取り組みが行われている。例えば、研究費に関する監査においては、内部監査室による一定の監査終了後、本学ホームページ等に監査報告書が掲載され、内外に向けて発信をしている（根拠資料 10(1)-31【ウェブ】）。学校法人の運営に関しては、2021 年度より、学校法人工学院大学ガバナンス・コードを制定し、適切な運用を図っている（根拠資料 10(1)-32【ウェブ】）なお、ガバナンス・コードは、2025 年 4 月の私立学校法改正に伴う本学の寄附行為が変更されるため、見直しを行う予定である。

また、外部評価委員会による客観的かつ妥当な評価を受けて、大学として改革改善を実施する体制が確立していることから、点検・評価結果に基づく改善・向上はできている。

以上のことから、現状では大学運営の適切性について、定期的な会計監査・外部評価委員による点検・評価する仕組みの整備は確立しており、一定の評価を受けていることから、監査プロセスも有効に機能していると判断する。今後は、監事の欠員について速やかな改善を図りつつ、公認会計士による監査の強化はもちろんのこと、識者等の外部評価委員による適切な助言を受け、大学全体の改革改善につなげることができるよう研鑽していく。

（２）長所・特色

なし。

（３）問題点

なし。

（４）全体のまとめ

第三期中期計画である「コンパス 2029」が承認され、これにより、法人・大学運営に関する方針を、学内外のあらゆるステークホルダーに明示した。

また、大学運営の適切性について定期的な点検・評価を行い、その結果に基づき改善・向上に向けた取り組みを実施できている。さらにステークホルダー（学生も含む）による外部

評価委員会も例年どおり開催でき、学長への総括として報告書の提出もあった。外部評価委員会からの提言を受け、学長によるリーダーシップが発揮され、学内の PDCA サイクルが有効に機能する状況を構築できており、今後の大学運営においてもこれら仕組み・機能を維持したい。

（５）学長からの改善指示

- ・ 学長方針、学部等事業計画等と学園事業計画の年間スケジュールの見直しが必要である。
- ・ 教学マネジメント体制の確立が必要である。
- ・ 学園全体のガバナンス体制の正常化への協力をお願いしたい。

【2】財務

本章のポイント

ア. 前年度からの改善・課題・問題点

2023 年度は経常費等補助金の 50%減額の措置を受けることとなったが、2024 年度はガバナンス不全の解消によりその減額率が半減する見通しとなっている。

イ. 今年度の取り組み状況

「コンパス 2029」の実施により、中・長期の財務計画の策定に取り組んでいる。

ウ. 取り組み長所・成果

特になし。

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点

○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

＜私立大学＞

○当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

本学の中期計画である「コンパス 2029」（根拠資料 10(2)-1）は、学園創立 150 周年（2037 年度）のビジョンである「VISION150」（根拠資料 10(2)-2【ウェブ】）の実現に向け、2012 年度から 2037 年度の 25 年を 4 期に区分した第 3 期目の中期計画となる。対象期間は、2024～2029 年度の 6 年間で、計画の進捗状況に合わせ、ローリングプラン方式により、一定期間経過後に見直しを行うことが予定されている。また単年度の事業計画は、その指針に沿って作成される（根拠資料 10(2)-1）。

「コンパス 2029」に対応する中期予算計画は、少子化や東京 23 区の設定員抑制による学納金収入の頭打ち、私学助成の抑制などによる収入の鈍化傾向、新宿校舎の老朽化に伴う大規模改修工事の必要性などの状況を配慮しつつ、学園が将来に向けて永続的に発展していくためには、健全な財務体質の維持と、学納金収入のみに依存せず収入源を多様化することが重要であり、加えて、従前以上に事業計画と財務計画の連動を高めることが不可欠といえる。この中期予算計画に関し、前期決算内容、中期計画の進捗状況を折り込み、ローリングプラン方式により見直す必要があるが、2024 年 12 月時点では少しずつ協議を進めているところである。なお、中期予算計画及び単年度予算計画（予算案）は、評議員会への諮問・理事会決議によることとされている。

2024 年度は、中期計画「コンパス 2029」の初年度にあたることから、まずは 2024 年度の単年度事業計画を着実に実施し、経営基盤の構築にむけて「リニューアル計画を含めた中長期財務計画の策定」に取り組みはじめたところである（根拠資料 10(2)-1）。

以上、中期予算計画は、大学の将来を見据えて策定された中期計画「コンパス 2029」に沿って策定される必要があり、ローリングプラン方式により今後見直しを行うというサイクルを確立している。

また、今年度から中期計画「コンパス 2029」が実施され、今期以降、中期予算計画等を策定していく予定である。

○当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

今期は「コンパス 2029」の実施初年度ということもあり、まずは単年度予算編成において継続的なモニタリングのための経営指標・財務指標の設定を行った。具体的には、基本金組入前当年度収支差額を実績ベースで事業活動収入の 7%超に据えるなど、2025 年度予算編成方針を学内の教職員へ周知した（根拠資料 10(2)-3）。

以上、当該大学の財務指標又は目標について、中期事業計画及び中期予算計画と関連させたいうで適切に設定している。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点

- 大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）
- 教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
- 外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

中期計画の財務指標では、工学系大学としての特色を踏まえ、事業活動収入に関する人件費支出を 45%以内に抑える一方、教育研究経費に 40%程度を充てることとしている。また事業活動収支差額について、当面は 7%超を目標指標として設定し、将来への施設・設備投資への準備を行う計画である（根拠資料 10(2)-3）。

2023 年度決算においては、人件費比率 44.46%（人件費÷経常収入）、教育研究経費率は 40.69%（教育研究経費÷経常収入）と概ね目標通りとなった。また教育活動収支差額は 241 百万円（教育活動収支差額÷教育活動収入計、1.89%）であり、事業活動収支差額比率は 926 百万円（基本金組入前当年度収支差額÷事業活動収入、6.84%）となった（根拠資料 10(2)-3）。今後は入学者数の適切な管理により学納金収入の増加が見込まれることなどから、事業活動収支差額についても目標値に近い数値が想定される。

将来の新宿校舎大規模改修工事に向けた資金としては、2023 年度末において減価償却引当特定資産を 35,884 百万円、第 2 号基本金引当特定資産を 4,306 百万円有しており、今後も工事計画の具体化に沿ってさらなる積み立てを行う（根拠資料 10(2)-4【ウェブ】）。

以上から、大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）は、概ね確立していると判断する。今後発生する新宿校舎大規模改修工事費用も全額自己資金にて対応予定である。

○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

教育研究活動を安定的かつ持続的に実施しつつ、財政の健全性を確保していくためには、中期計画を反映した中期予算計画と、その計画を反映し、毎年の予算策定・運営を行うことが重要である。また、中期予算計画については、進捗度合い、時代の変化に柔軟に対応すべく見直すことも必要である。優先順位に従った案件の取扱いについては、全学的に理解を得ることも重要である。

以上の点については、ローリングプラン方式による見直し、また従来、部課別に策定された案件を財務部とのみ協議する縦型の方式の他に、法人・大学及び附属中高各部門の部長クラスが出席する部長会等にて情報を共有する方法も加えることにより、教育研究活動を安定的かつ持続的に実施しつつ、財政の健全性を確保し、解決することとした（根拠資料 10(2)-3）。

以上の体制構築により、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みは確立されていると判断する。

○外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

外部資金（研究費）の獲得状況については、新型コロナの影響もあり伸び悩みもあったが、2023 年度は回復傾向が見られ、引き続き 665 百万円を超える外部資金（研究費）を獲得している（根拠資料 10(2)-5）。

寄附金については金額維持の状況であるが、収益事業会計からの寄附は今後増加を見込んでいる。（根拠資料 10(2)-6）。

資産運用については、以前から資金運用規程及び要綱を制定しており、規程等に基づき資金運用委員会を組成し、安全性を重視しながらも適切な収益を得ることの検討を行っている（根拠資料 10(2)-7）。特に 2023 年度以降は 1%を超える運用利回りを目指している。なお、2023 年度は 529 百万円を超える実績となった。

以上、外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得、資産運用等の取組については、体制・規程ともに整備が図られている。

（２）長所・特色

本学の財務計画は、基本方針となる中期計画「コンパス 2029」達成に向けた中期予算計画の策定と、時代の変化に柔軟に対応すべく、その計画をローリングプラン方式により見直しを行うことが特色である。また、法人・大学及び附属中高からなる部長会等により、優先順位については相互理解を深めている。光熱水費等を含めた物価の高騰に関しても、先が見通

せない状況の中、見直しを図って対応している。

今後、策定方法・過程について、さらに検証を進め改善すべきところは改善しながら、これを効果的なものとするよう柔軟な向上策を講じていく所存である。

（３）問題点

前述のとおり、「コンパス 2029」に対応する中期予算計画では、少子化や東京 23 区の定員抑制による学納金収入の頭打ち、私学助成の抑制などによる収入の鈍化傾向、加えて新宿校舎の老朽化に伴う大規模改修工事の状況を配慮しつつ、学園が将来に向けて永続的に発展していくためには、健全な財務体質の維持と学納金収入のみに依存せず、収入源を多様化することが重要であり、加えて、従前以上に事業計画と財務計画の連動を高めることが大切であると認識している。

さらに細かく見ると、依然、学納金収入が占める割合が、75.86%となっており、収入源の多様化が進捗していない。寄附金、経常費等補助金については、「令和 5 年度版 今日の私学財政」（私立学校振興・共催事業団）に掲載された系統別（理工他複数学部）の全国平均と比べると、やや低い水準にある（大学基礎データ表による）。寄附金に関しては社会状況によるところも多い。

また、2023 年度はガバナンス不全による私立学校法違反などの影響で、経常費等補助金の 50%減額の措置を受けた。2024 年 12 月にはようやくガバナンス不全が解消したことから、経常費等補助金の減額率は半減すると想定しているが、各種補助金の申請が出来ない状態が続く。教育・研究活動に影響が無いよう善処していく所存である。

（４）全体のまとめ

本学は、「VISION150」の実現を目指して策定された第 3 次中期計画「コンパス 2029」により、事業運営、財政運営を実施している。現在の財政状況については、収支差額のプラスを安定的に確保するとともに、他大学との比較に照らし、適切な教育研究費への予算配分、また資産構成についても良好な水準を維持しており、教育研究活動を安定的に遂行するための必要十分な財政基盤を確立しているが、さらに踏み込んで基本金組入後の当年度収支差額が均衡するよう努めていきたい。

実施初年度となる「コンパス 2029」を着実に遂行し、財政の健全性・安定性を維持していくため、収入の強化、業務の効率化、経費の節減等に継続して取り組むとともに、現行の予算配分・執行が最適・効果的であるかを検証しつつ、教学の充実に今後も寄与していく。

（５）学長からの改善指示

なし

工学院大学資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート

その他の根拠資料			
	資料の名称	ウェブ	資料番号
1 理念・目的	工学院大学の目指す人材像 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/index.html	○	1-1
	教育研究上の目的 大学院 工学研究科 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/purpose_graduateschool.html	○	1-2
	工学院大学学則 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/compliance_rules.html#1	○	1-3
	工学院大学大学院学則 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/compliance_rules.html#2	○	1-4
	工学院大学先進工学部の教育研究上の目的に関する規則 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/purpose_ae.html	○	1-5
	長期目標『VISION150』 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/action/vision150.html	○	1-6
	工学院大学 FDハンドブック ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/student/campuslife/t5eu69000000go5k-att/fd_handbook_2024.pdf	○	1-7
	学生便覧・学修便覧 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/student/syllabus_binran/binran.html	○	1-8
	アドミッションポリシー ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/admission.html	○	1-9
	カリキュラムポリシー ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/curriculum.html	○	1-10
	ディプロマポリシー ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/diploma.html	○	1-11
	2024年度第6回 教育評価改善委員会資料		1-12
	学修ガイダンス 2024 (工学院大学建築学部)		1-13
	コンパス2029 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002o6p-att/midterm_plan_compass2029.pdf	○	1-14
	2024年度学部等事業計画		1-15
2 内部質保証	工学院大学内部質保証に関する規程		2-1
	内部質保証の方針 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/internal_quality/t5eu690000005z0t-att/quality_kute.pdf	○	2-2
	工学院大学教育評価改善委員会規程		2-3
	2020年度第1回 (第890回) 教授総会開催について		2-4
	2024年度第1回内部質保証委員会資料 (5/13/2024)		2-5
	工学院大学 2023 年度大学外部評価委員会の総括		2-6
	工学院大学学則 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/compliance_rules.html#1	○	2-7
	工学院大学大学院学則 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/compliance_rules.html#2	○	2-8
	工学院大学の目指す人材像 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/index.html	○	2-9
	2024年度第1回内部質保証委員会議事要録 (5/13/2024)		2-10
	2024年度第2回内部質保証委員会議事要録 (6/24/2024)		2-11
	2024年度第3回内部質保証委員会議事要録 (12/2/2024)		2-12
	2024年度第4回内部質保証委員会議事要録 (3/10/2025)		2-13
	工学院大学教育評価改善委員会 (第1回～第6回) 資料		2-14
	工学院大学外部評価委員会規程		2-15
	学長の改善指示		2-16
	情報公表 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/index.html	○	2-17
	事業報告 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/business_report.html	○	2-18
	工学院大学資料一覧		2-19

3 教育研究 組織	工学院大学総合研究所について ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/research/r_insutitute/index.html	○	3-1
	学術情報センター工手の泉 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/izumi/index.html	○	3-2
	学習支援センター ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/student/campuslife/gscenter.html	○	3-3
	教育開発センター ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/student/campuslife/edcenter.html	○	3-4
	FD活動 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/student/campuslife/faculty_developme	○	3-5
	2024年度 学生との意見交換会 https://www.kogakuin.ac.jp/news/2024/110703.html	○	3-6
	2023年度学生生活アンケート 結果報告資料		3-7
	生成人工知能の学修利用に関するガイドライン ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/news/2023/051002.html	○	3-8
	科学教育センター ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/research/corporation/scenter.html	○	3-9
	シン・科学教室開催について ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/news/2023/072091.html	○	3-10
	ものづくり支援センター ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/student/campuslife/manufacture_sc.html	○	3-11
	教職課程 学芸員課程 年報 https://www.kogakuin.ac.jp/career/license/fbb28u0000002lp9-	○	3-12
	日本初の留学プログラム、「ハイブリッド留学」が日本工学教育協会の「工 学教育賞」などを受賞 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/news/2017/060291.html	○	3-13
	先進工学部 大学院接続型コース紹介ページ ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/admissions/requirement/about-consistent.html	○	3-14
4 教育課 程・学習成果	学修成果の評価の方針（アセスメント・ポリシー） ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/assessment_policy.html	○	4-1
	3ポリシー改訂手順 フロー図		4-2
	シラバス（授業計画）[SYLLABUS, Course Description] ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/student/syllabus_binran/syllabus.html#1	○	4-3
	情報学専攻 紹介ページ ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/faculty/graduate_school/md.html	○	4-4
	工学院大学教育評価改善委員会規程		4-5
	時間割編成ワーキンググループ要項		4-6
	履修フロー ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/student/syllabus_binran/110W/2023.html	○	4-7
	学生便覧（CAP制度） ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/student/syllabus_binran/milutj0000002a67-att/credit_curr_2022.pdf	○	4-8
	2019年度第8回（2020年2月17日開催）教育評価改善委員会 議事録		4-9
	2023年度 授業について ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/news/2022/2023022102.html	○	4-10
	2023年度実施 学生生活アンケート結果		4-11
	学習支援センター ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/student/campuslife/gscenter.html	○	4-12
	2024年度実施 学習支援センターFDSD研修会資料		4-13
	キャリア形成・就職サポートガイド		4-14
	ハイブリッド留学 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/student/learning/hybrid.html	○	4-15
	「修士論文・自己達成度チェック」「修士論文・研究達成度評価」 ウェブ サイト	○	4-17
	「博士論文・自己達成度チェック」「博士論文・研究達成度評価」 ウェブ サイト https://www.kogakuin.ac.jp/student/syllabus_binran/u53qdr00000037u3-att/grad_course_registration_2024_re3.pdf	○	4-18

	機械工学専攻カリキュラム表 コースワーク／特殊演習科目を配置 https://www.kogakuin.ac.jp/student/syllabus_binran/milutj0000002a67-att/grad_me_2022.pdf	○	4-19
	GPA分布状況		4-20
	工学院大学試験規程 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/student/syllabus_binran/fbb28u0000002j1z-att/a1654760705667.pdf	○	4-21
	卒業論文・卒業研究・学位論文の評価基準 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/student/syllabus_binran/t5eu690000000	○	4-22
	建築学部「卒業研究実施要領」		4-23
	工学院大学学位規則 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/student/syllabus_binran/a1523239297317.pdf	○	4-24
	工学院大学学位（課程博士）請求論文提出に関する申請手続き ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/student/syllabus_binran/u53qdr00000037u3-att/grad_course_registration_2024_re3.pdf	○	4-25
	学位論文評価基準（工学研究科博士課程） ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/student/syllabus_binran/t5eu690000000vc0t-att/assessment_criteria_doctor.pdf	○	4-26
	TOEIC-IPテスト 学内掲示		4-27
	卒業時アンケート結果 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/student/campuslife/satisfaction_survey.html	○	4-28
	授業アンケート 集計結果 https://www.kogakuin.ac.jp/student/campuslife/inquiry.html	○	4-29
5 学生の受け入れ	工学院大学アドミッションポリシー ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/admission.html	○	5-1
	入試ガイド		5-2
	募集要項		5-3
	大学院案内		5-4
	大学院募集要項 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/admissions/graduate/about_graduate.html	○	5-5
	工学院大学入試サイト ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/admissions/	○	5-6
	工学院大学大学院入試 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/admissions/graduate/index.html	○	5-7
	工学院大学学則 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/compliance_rules.html	○	5-8
	工学院大学大学院学則 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/compliance_rules.html	○	5-9
	令和4年度大学入学者選抜における好事例集 ウェブサイト https://www.mext.go.jp/content/20230525-mxt_daigakuc02-000005144_001.pdf#page=22	○	5-10
	入学試験委員会 議事録（2022年10月）		5-11
	令和7年度（2025年度）大学入学者選抜に係る「一般選抜」における 出題科目・出題範囲と「大学入学共通テスト利用」について（予告） ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/admissions/topics/2023/080801.html	○	5-12
	学費・奨学金 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/admissions/about/expenses.html	○	5-13
	自然災害による災害救助法適用地域にお住まいの方へ ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/admissions/saigai.html	○	5-14
	【2025年度入学者の皆様】奨学金オンライン相談会のご案内 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/admissions/topics/2024/2025012801.html	○	5-15
	工学院大学入学試験委員会規程		5-16
	入試判定会議構成メンバー		5-17
	工学院大学大学院専攻長会議規程		5-18
	2022年度内部質保証委員会 会議資料		5-19
	2023年度入学試験委員会 会議資料		5-20
	入試執行体制について		5-21
	大学院入試執行体制について		5-22
	工学院大学教授総会規程		5-23

	工学院大学入学試験問題の作成および採点に関する取り扱い内規 監督実施要領 ルーブリック評価 面接にあたっての心得 入学試験受験上の注意 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/admissions/requirement/caution.html 工学院大学に対する大学評価（認証評価）結果 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/internal_quality/t5eu69000001a7ms-att/certification_evaluation_2020.pdf 工学院大学大学院博士後期課程論文投稿支援補助規程 工学院大学助手規程 2023年度入試試験委員会 議事録	○	5-24 5-25 5-26 5-27 5-28 5-29 5-30 5-31 5-32
6 教員・教員組織	工学院大学大学教員候補者選考内規 工学院大学特任教員に関する規程 工学院大学学習支援センター規程 工学院大学教員資格認定基準 大学院工学研究科教員資格基準 工学院大学人事委員会規程 2024年度第1回～第2回人事委員会資料、及びメール審議 2024年度学部等事業計画（建築学部） 教育推進機構 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/faculty/edu/basic.html 工学院大学大学院工学研究科教員任用規程 工学院大学助教の任用に関する規程 工学院大学助手規程 2024年度 第2回学部長・部長会議資料 工学院大学客員教授規程 工学院大学非常勤特任教授規程 工学院大学プロジェクト研究に携わる総合研究所任期制教員任用規程 有期雇用学習支援センター教員就業規則 無期雇用学習支援センター教員就業規則 採用及び昇格基準についての教授会申し合わせ（案）（9/17/2008） 大学教員人事評価規程 教育推進機構内規 4月3日開催：新任教員研修会 資料 4月3日開催：大学役職者研修 資料 4月22日開催：合理的配慮FDSD研修資料（第1回） 6月5日開催：コンプライアンス研修 資料 6月12日開催：教員評価者研修 6月19日開催：合理的配慮FDSD研修資料（第2回） 8月21日開催：大学院プレFD 資料 11月28日開催：学習支援センター活動報告～学力向上への取り組みとその効果～ 資料 2月17日開催：安全推進委員会FDSD研修会 資料 3月5日開催：学習支援センター業務成果報告会 資料 2024年度FDSD研修計画表 大学教員人事評価 2024年度目標設定について（依頼） 工学院大学に対する大学評価（認証評価）結果（委員会案） 2024年度第1回人事委員会 議事要録	○	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7 6-8 6-9 6-10 6-11 6-12 6-13 6-14 6-15 6-16 6-17 6-18 6-19 6-20 6-21 6-22 6-23 6-24 6-25 6-26 6-27 6-28 6-29 6-30 6-31 6-32 6-33 6-34 6-35
7 学生支援	学生支援方針 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/support.html SCAT 学生支援委員会規程 2024年度入学前スクーリング 資料 https://www.kogakuin.ac.jp/admissions/pre_univ.html 学習支援センター利用手引き 工学院大学における障害者の支援等に関する規程 202404_合理的配慮FD/SD研修会資料 202406_合理的配慮FD/SD研修会資料 学園奨学金貸付規程、学園百周年記念奨学金貸付規程、大学成績優秀学生奨励奨学金規程、学園創立125周年記念工学院大学入学試験成績優秀者奨学金規程、工学院大学大学院修士課程進学奨励学費減免規程 工学院大学学費納入規程、工学院大学大学院学費納入規程	○ ○ ○	7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 7-7 7-8 7-9

	工学院大学後援会給付奨学金規程、工学院大学後援会学生応急貸付規程、災害等の被災学生等の学費等減免に関する規程		7-10
	高等教育修学支援新制度について ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/student/money_insurance/hutankeigen.html	○	7-11
	学生延納 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/student/money_insurance/school_expenses.html	○	7-12
	さくら連絡網 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/news/2022/082201.html	○	7-13
	学生相談室のごあんない		7-14
	ハラスメント防のためのガイドライン https://www.kogakuin.ac.jp/about/compliance/harassment.html	○	7-15
	学校法人工学院大学ハラスメント防止規程		7-16
	工学院大学安全推進規程		7-18
	安全推進室FD/SD研修会資料		7-19
	就職・キャリア https://www.kogakuin.ac.jp/career/index.html	○	7-20
	キャリア形成・就職サポートガイド https://www.kogakuin.ac.jp/career/fbb28u0000002ky1-	○	7-21
	留学生の就職支援 就職・キャリア 工学院大学 https://www.kogakuin.ac.jp/career/international.html	○	7-22
	既卒者の皆さま 就職・キャリア 工学院大学 https://www.kogakuin.ac.jp/career/graduate_support.html	○	7-23
	ブレFD https://www.kogakuin.ac.jp/student/campuslife/pre_faculty_development.html	○	7-24
	リサーチプロジェクトが展示会「都市と建築を巡る60年」を開催 https://www.kogakuin.ac.jp/news/2024/101802.html	○	7-25
	工学院大学で採れたハチミツ入りオリジナルビールを「せいせき秋のビールまつり」で500本限定販売（10月3日～6日開催） https://www.kogakuin.ac.jp/news/2024/100191.html	○	7-26
	工学院大学VRプロジェクトがIVRC決勝大会に出場 https://www.kogakuin.ac.jp/news/2024/103002.html	○	7-27
	工学院大学アメリカンフットボール部が、関東学生アメリカンフットボール連盟3部リーグDブロックにて優勝 https://www.kogakuin.ac.jp/news/2024/121804.html	○	7-28
	工学院大学剣道部が第56回関東理工科学生剣道新人戦大会にて優勝 https://www.kogakuin.ac.jp/news/2024/111804.html	○	7-29
8 教育研究等環境	コンパス2029 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002o6p-att/midterm_plan_compass2029.pdf	○	8-1
	工学院大学の教育研究等環境の整備に関する方針 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/env_arrange.html	○	8-2
	2023年度第3回(第916回)教授総会資料		8-3
	Enterprise (Word、Excel、PowerPointなど) 開始について(掲示)		8-4
	情報セキュリティポリシー ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/compliance/infopolicy.html	○	8-5
	工学院大学学術情報センター工手の泉IzumiLIB ウェブサイト https://library.kogakuin.ac.jp/?page_id=2156		8-6
	業務委託契約書		8-7
	工学院大学における研究活動に係る研究者のガイドライン ウェブサイト att/pub_re01-3.pdf	○	8-8
	研究費使用マニュアル第9.0版 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/research/collaboration/fbb28u0000001	○	8-9
	工学院大学教員のサバティカル研修規程		8-10
	工学院大学ティーチングアシスタント規程		8-11
	総合研究所リサーチアシスタント規程		8-12
	総合研究所ポストドクター規程		8-13
	研究活動における不正行為への対応等に関する規程		8-14
	工学院大学における公的研究費の管理・監査の体制に関する規程		8-15
	「研究公正をめぐる最近の話題から」(2023年度FD・SD実施状況)		8-16
	(2020年度版)		8-17
	ヒトを対象とする研究に関する倫理審査委員会規程		8-18
	ヒトを対象とする研究に関する倫理審査委員会(第1回～第3回)委員会メモ		8-19

	工学院大学総合研究所運営委員会規程		8-20
	総合研究所運営委員会資料		8-21
	工学院大学学習支援センター運営委員会規程		8-22
	学習支援センター運営委員会資料		8-23
	FD・SD研修会（学習支援センターの利用状況分析～学生がより楽しく確実に学べるように～）資料		8-24
	工学院大学学術情報センター工手の泉運営委員会規程		8-25
	工学院大学学術情報センター工手の泉運営委員会資料		8-26
	日本工学教育協会 工学教育賞 日本工学教育協会賞受賞者一覧	○	8-27
	https://www.jsee.or.jp/jsee/wp-content/uploads/2024/09/kyoikusyo-2023.pdf		
	工学院大学科学教育センター運営委員会規程		8-28
	工学院大学科学教育センター運営委員会資料		8-29
	八王子市環境フェスティバルパンフレット（2024）		8-30
	工学院大学教育開発センター規程		8-31
	2024年度 第3回教育開発センター会議資料		8-32
	工学院大学ものづくり支援センター運営委員会規程		8-33
	ものづくり支援センター運営委員会会議資料		8-34
			8-35
9 社会連 携・社会貢献	VISION150 ウェブサイト	○	9-1
	https://www.kogakuin.ac.jp/about/action/vision150.html		
	コンパス2017 ウェブサイト	○	9-2
	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002o6p-att/midterm_plan_compass2017.pdf		
	コンパス2023 ウェブサイト	○	9-3
	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002o6p-att/midterm_plan_compass2023.pdf		
	コンパス2029 ウェブサイト	○	9-4
	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002o6p-att/midterm_plan_compass2029.pdf		
	工学院大学利益相反マネジメントポリシー	○	9-5
	https://www.kogakuin.ac.jp/about/compliance/fbb28u0000002h3z-att/profitreciprocity_policy.pdf		
	工学院大学産学官連携ポリシー	○	9-6
	https://www.kogakuin.ac.jp/research/collaboration/fbb28u0000008b54-att/collabo_policy.pdf		
	工学院大学産学官連携規程	○	9-7
	https://www.kogakuin.ac.jp/research/collaboration/fbb28u0000008b54-att/collabo_policy.pdf		
	工学院大学社会連携・社会貢献方針	○	9-8
	https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/social_collabo.html		
	工学院大学国際化推進の基本方針	○	9-9
	https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/internationalization.html		
	工学院大学科学教室	○	9-10
	https://www.kogakuin.ac.jp/science/		
	八王子市新産業創出センター	○	9-11
	https://www.kogakuin.ac.jp/news/2019/2020022101.html		
	イノベーション・ジャパン2024	○	9-12
	https://www.jst.go.jp/tt/fair/doc/report/report_ij2024.pdf		
	新技術説明会	○	9-13
	https://www.kogakuin.ac.jp/news/2023/091401.html		
	諏訪圏工業メッセ	○	9-14
	https://suwamesse.jp/		
	おおた研究開発フェア	○	9-15
	https://ota-tech.net/2024/		
	建築再生展	○	9-16
	https://rrshow.jp/2024/		
	CEATEC2024	○	9-17
	https://www.ceatec.com/ja/news/news20241010_01.html		
	メッセナゴヤ	○	9-18
	https://www.messenagoya.jp/		
	医薬工連携シンポジウム	○	9-19
	https://www.kogakuin.ac.jp/news/2023/100201.html		
	仙台防災未来フォーラム	○	9-20
	https://sendai-resilience.jp/mirai-forum2024/		
	東京都立多摩科学技術高等学校オンラインシンポジウム	○	9-21
	https://www.kogakuin.ac.jp/research/corporation/symposium/20241		
	化学グランプリ二次試験の実験を体験するワークショップ	○	9-22

	https://www.metro.ed.jp/tachikawa- 工学院大学 夏休みワークショップ	○	9-23
	https://www.kogakuin.ac.jp/news/2024/082991.html TSS (13th Toyama Science Symposium)	○	9-24
	https://www.kogakuin.ac.jp/research/corporation/symposium/20250 東京都内SSH指定校合同発表会	○	9-25
	https://www.kogakuin.ac.jp/news/2024/121501.html ISDCプログラム	○	9-26
	https://www.kogakuin.ac.jp/research/collaboration/isdc.html https://www.kogakuin.ac.jp/news/2024/071801.html 工学院大学ハイブリッド留学	○	9-27
	https://www.kogakuin.ac.jp/student/learning/hybrid.html キャンパス・アテンディング・プログラム (CAP)	○	9-28
	https://www.kogakuin.ac.jp/student/learning/cap.html ISAT	○	9-29
	https://www.kogakuin.ac.jp/isat/ さくらサイエンスプログラム	○	9-30
	https://www.kogakuin.ac.jp/news/2022/110701.html 自己点検・評価報告書	○	9-31
	https://www.kogakuin.ac.jp/about/internal_quality/self_check.html 工学院大学研究活動報告書	○	9-32
	https://www.kogakuin.ac.jp/research/r_insutitute/report_list.html		
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	長期目標『VISION150』 ウェブサイト	○	10(1)-1
	https://www.kogakuin.ac.jp/about/action/vision150.html コンパス2017 ウェブサイト	○	10(1)-2
	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002o6p-att/midterm_plan_compass2017.pdf コンパス2023 ウェブサイト	○	10(1)-3
	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002o6p-att/midterm_plan_compass2023.pdf コンパス2029 ウェブサイト	○	10(1)-4
	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002o6p-att/midterm_plan_compass2029.pdf 経営方針説明会 (4/15/2024)		10(1)-5
	年頭挨拶 (1/6/2025)		10(1)-6
	学校法人工学院大学第1044回理事会議事録 (12/15/2017)		10(1)-7
	公示 (9/29/2023)		10(1)-8
	工学院大学学長選任規程		10(1)-9
	工学院大学学則 ウェブサイト	○	10(1)-10
	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/compliance_rules.html 学校法人工学院大学寄附行為 ウェブサイト	○	10(1)-11
	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/endowment.html 2024年度学生生活アンケート		10(1)-12
	学校法人工学院大学危機管理規程		10(1)-13
	工学院大学の教育研究等環境の整備に関する方針 ウェブサイト	○	10(1)-14
	https://www.kogakuin.ac.jp/about/policy/env_arrange.html 12月19日開催：管理者研修 資料		10(1)-15
	4月3日開催：新任教員研修会 資料		10(1)-16
	4月3日開催：大学役職者研修 資料		10(1)-17
	4月22日開催：合理的配慮FDSD研修資料 (第1回)		10(1)-18
	6月5日開催：コンプライアンス研修 資料		10(1)-19
	6月12日開催：教員評価者研修		10(1)-20
	6月19日開催：合理的配慮FDSD研修資料 (第2回)		10(1)-21
	8月21日開催：大学院プレFD 資料		10(1)-22
	果～ 資料		10(1)-23
	2月17日開催：安全推進委員会FDSD研修会 資料		10(1)-24
	3月5日開催：学習支援センター業務成果報告会 資料		10(1)-25
	工学院大学に対する大学評価 (認証評価) 結果 (委員会案)		10(1)-26
	工学院大学外部評価委員会規程		10(1)-27
	2024年度工学院大学外部評価委員会議事録 (9/21/2024)		10(1)-28
	工学院大学 2023年度大学外部評価委員会の総括		10(1)-29
	学長からの改善指示		10(1)-30
	2024年度監査計画書 ウェブサイト	○	10(1)-31
	https://www.kogakuin.ac.jp/research/collaboration/fbb28u00000001 工学院大学ガバナンス・コード<第1版> ウェブサイト	○	10(1)-32

	https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u00000064v0-att/governancecode.pdf		
10 大学運営・財務 (2) 財務	コンパス2029 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/fbb28u0000002o6p-att/midterm_plan_compass2029.pdf	○	10(2)-1
	長期目標『VISION150』 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/action/vision150.html	○	10(2)-2
	学校法人工学院大学2025年度予算編成について		10(2)-3
	財務状況 2023(令和5)年度 ウェブサイト https://www.kogakuin.ac.jp/about/kogakuin/financial/index.html	○	10(2)-4
	外部資金獲得状況年度別一覧		10(2)-5
	2025(令和7)年度 予算案		10(2)-6
	資金運用委員会資料		10(2)-7